

第3期

半田市子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月（策定）

愛知県半田市

はじめに

「半田市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法に基づき、計画期間を5年とし、これまでに、平成27年度からの第1期、令和2年度からの第2期を策定してまいりました。今般、第2期計画が令和6年度末をもって計画期間を終了するにあたり、第3期計画を策定いたしました。

第2期計画期間中には、令和4年4月に子育て分野に特化した子ども未来部を新たに設け、部内には妊娠期から出産、子育て期に至る過程をスムーズに切れ目なく伴走支援する体制を強化するため、子育て相談課を設置いたしました。半田市にお住まいのすべての家庭が、安心して子育てできる環境整備に積極的に取り組んでいるところです。

一方で、全国的に出生数の減少は想定を上回る速度で進行し、現在も人口減少に歯止めがかかっていません。また、仕事と家庭の両立、こどもの貧困や児童虐待の問題、子育ての孤立感や負担感などにより、こども・子育てを取り巻く環境は依然として子育て世帯にとって厳しい状況にあります。

第3期計画では、第2期計画の基本理念や大きな方向性は踏襲しつつ、国の制度変更や社会情勢の変化などへの対応を盛り込み、本市のこども・子育て支援をさらに推進してまいります。

半田市にお住まいのすべてのご家庭に、「半田で子育てをしてよかった。」「半田で子育てをしたい。」と言ってもらえるよう、本市の掲げる「はたらく親を応援するまち」を目指して、引き続き子育て支援に取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました半田市子ども・子育て会議委員の皆様、並びにニーズ調査やパブリックコメントにご協力頂きました市民の皆様に心から感謝申し上げます。



令和7年3月

半田市長 久世啓宏



凡例

◆ 「こども」の表記については、以下のような特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いています。

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合
- ② 固有名詞を用いる場合（既存の予算事業名や組織名等）
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

目次

第1章 計画策定の背景及び目的.....	1
1. 計画策定の背景.....	1
(1) こども・子育てを取巻く環境	
(2) 国の取組み	
(3) 本市における計画策定	
2. 計画の位置づけ.....	5
(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画	
(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく計画の推進	
(3) 他の関連計画との整合性と計画推進	
3. 計画の対象.....	7
4. 計画の期間.....	7
第2章 現状と課題.....	8
1. 第2期半田市子ども・子育て支援事業計画の成果と課題.....	8
2. 統計データからみた半田市のこども・子育ての現状.....	13
(1) 人口動向	
(2) 世帯の状況	
3. 幼稚園、保育園等の園児数及び小学校児童数の状況.....	21
(1) 幼稚園等の入園状況	
(2) 保育園等	
(3) 待機児童の状況	
(4) 小学校	
4. 子育て支援事業.....	25
5. ニーズ調査結果.....	30
(1) こどもと家族の状況	
(2) 子育ての環境	
(3) 保護者の就労状況	

- (4) 教育・保育のニーズ
- (5) 地域子育て支援拠点事業
- (6) 病児・病後児保育
- (7) 一時預かり
- (8) 短期入所支援事業
- (9) 放課後の過ごし方
- (10) 子育てに関する保護者の意識

6. 統計データ及びニーズ調査結果からみた課題 57

- (1) こどもと家族の環境
- (2) 教育・保育
- (3) 子育て支援に関する各種サービス
- (4) 子育てに対する意識

第3章 計画の基本的な方針..... 61

- 1. 計画の基本理念..... 61
- 2. 施策の方向性..... 61
- 3. 施策の体系..... 62
- 4. こどもの権利の保障..... 68

第4章 施策の展開..... 69

- 1. 重点的に進める取組み..... 69
- 2. 子ども・子育て支援制度について..... 73
 - (1) 子ども・子育て支援制度に基づく給付・事業について
 - (2) 認定区分
 - (3) 量の見込みの算出
 - (4) 提供区域の設定
- 3. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の方策・実施時期..... 77
 - (1) 教育・保育事業
 - (2) 量の見込み

(3) 提供体制の確保の方策	
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の方策・実施時期.....	86
(1) 利用者支援事業	
(2) 妊婦等包括相談支援事業	
(3) 妊婦健診	
(4) 産後ケア事業	
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	
(6) 養育支援訪問事業	
(7) 子育て世帯訪問支援事業	
(8) 子育て短期支援事業	
(9) 地域子育て支援拠点事業	
(10) ファミリー・サポート・センター事業	
(11) 一時預かり事業	
(12) 延長保育事業	
(13) 病児保育事業	
(14) 放課後児童健全育成事業	
(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
(16) 多様な事業者の参入を促進する事業	
(17) 児童育成支援拠点事業	
(18) 親子関係形成支援事業	
(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	
5. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容.....	112
(1) 目的	
(2) 教育・保育の一体的な提供の推進	
(3) 認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校との連携の推進	
(4) 教育・保育の質の向上及び国際化等に伴う体制整備の推進	
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	115

7. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	115
(1) 教育・保育施設等の情報提供	
(2) 教育・保育施設等の環境整備	
8. こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策	116
(1) 児童虐待防止対策の充実	
(2) 障がい児施策の充実等	
9. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が	
図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	119
(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	
(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備	
10. こどもの貧困の解消に向けた対策の推進	120
(1) こどもに関する支援	
(2) 家庭に関する支援	
 第5章 計画の推進に向けて	122
1. 計画の推進にあたって	122
2. 推進体制	122
3. 計画の達成状況の点検及び評価	122
4. 計画の見直し	122
 資料編	123

第3期半田市子ども・子育て支援事業計画とSDGs

SDGs (Sustainable Development Goals) は、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、平成 27 年 (2015 年) の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことであり、令和 12 年 (2030 年) までを期限とする世界共通の目標です。持続可能な世界を実現するために 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、経済・社会・環境を包含する統合的な取組を示しています。

国では、「SDGs 実施指針改定版」(令和元年 (2019 年) 12 月 20 日)において、「現在、日本国内の地域においては、人口減少、地域経済の縮小等の課題を抱えており、地方自治体における SDGs 達成へ向けた取組は、まさにこうした地域課題の解決に資するものであり、SDGs を原動力とした地方創生を推進することが期待されている」とされています。

そこで、本計画と SDGs の目標を関連付け、SDGs の推進を図ります。

SDGs ロゴと 17 のゴール	本計画に関連するゴール
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS	

第1章 計画策定の背景及び目的

1. 計画策定の背景

(1) こども・子育てを取り巻く環境

わが国ではこどもに関するさまざまな施策の充実に取り組んできましたが、少子化は依然として進行しており、令和4年の出生数は77万759人となり、過去最少の数字となりました（合計特殊出生率は1.26で過去最低）。

また、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き世帯の増加、価値観やライフスタイルの多様化などにより、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

さらに、こどもを取り巻く環境も、情報化や国際化、価値観の多様化など、昨今の社会的背景により大きく変化しており、近年は、不登校や虐待、こどもの貧困等についても増加傾向にあり、状況は深刻化しています。

(2) 国の取組み

○こども基本法の成立とこども家庭庁の設置

令和3年12月に閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」等に基づき、令和4年6月、こども家庭庁設置法が成立、令和5年4月からこどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とする「こども家庭庁」が創設されました。また同時に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が成立しました。

○児童福祉法等の改正

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、令和4年6月に児童福祉法等の一部を改正する法律が成立しました。これにより、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化など、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を行うこととなりました。

○「こども未来戦略」の策定

急速な少子化対策として、令和5年12月に「こども未来戦略」が閣議決定されました。令和8年度までの3年間で集中取組期間と位置付け、その期間に実施する具体的な政策を「こども・子育て支援加速化プラン」として示しています。具体的には4つの柱（「経済的支援の強化」、「全てのこども・子育て世帯への支援」、「共働き・共育での推進」、「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」）とそれを支える安定的な財源の確保方策（「子ども・子育て支援金制度」等）から構成されています。

○子ども・子育て支援法等の一部改正

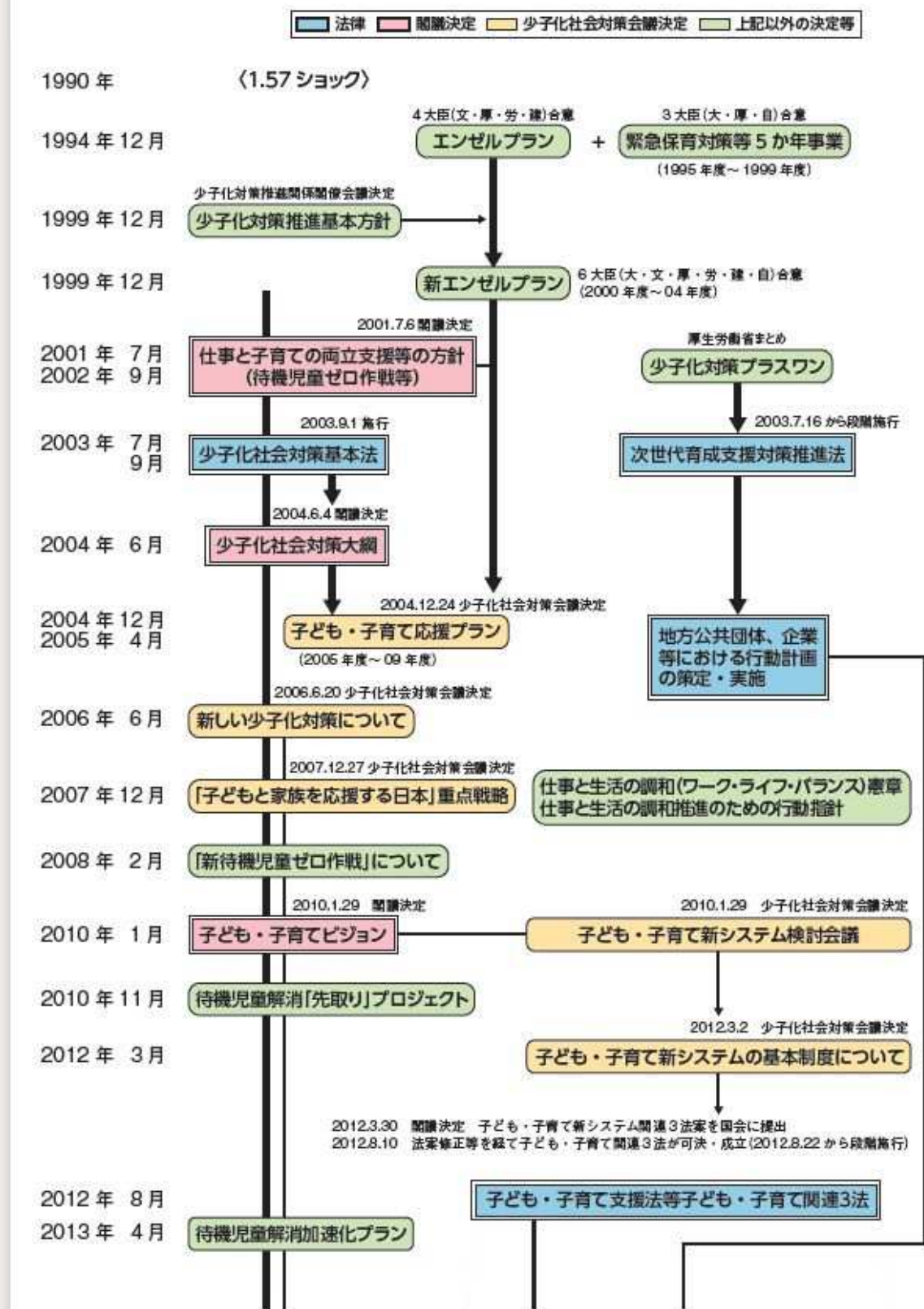
令和6年6月、「こども未来戦略」の「こども・子育て支援加速化プラン」に盛り込まれた施策への対応を踏まえ、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立しました。ライフステージを

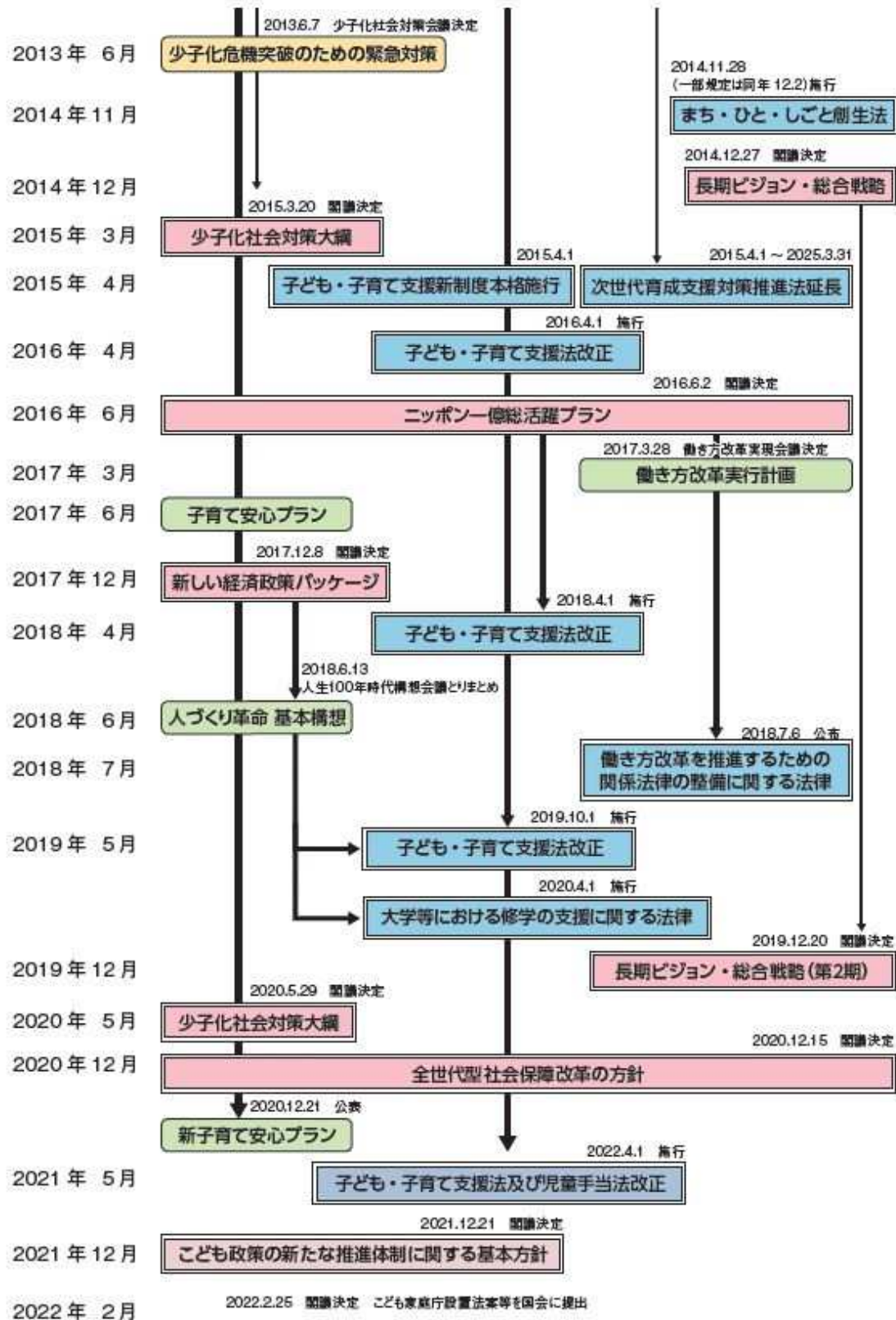
通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるためのこども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるためのこども・子育て支援金制度を創設することとなりました。

○次世代育成支援対策推進法の延長

我が国における少子化対策の強化の一環として、次代を担うこどもが健やかに生まれ育成される環境を、社会全体で整備する時限法として平成 15 年 7 月に制定された次世代育成支援対策推進法は、令和 6 年 5 月の改正により、令和 17 年 3 月 31 日まで、10 年間延長されています。

国のこれまでの取り組み





資料：内閣府資料

（３）本市における計画策定

「第３期半田市子ども・子育て支援事業計画」（以下「計画」という。）は、新たな国の政策のもと、第２期計画の進捗状況を踏まえる中で、こどもや子育て家庭を取り巻く現状を反映させ策定するものです。

第２期計画と同様に国の計画策定の趣旨に則り、本市における今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の方策を示します。

また、「こども基本法」の趣旨を踏まえ、本市のこども施策全体の方向性を示す計画としています。

２．計画の位置づけ

（１）子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、これに即して各年度の「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと提供体制の確保の方策、実施時期を定めます。

（２）次世代育成支援対策推進法に基づく計画の推進

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」《資料編：資料 9（145 ページ）参照》の市町村行動計画として位置付けられる下記の内容をあわせて推進するものとし、一体的な計画として策定します。

①地域における子育て支援

○子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進し、また、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう情報提供を行うことが求められます。

そこで、本市の公的な支援拠点が中心となって、地域関係団体等のネットワークの構築、効果的な情報提供に取り組みます。

○世代間交流の推進

地域における子育て支援を実施するに当たっては、保育所や幼稚園等における子育て支援のみならず、地域のニーズに応じた子育て支援を充実するため、支援の担い手となる人材の確保が重要です。

そこで、地域の高齢者、学生ボランティアの参画を得る等、人材の効果的な活用により、世代間交流の推進に取り組みます。

②母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進

母親並びに乳児及び幼児等の健康の確保・増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実が求められています。

本市では、こども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期までにわたる切れ目ない支援の提供等、母子保健法に基づく施策《資料編：資料 4（134 ページ）、資料 9（146～147 ページ）参照》

»に取り組めます。

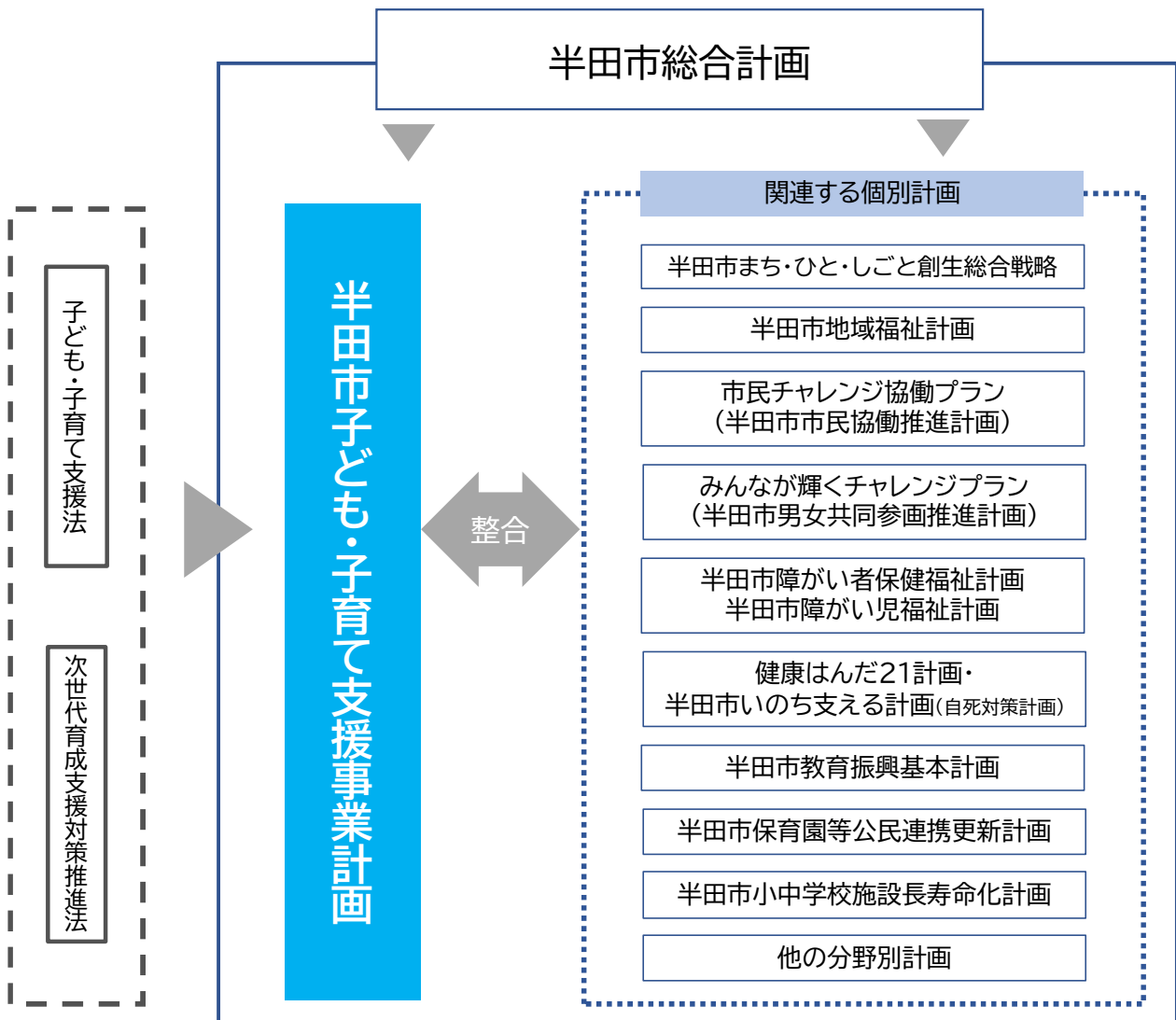
③こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手であるこどもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校の教育環境等の整備に努める必要があります。

本市では、「第2次学校教育HANDAプラン」《資料編：資料5－1（135ページ）参照》を策定しており、本計画と調和を保ちながら、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成、信頼される学校づくり、幼児教育の充実に取り組んでいきます。

（３）他の関連計画との整合性と計画推進

本計画は、本市のまちづくりの基本となる上位計画である「第7次半田市総合計画」をはじめ、その他のこども・子育て施策に関連する個別計画と整合を図りながら、こどもや子育て家庭の支援を推進します。



3. 計画の対象

計画の対象は、生まれる前から概ね18歳までのこどもとその家庭とします。

なお、様々な子育て支援を市と連携・協力して実施する地域、認定こども園、幼稚園及び保育園や学校、NPOや市民活動団体、企業なども対象とします。

4. 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間中においても計画内容に見直しが必要となった場合には、計画を変更し、子ども・子育て支援の更なる推進を図ります。

第2章 現状と課題

1. 第2期半田市子ども・子育て支援事業計画の成果と課題

令和2年3月に策定した第2期半田市子ども・子育て支援計画では、子ども・子育て支援の推進にあたって、施策を体系化し、重点的に進める施策を定めました。その取組内容について成果と今後の課題を施策の方向性ごとに整理しました。

妊娠準備期～出産

①安心して出産できる環境づくりを推進する

主な取組み

- 子育て世代包括支援センターでの支援の実施（利用者支援事業の実施）
- 子育て支援情報全般の集約と発信

成果

- 令和4年4月から機構改革により子育て相談課にて利用者支援（基本型及び母子保健型）、また、子育て支援センターに新たに利用者支援（基本型）を実施したことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図りました。
- 子育て相談課を設置したことで、令和4年12月から家庭児童相談員が中心となり、主任児童委員や保健師等が乳児家庭全戸訪問を実施しており、乳幼児期からの継続的な関わりや必要に応じた相談支援を行っています。
- 令和5年度に子育て応援サイト「はんだっこネット」をリニューアルして利便性の向上を図り、また、子育て情報のわかりやすい発信に努めました。
- 令和5年9月から母子手帳アプリを新たに導入しました。これにより、乳幼児健康診査や予防接種、各種教室開催等の情報配信に加え、予防接種スケジュールの確認、乳幼児健診結果や予防接種記録のデータ連携等が可能となり、利便性の充実を図りました。
- 令和5年度より、出産・子育て応援給付金として経済的な支援を実施しました。

課題

- 核家族化が進行するなか、発達支援相談「あゆみ」や家庭児童相談室への相談件数は、増加傾向にあります。妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関が子育て家庭との接点を増やし、こどもの状況把握の機会を増やすことで、子育て家庭が子育てしやすい環境や支援サービスの提供、それぞれの家庭の状況に応じた支援を切れ目なく行うことが求められます。
- 出産・子育て応援給付金は令和7年度より「妊婦のための支援給付」として継続実施されるため、妊娠期間中においても負担なく申請から受給までが可能な体制の構築が必要です。

②乳幼児を健やかに育てられる環境づくりを推進する

主な取組み

- 地域子育て支援拠点事業の推進
- 地域の子育て支援団体等との連携強化

成果

- 各地域子育て支援拠点相互の連携を図るため、年1回の情報交換会を実施しました。
- 地域で活動する子育て支援団体等との連携を図るため、子育てネットサロンを開催しました。

課題

- 地域子育て支援拠点事業は、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や育児相談ができる地域子育て支援拠点として、地域のニーズに合った継続的な運用が求められます。
- 制度改定等、社会の変化に対応できる環境づくり、体制整備が求められます。

③幼児教育・保育の充実を図る

主な取組み

- 幼児教育・保育の一体的な運営の推進
- 待機児童対策の推進
- 公民連携の推進 等

成果

- 多様化する教育・保育ニーズ、低年齢児（0～2歳児）の待機児童対策や少子化等の課題に対応するため、令和9年4月から（仮称）成岩こども園の開設を決定しました。これにより、適正な利用定員の確保を図ります。
- 待機児童対策の推進として、令和5年4月から花園保育園を民営化し、にじいろ保育園花園を開園。また、令和6年4月から小規模保育事業所を1園開園し、利用定員の増加を図りました。

課題

- 質の高い教育・保育の提供、施設環境の充実・整備については、令和元年度に策定した「半田市保育園等公民連携更新計画」に基づき実施しているところです。引き続き保育ニーズの高まりが予想されるなか、とくに低年齢児の定員拡大を行う必要があります。

④こどもの教育や育成支援の充実を図る

主な取り組み	■教育・支援員の拡充 ■いじめや不登校等対策の推進 ■特別なニーズに対応した教育 等
--------	--

成果

- 児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校規模に応じて市内小中学校に学校生活支援員を配置しました（小学校：36名、中学校：16名）。
- 特別な支援を必要とする児童生徒に対して、適正な支援を行うことができるように、特別支援学級補助員を配置しました（小学校：26名、中学校：5名）。
- こどもが安心・安全に過ごせる居場所の環境整備として、令和6年度から小学校児童放課後等居場所づくり事業を推進しています（横川小学校内で、既存施設を放課後児童クラブとして一部開設）。

課題

- すべてのこどもが質の高い教育を公平に受けられるよう、引き続き環境を整備していく必要があります。
- 放課後児童クラブについては、こどもの人数が減少する一方で、共働き家庭の増加が予想されるなか、今後も利用ニーズに対応していくことが求められます。

⑤安心して子育てが行える環境の充実を図る

主な取り組み	■総合相談窓口体制の整備（子ども家庭総合支援拠点） ■子ども医療費助成の拡大 ■子どもの学習・生活支援事業の充実 等
--------	--

成果

- 令和4年4月から子ども家庭総合支援拠点を設置しました。また、国から子育て世代包括支援センターと一体的に支援することが求められ、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関として「こども家庭センター」を併せて設置しました。
- 保護者の経済的な負担の軽減のため、令和7年度から中学生・高校生の通院について、保険診療に係る自己負担額の全額助成を開始します。

課題

- こどもの成長に応じた子育てに関する情報提供や気軽に相談できるオンライン窓口による相談体制の整備を通じて、子育てに悩んでいる保護者への更なる支援が求められます。
- ひとり親家庭等自立支援事業におけるさまざまな取り組みのうち、利用実績がないものもあるため、情報発信の強化に加え、社会情勢の変化や利用者のニーズを把握し、新たな取り組みを検討・提案する必要があります。
- こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの“現在”の貧困を解消するとともに、こどもの“将来”の貧困を防ぐ取り組みを推進・加速していくことが求められています。

⑥子育てにやさしい社会の形成を推進する

主な取組み

- 地域の子育て支援団体等の育成・支援
- 地域の子育て支援団体等のネットワーク化の推進

成果

- 地域子育てネットワーク連絡会を開催する等、地域におけるネットワークの充実を図る取り組みを通じて、地域との連携に努めました。

課題

- 核家族化が進行するなか、子育て家庭が孤立しないよう、地域で子育てを支援する団体の育成や支援を引き続き行う必要があります。

⑦仕事と家庭の両立を支援する

主な取組み

- 多様な預かり事業の整備・推進

成果

- 子育て支援センターの乳幼児一時預かりについて、保育士の配置を1人増員し、受け入れ枠の拡大を図りました。
- 一時保育事業について、私的保育サービスの利用要件を「1週につき2日、かつ1か月につき5日以内まで」に拡充しました。
- 幼稚園において、夏休みの預かり保育を開始しました。また、冬休み、春休みについても令和7年度から開始する準備を進めています。

課題

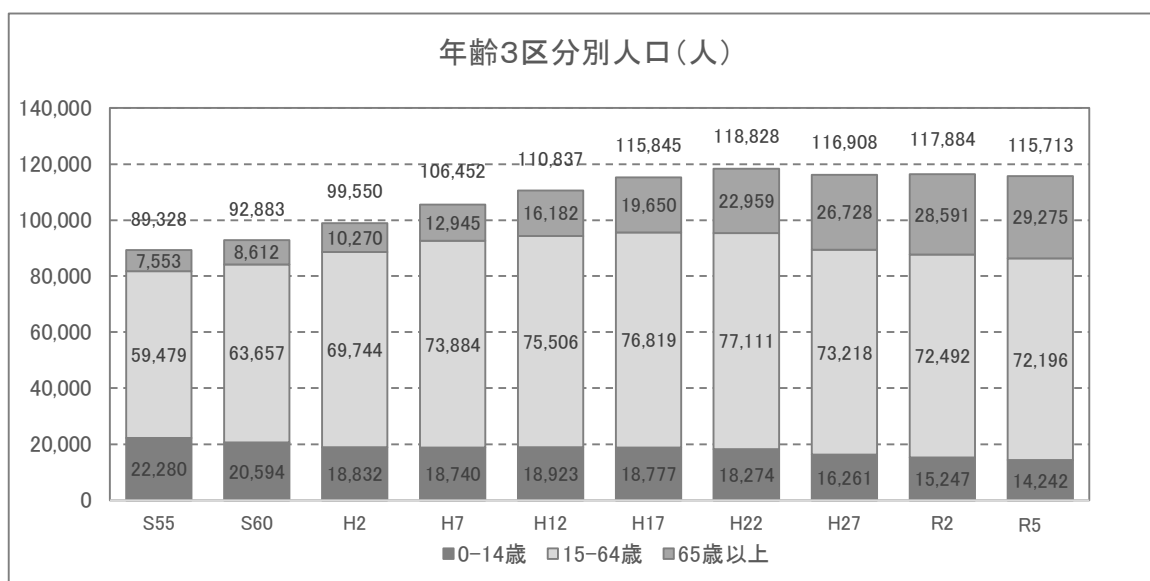
- 母親の就業率が増加傾向にあるなか、今後も保育ニーズの増加が予想されます。働く保護者の多様なニーズに対応できる事業を実施していく必要があります。
- 制度改定等、社会の変化に対応できる環境づくり、体制整備が求められます。

2. 統計データからみた半田市のこども・子育ての現状

(1) 人口動向

本市の人口の推移

本市の人口は平成 22 年までは増加傾向でしたが、以降は減少傾向に転じています。年齢 3 区分別人口を見ると、年少人口（0～14 歳）は減少傾向が続いています。生産年齢人口（15～64 歳）は昭和 55 年から増加傾向でしたが、平成 22 年以降減少傾向に転じています。一方、老年人口（65 歳以上）は増加傾向にあり、本市においても少子高齢化が顕著になっていることがわかります。

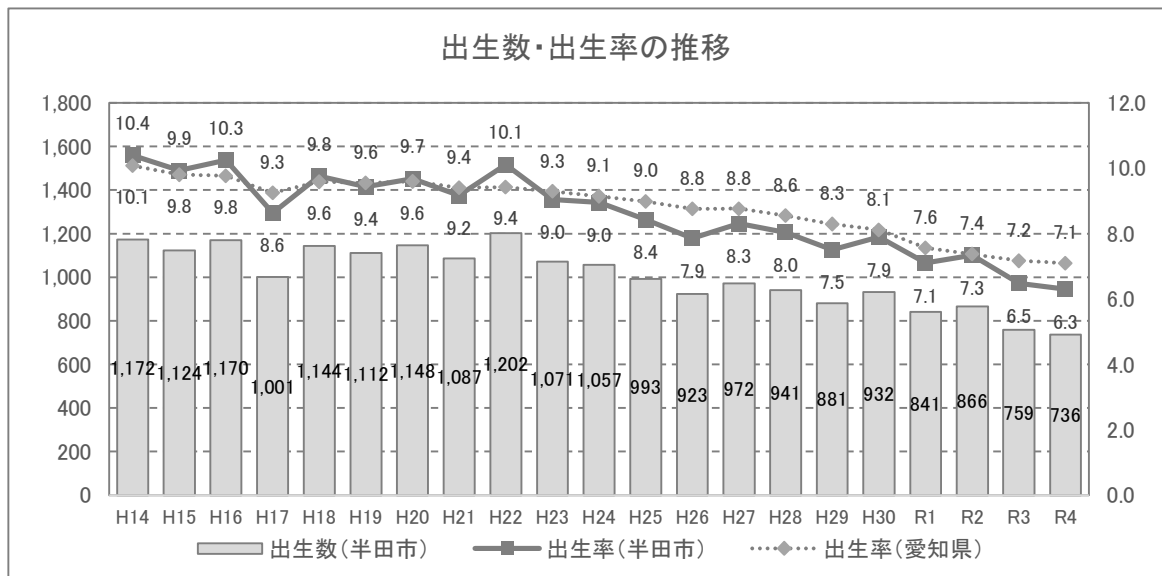


出典：国勢調査（S55 年～R2 年）・R5 は愛知県人口動向調査（各年 10 月 1 日現在）

出生数・出生率の推移

出生数、出生率ともに、全体的に減少傾向が続いています。

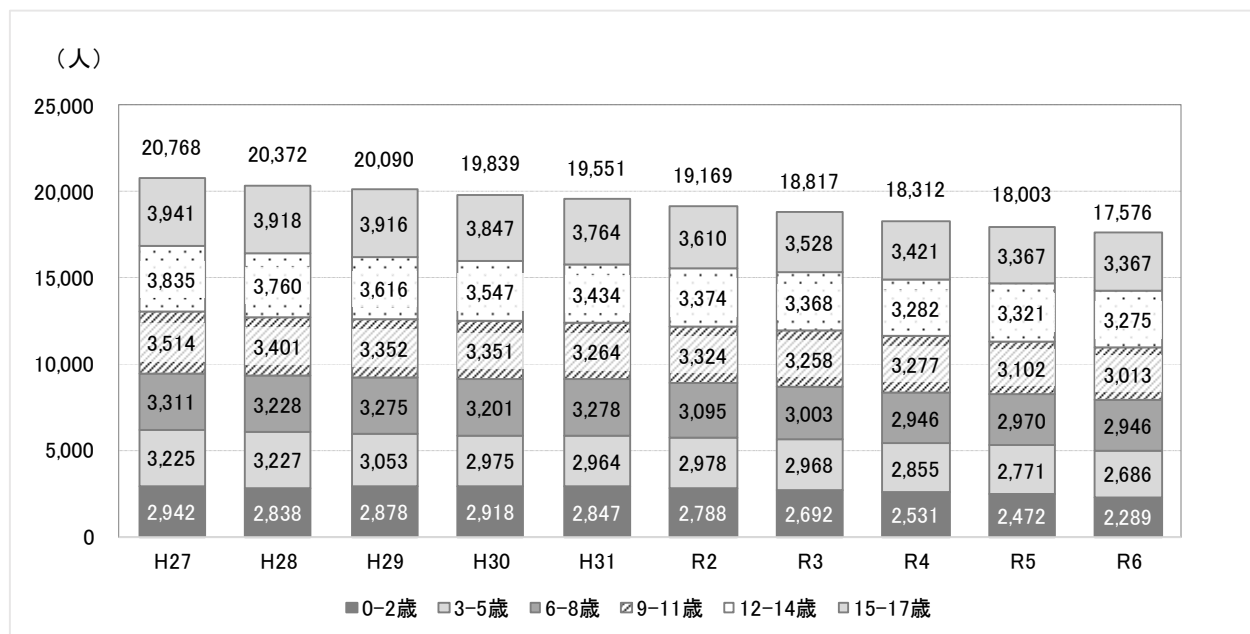
平成 22 年を最後に、愛知県の出生率よりも低い値で推移しています。



出典：愛知県衛生年報、愛知県人口動態統計

こども人口の推移

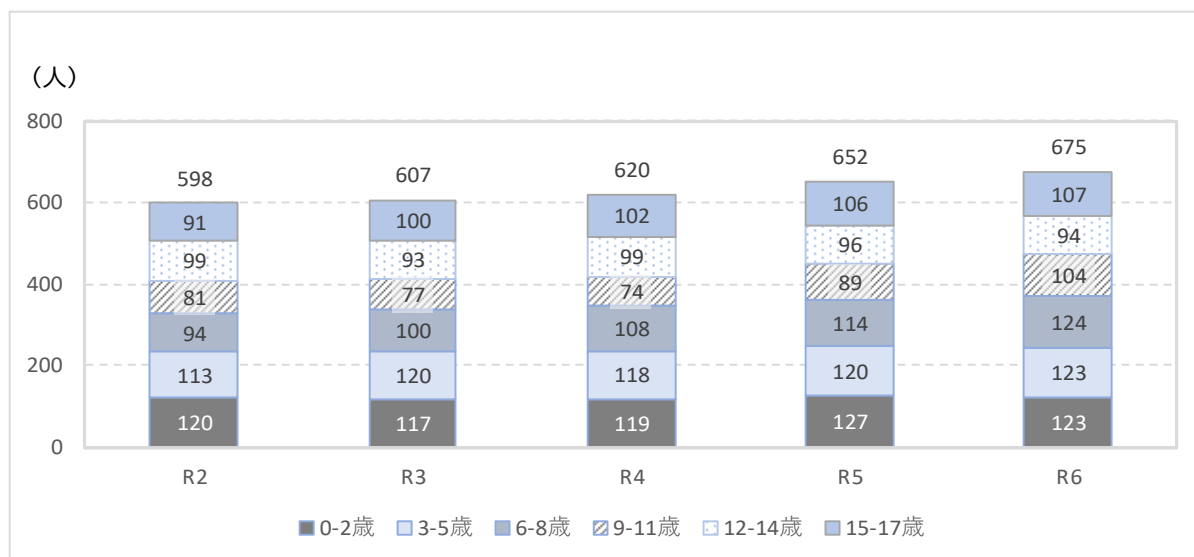
0～17歳までの人口総数は減少傾向にあり、平成27年と比べると3,192人減少しています。3歳ごとの年齢階層別でみると、どの年齢層も令和6年と10年前の平成27年と比べると300～600人台の減少となっています。また、最新の令和6年における3歳ごとの年齢階層をみると、年齢が低くなるにつれ人口が減少しています。前述のとおり出生数が減少しており、この傾向が続けば今後もこどもの数が減少していくことが見込まれます。



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

外国籍の18歳未満のこども人口の推移

外国籍のこども人口は増加傾向で推移しており、令和6年では675人となっています。これは、本市全体のこども人口17,576人の3.8%に相当します。

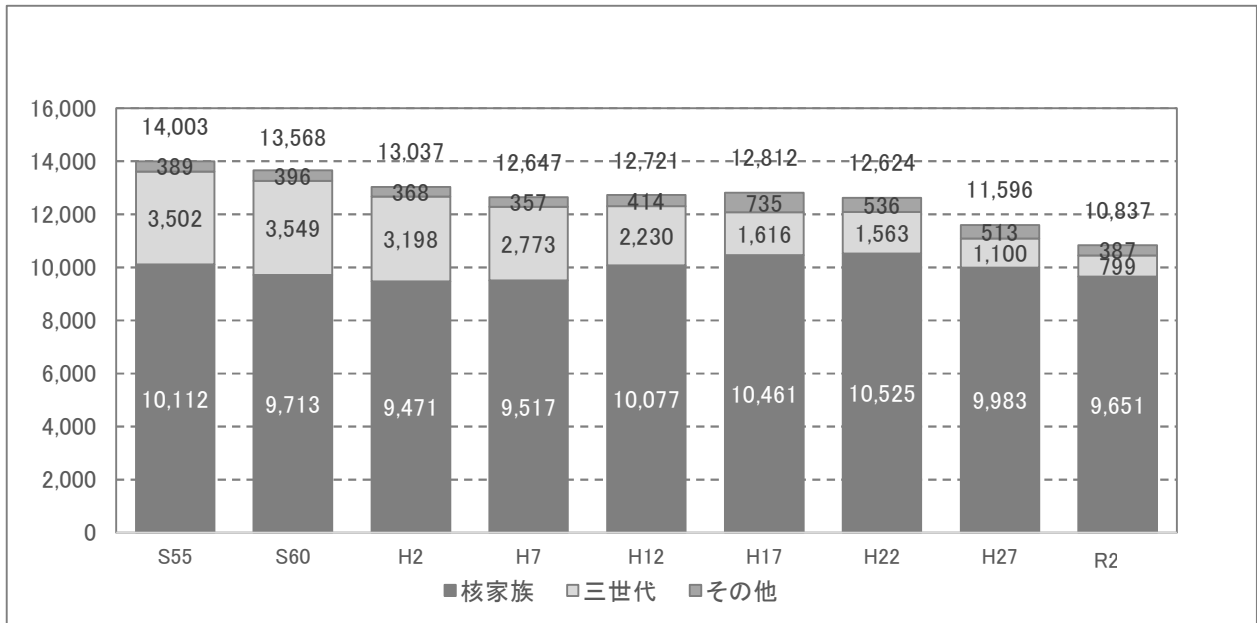


出典：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

こどものいる世帯の推移

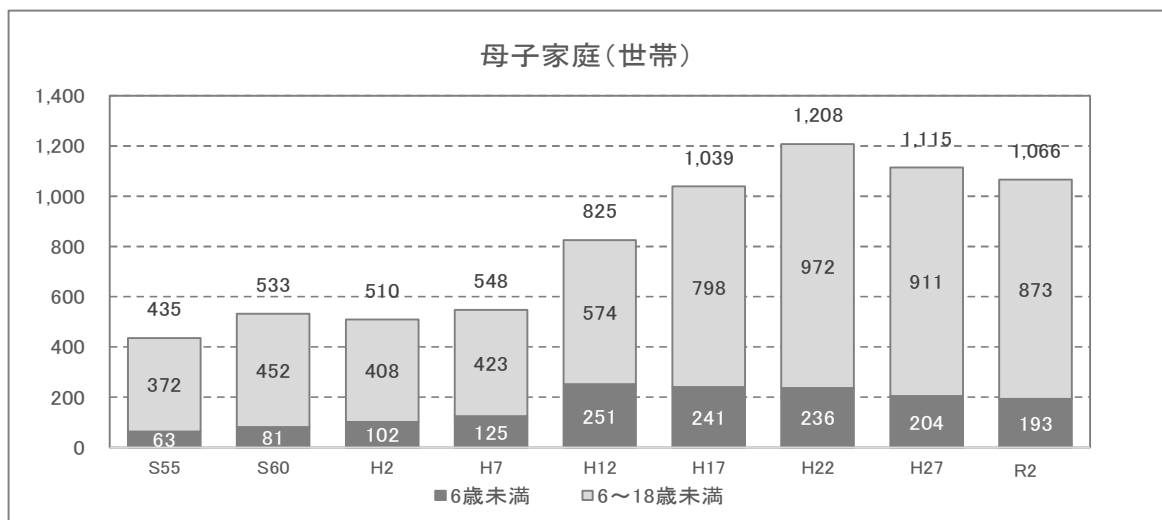
18歳未満のこどものいる世帯数は減少傾向で推移しています。世帯類型をみると、三世代の世帯数は大幅に減少し、令和2年にはこどものいる世帯のうち、核家族世帯が約9割を占めます。



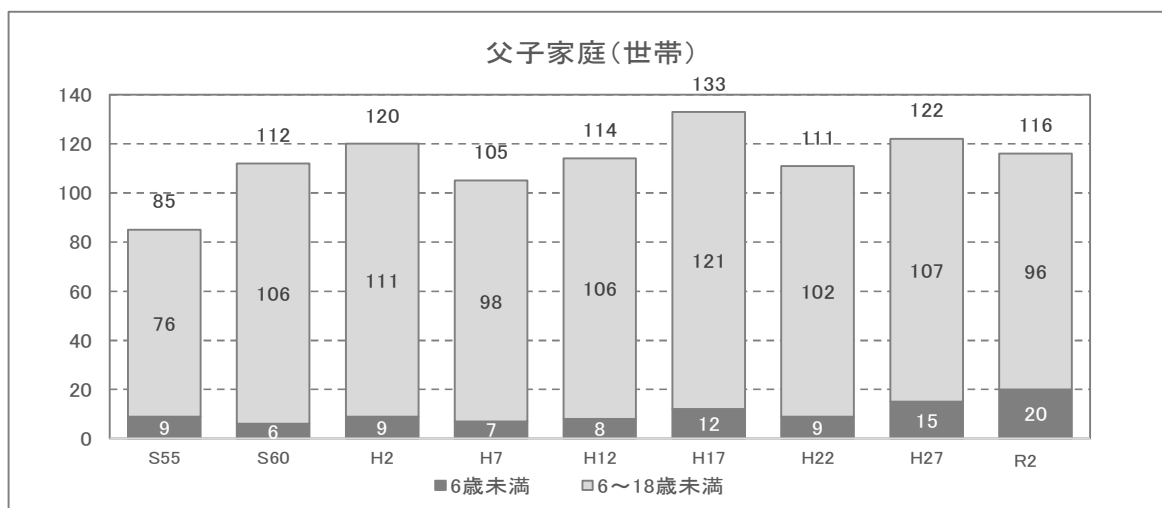
出典：国勢調査

ひとり親世帯の推移

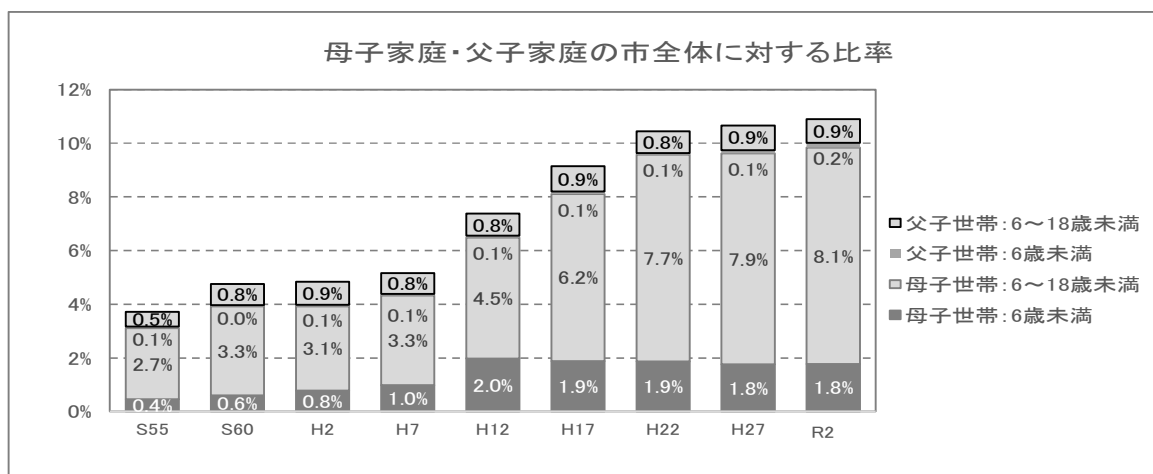
母子家庭世帯は平成 22 年までは増加傾向でしたが、その後減少傾向に転じています。一方、父子家庭世帯数はほぼ横ばいで推移しています。令和 2 年では、父子家庭世帯数が母子家庭世帯数の 1 割程度と少なくなっています。また母子家庭、父子家庭ともに 6～18 歳未満の子どもがいる世帯数の割合が 8 割以上を占めます。なお、18 歳未満の子どもがいる母子家庭・父子家庭の合計が市全体に対する割合は、令和 2 年度で約 11%となっています。



出典：国勢調査



出典：国勢調査

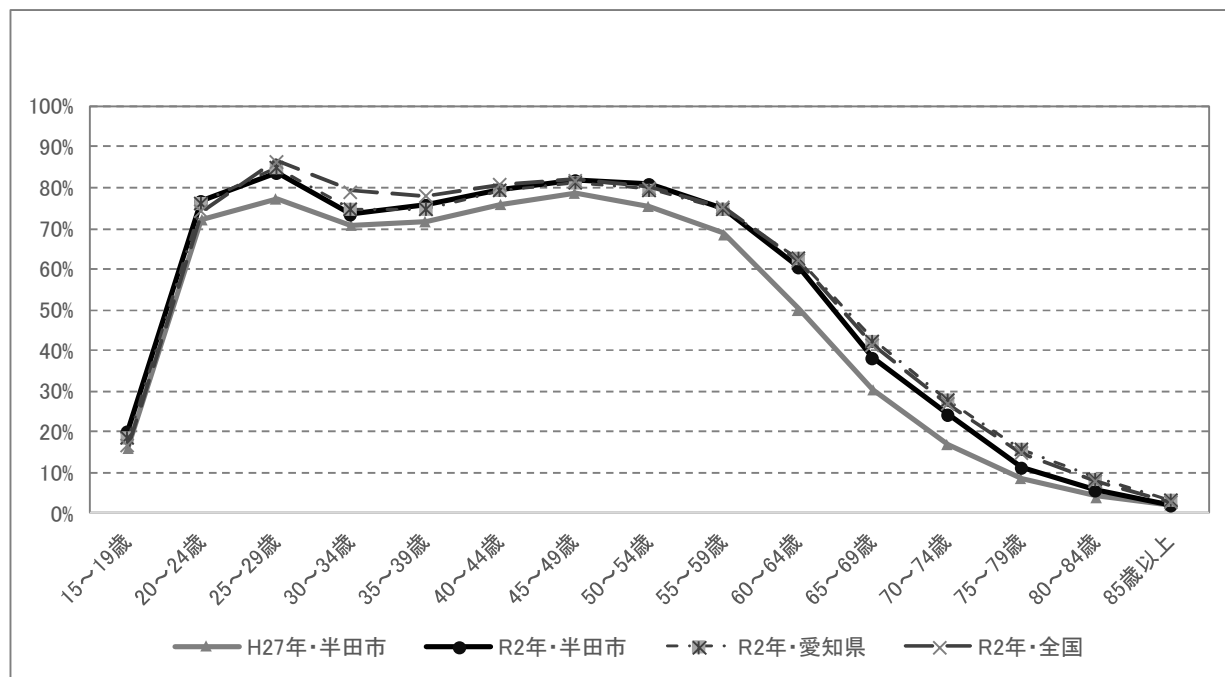


出典：国勢調査

女性の労働力状態

本市における女性年齢階層別労働力率は、子育て世代と考えられる30～34歳の階層で労働力率が低くなるM字型を描いていますが、女性の労働力率自体は全体的に平成27年を上回っており、女性の社会進出が進んでいることがうかがえます。

また最新の令和2年では、全国と比較すると25～39歳の労働力率が低くなっていますが、愛知県と比較すると同程度であり、各年齢とも県平均程度とみられます。

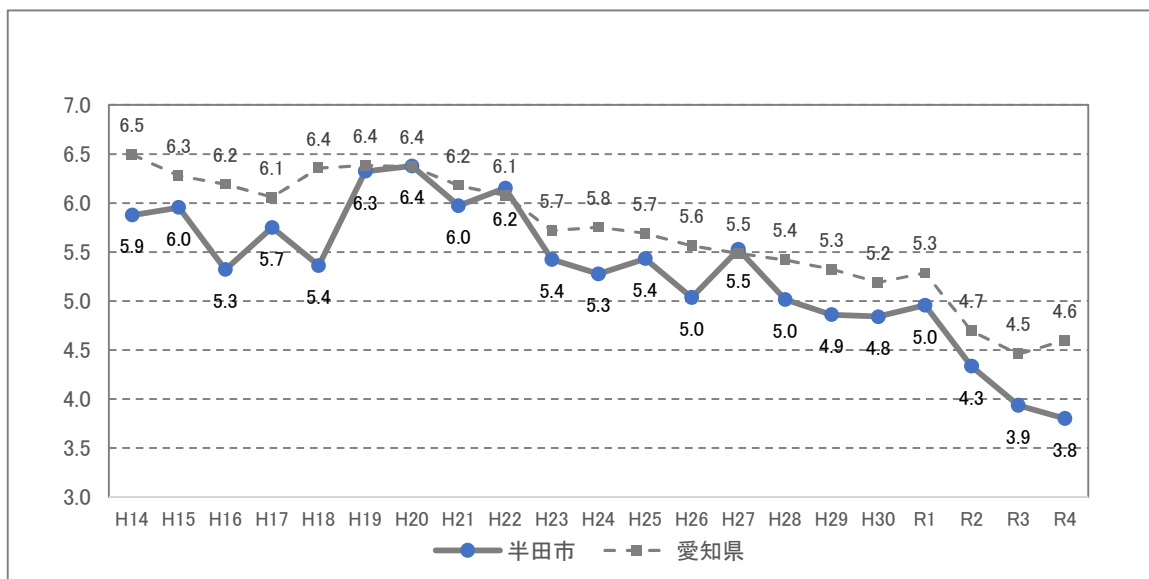


	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
H27年 半田市	15.9%	72.2%	77.4%	70.7%	71.8%	75.8%	78.6%	75.5%	68.8%	50.2%	30.3%	16.9%	8.7%	4.2%	2.0%
R2年 半田市	19.9%	76.7%	83.9%	73.4%	75.8%	79.6%	81.7%	80.7%	74.8%	60.6%	38.4%	24.4%	11.4%	5.7%	2.1%
R2年 愛知県	18.5%	76.4%	84.9%	74.7%	74.7%	79.3%	81.4%	79.6%	74.8%	62.6%	42.6%	27.9%	15.7%	8.6%	3.4%
R2年 全国	16.8%	74.2%	86.6%	79.1%	78.1%	80.8%	82.0%	80.2%	75.3%	62.2%	41.3%	26.9%	14.9%	7.8%	2.9%

出典：国勢調査

婚姻率の推移

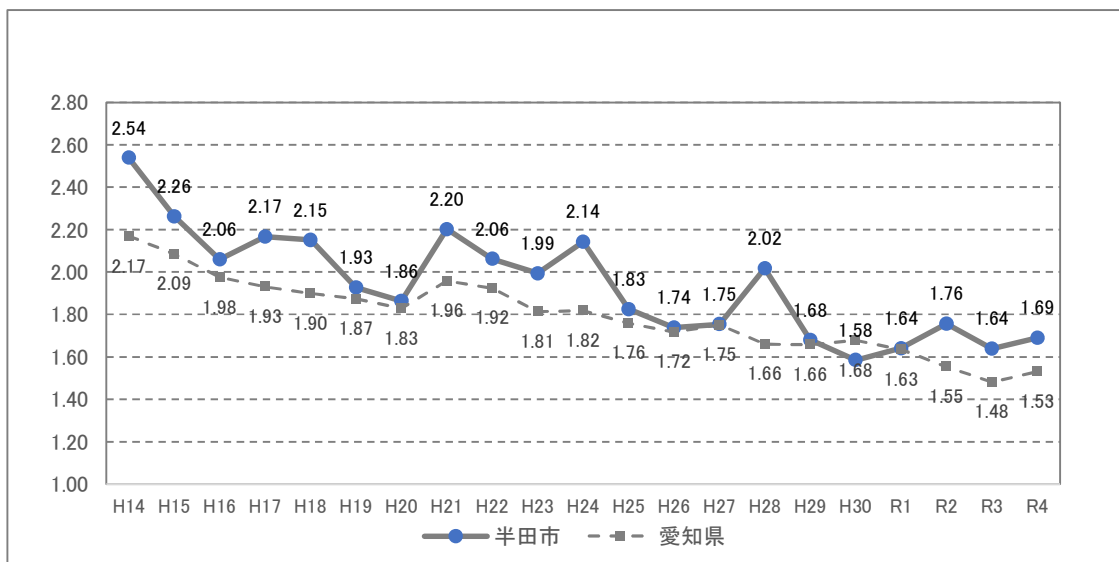
婚姻率は減少傾向が続いています。本市の婚姻率は全体的に愛知県を下回って推移しています。



出典：愛知県衛生年報、愛知県人口動態統計

離婚率の推移

離婚率は全体的には愛知県よりも高い水準で推移しています。

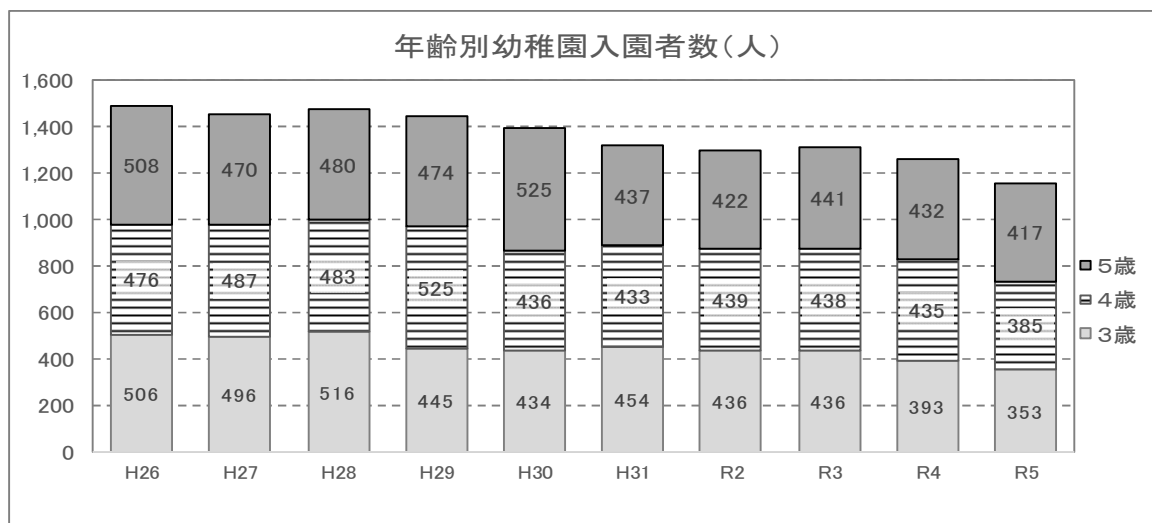


出典：愛知県衛生年報、愛知県人口動態統計

3. 幼稚園、保育園等の園児数及び小学校児童数の状況

(1) 幼稚園等の入園状況

本市の幼稚園等の入園者数は、令和5年度は1,155人と減少傾向にあります。



各幼稚園の入園児数の推移（各年度5月1日現在）

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
岩滑こども園（短時間）	39	32	30	31	28	28	29	30	27	33
岩滑こども園（長時間）	(79)	(80)	(89)	(86)	(88)	(129)	(138)	(135)	(143)	(136)
板山こども園（短時間）	36	36	33	37	41	45	44	52	45	32
板山こども園（長時間）		(112)	(108)	(108)	(103)	(153)	(150)	(144)	(139)	(137)
半田幼稚園	99	105	110	90	69	49	57	55	60	60
乙川幼稚園	188	174	187	181	178	161	143	140	129	113
認定こども園 亀崎幼稚園（短時間）	111	110	119	102	94	94	90	105	117	86
認定こども園 亀崎幼稚園（長時間）		(7)	(11)	(28)	(39)	(45)	(54)	(47)	(39)	(52)
成岩幼稚園	107	94	91	81	69	64	65	69	64	58
宮池幼稚園	138	132	130	123	110	93	86	86	73	54
花園幼稚園	99	107	92	99	86	75	72	71	75	62
公立幼稚園計	817	790	792	744	675	609	586	608	590	498
長根幼稚園	316	323	335	333	324	324	323	323	308	303
つばさ幼稚園	357	340	352	365	387	376	374	368	348	340
住吉こども園（短時間）	-	-	-	2	9	15	14	16	14	14
住吉こども園（長時間）		-	-	(85)	(73)	(67)	(67)	(67)	(68)	(65)
私立幼稚園計	673	663	687	700	720	715	711	707	670	657
合計	1,490	1,453	1,479	1,444	1,395	1,324	1,297	1,315	1,260	1,155

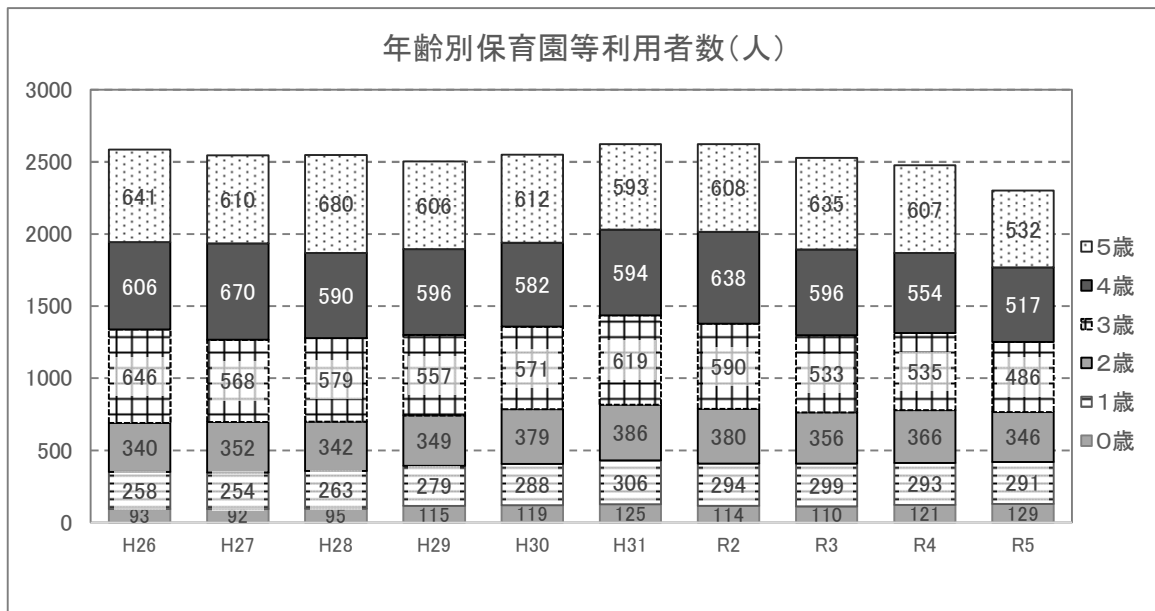
資料：半田市教育委員会、半田市幼児保育課

※岩滑こども園、板山こども園、亀崎幼稚園、住吉こども園の（ ）は長時間利用児数。合計には含まれていない

※板山こども園のH26は旧板山幼稚園の入園児数

(2) 保育園等

本市には、公立・民間のこども園、公立・民間の保育園、民間の小規模保育事業所があり、これら保育園等の入園児童数は、令和5年度には2,301人で、ピーク時となった令和2年度の2,624人と比べて323人減少しています。



資料：半田市幼児保育課

※こども園の短時間利用児は除く

(3) 待機児童の状況

本市の待機児童の状況は、年度当初はなく、年度途中で低年齢児において発生する傾向にあります。令和5年度は27人に増加しています。

年度	H26		H27		H28		H29		H30		H31		R2		R3		R4		R5	
月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
待機児童数	0	6	0	8	0	7	0	17	0	3	0	9	0	0	0	16	0	5	0	27
内訳	0歳児	0	6	0	8	0	7	0	6	0	3	0	1	0	0	16	0	5	0	24
	1歳児	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	3
	2歳児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：半田市幼児保育課

各保育園等の入園児数の推移は以下の通りです。

各保育園等の入園児数の推移（各年度 10 月 1 日現在）

園名		H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
公立保育園・こども園	岩滑こども園（長時間）	119	122	130	127	132	130	135	134	143	135
	岩滑こども園（短時間）	(39)	(32)	(31)	(33)	(29)	(32)	(33)	(34)	(31)	(37)
	板山こども園（長時間）	125	148	145	146	145	154	155	145	145	141
	板山こども園（短時間）		(38)	(36)	(39)	(39)	(48)	(41)	(50)	(40)	(30)
	認定こども園 亀崎幼稚園（長時間）	-	10	14	33	42	54	53	57	51	56
	認定こども園 亀崎幼稚園（短時間）	-	(107)	(118)	(98)	(94)	(87)	(92)	(94)	(109)	(81)
	葵保育園	150	142	142	135	133	137	141	129	117	115
	有脇保育園	105	107	110	106	106	97	84	74	72	75
	平地保育園	185	181	184	185	178	176	173	175	174	175
	乙川保育園	187	196	192	179	171	179	188	184	197	181
	白山保育園	71	66	70	63	78	79	87	86	85	90
	東保育園	195	173	175	163	176	189	172	155	144	160
	修農保育園	47	53	59	50	59	60	58	50	46	50
	横川保育園	169	161	159	167	161	159	166	152	160	159
	高根保育園	143	122	117	100	94	83	80	89	100	99
	花園保育園	182	176	190	171	171	180	187	173	154	-
	協和保育園	112	120	114	100	100	91	78	85	85	82
	岩北保育園	110	107	99	103	121	121	121	115	92	88
	清城保育園	145	137	131	122	135	137	150	130	113	107
小計		2,045	2,021	2,031	1,950	2,002	2,026	2,028	1,933	1,878	1,713
民間こども園 保育園	同胞園保育所	255	256	248	238	246	270	276	280	277	274
	のぞみが丘保育園	21	20	20	50	50	49	48	50	50	50
	みらい保育園	92	93	91	75	75	75	78	78	78	78
	あさひ保育園	36	34	36	36	36	35	36	35	35	35
	住吉こども園（長時間）	135	122	123	119	106	100	89	83	88	81
	住吉こども園（短時間）				(3)	(11)	(15)	(15)	(16)	(14)	(90)
	にじいろ保育園花園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	166
小計		539	525	518	518	513	529	527	526	528	684
小規模	花・はなベビーハウス	-	-	-	16	18	16	18	18	18	18
	おひさま保育園	-	-	-	18	18	18	16	18	17	17
	わかば保育園	-	-	-	-	-	17	17	17	18	17
	くれよん保育園	-	-	-	-	-	17	18	17	17	18
小計		0	0	0	34	36	68	69	70	70	70
合計		2,584	2,546	2,549	2,502	2,551	2,623	2,624	2,529	2,476	2,467

資料：半田市幼児保育課

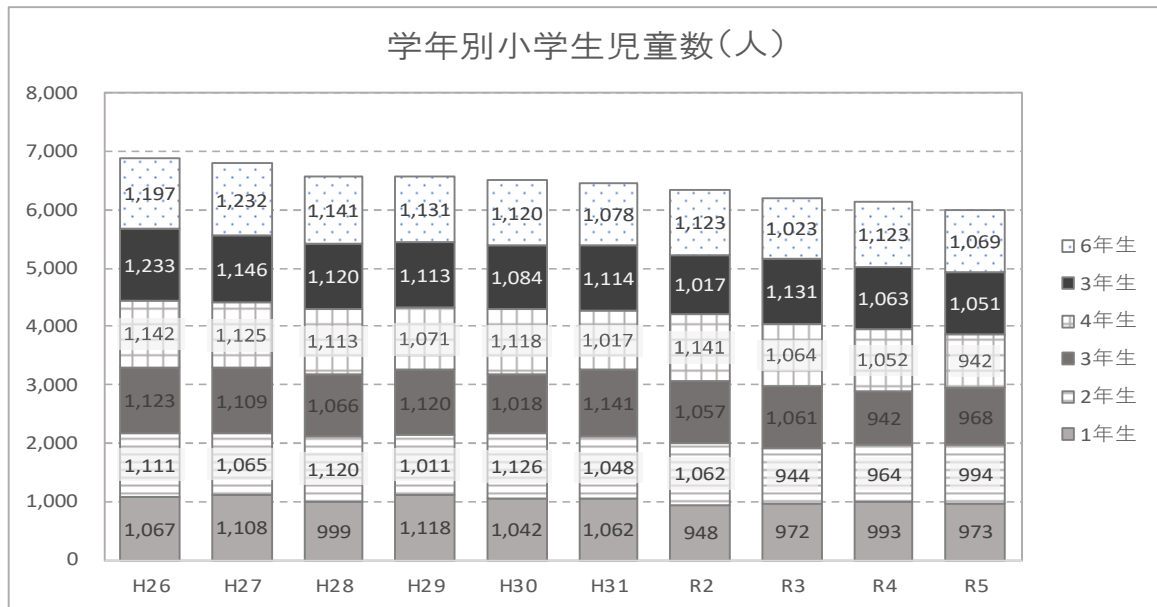
※岩滑こども園、板山こども園、亀崎幼稚園、住吉こども園の（ ）は短時間利用児数。合計には含んでいない

※板山こども園の H26 年度の実績は旧板山保育園の入園児数

※住吉こども園の H26～28 年度の実績は旧住吉保育園の入園児数

(4) 小学校

本市には、小学校が13校あります。令和5年度は5,997人で減少傾向にあります。



各小学校の児童数の推移(各年度5月1日現在)

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
半田小学校	438	434	420	447	445	436	418	410	393	365
さくら小学校	337	322	306	319	317	316	311	288	290	256
岩滑小学校	426	408	395	406	397	413	418	427	432	433
雁宿小学校	490	475	460	434	417	418	420	427	431	449
乙川小学校	568	548	535	537	558	547	548	574	566	571
横川小学校	630	620	581	590	606	593	580	554	562	539
乙川東小学校	476	467	481	476	495	522	514	514	522	519
亀崎小学校	819	822	766	730	666	640	617	560	521	507
有脇小学校	150	147	140	152	147	162	157	149	152	130
成岩小学校	609	621	622	626	610	601	600	557	544	526
宮池小学校	784	769	752	754	754	762	734	748	721	711
板山小学校	316	325	321	326	330	294	299	296	309	299
花園小学校	830	827	780	767	766	756	732	691	694	692
合計	6,873	6,785	6,559	6,564	6,508	6,460	6,348	6,195	6,137	5,997

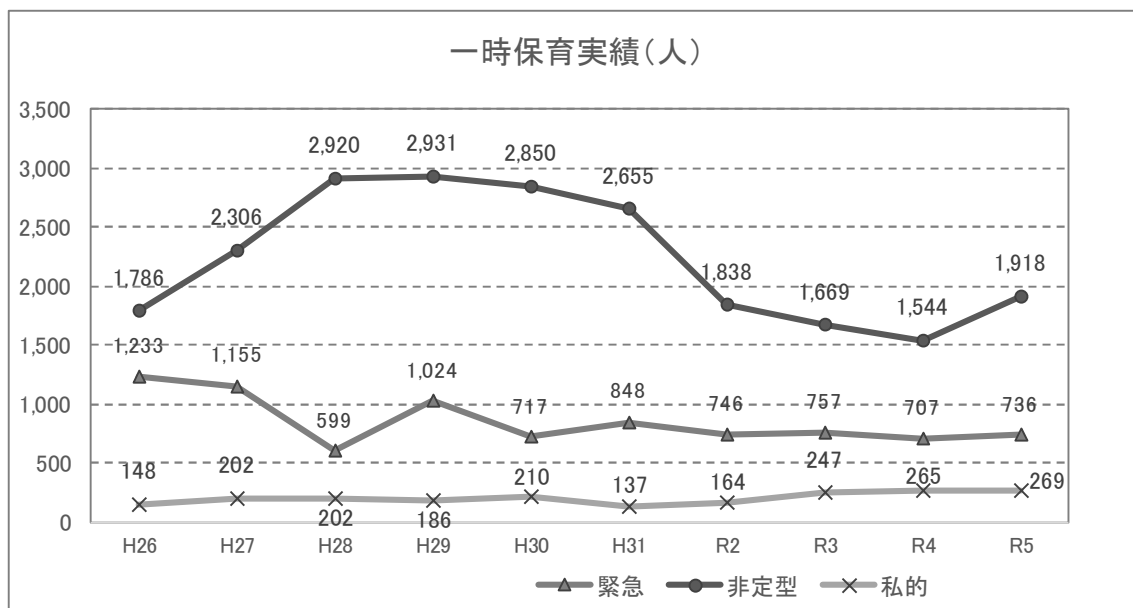
資料：半田市教育委員会

4. 子育て支援事業

子育て支援サービスの利用状況

■ 一時保育（一般型）

本市の一時保育（一般型）の利用状況は、令和5年度で2,923人となり、平成29年度の4,141人をピークに近年減少傾向にあります。令和5年度の内訳をみると、「非定型保育」が1,918人と最も多く、次いで「緊急一時保育」が736人、「私的保育サービス」が269人となっています。



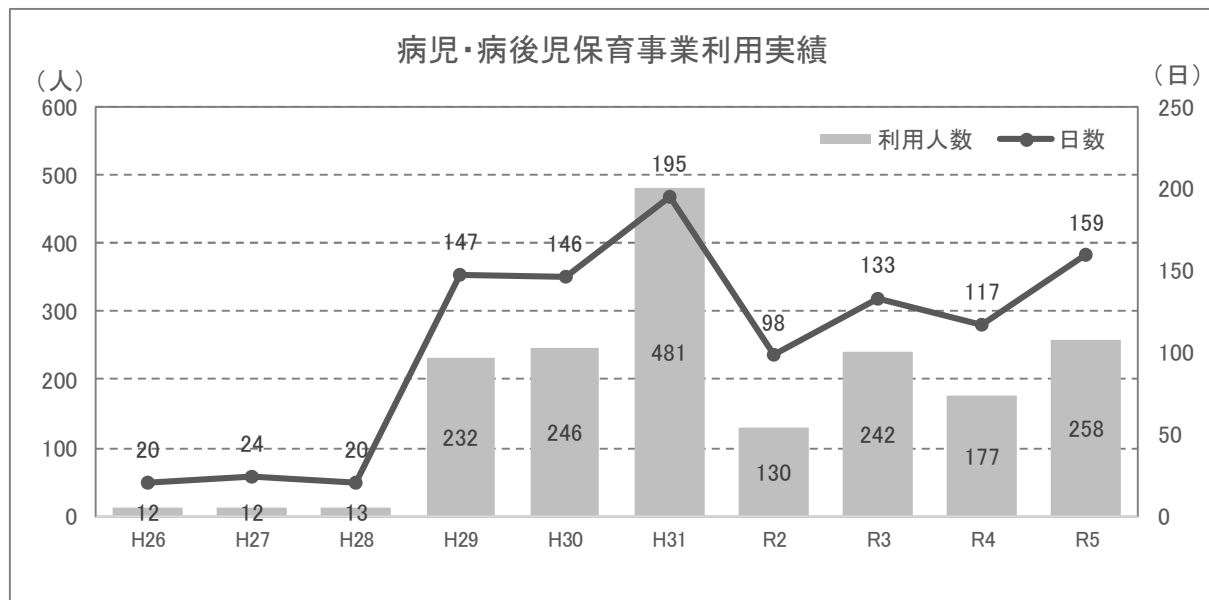
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
緊急	1,233	1,155	599	1,024	717	848	746	757	707	736
非定型	1,786	2,306	2,920	2,931	2,850	2,655	1,838	1,669	1,544	1,918
私的	148	202	202	186	210	137	164	247	265	269
合計	3,167	3,663	3,721	4,141	3,777	3,640	2,748	2,673	2,516	2,923

資料：半田市幼児保育課

■ 病児・病後児保育

本市の病児保育・病後児保育は、平成 28 年度までは半田同胞園にて病後児保育を実施していましたが、平成 29 年度から半田市げんきの芽にて病気の治療中または病気の回復期の児童を保育する病児保育を実施しています。

本市の病児保育の利用状況は、平成 31 年度に 481 人、195 日と増加しましたが、以降は減少しており令和 5 年度は 258 人、159 日となっています。



		H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
病後児保育 半田同胞園	人	12	12	13							
	日	20	24	20							
病児保育 げんきの芽	人				232	246	481	130	242	177	258
	日				147	146	195	98	133	117	159

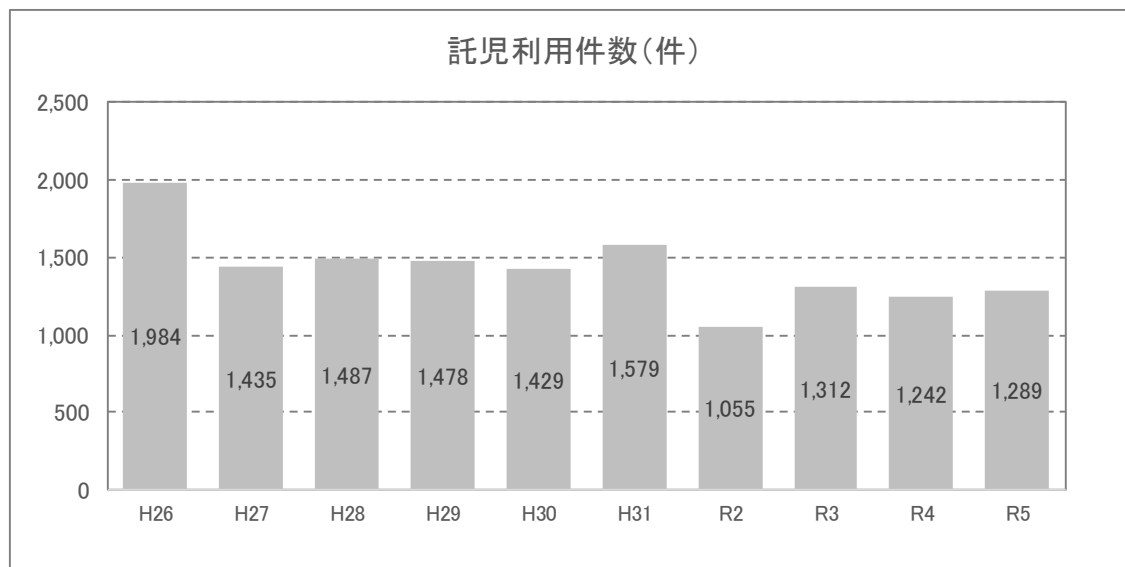
資料：半田市幼児保育課

※延べ利用人数・延べ日数

■ 子育て支援センター「はんだっこ」

「はんだっこ」は、子育て支援センターで登録をすれば、プレイランドでこどもと一緒に遊ぶことができ、親同士の交流の場にもなります。また、生後6か月から就学前までのお子さんを対象に子育てセンター内の託児室にて一時預かり（託児）を行っています。

託児の利用件数は、コロナ禍が始まった令和2年度に1,055件まで減少しましたが、令和5年度は1,289件となっています。



小学校区	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
有脇	12	6	1	13	3	1	11	6	6	3
亀崎	58	59	55	88	43	51	6	30	45	26
乙川東	87	24	39	42	50	156	77	33	25	8
乙川	234	75	68	137	49	59	107	119	27	72
横川	70	28	34	39	31	48	29	102	68	50
さくら	264	101	42	43	63	114	49	78	15	32
半田	379	159	185	189	120	102	167	223	229	200
雁宿	193	159	162	131	145	96	84	105	121	134
岩滑	62	51	71	45	67	89	64	120	109	171
宮池	184	400	456	396	452	369	202	167	225	203
成岩	75	45	181	173	253	339	133	133	103	107
花園	347	309	179	164	128	131	102	173	214	246
板山	19	19	14	18	25	24	24	23	55	37
合計	1,984	1,435	1,487	1,478	1,429	1,579	1,055	1,312	1,242	1,289

資料：半田市子ども育成課

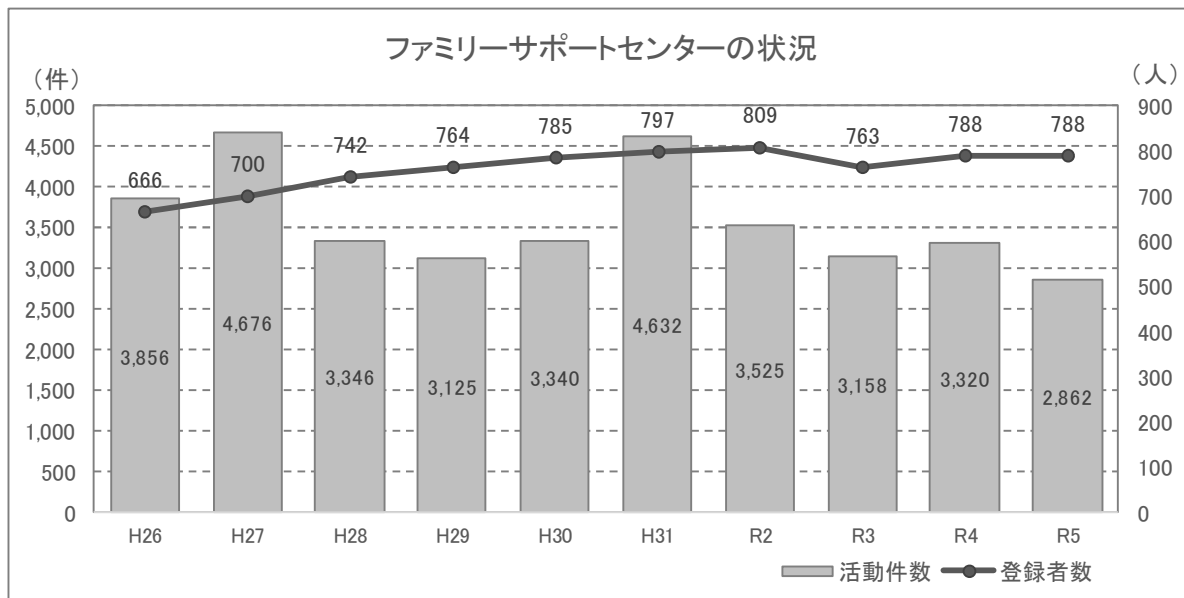
■ ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターは、子育ての手助けを必要としている方（依頼会員）と、手助けができる方（援助会員）とが事前に会員となり、地域での助け合いを行う事業です。

半田市内在住、在勤、在学の0歳～小学校6年生のこどもを持つ保護者が利用できます。

活動件数は、平成27年度と平成31年度は4,600件を超えましたが、その他の年は3,000件台で推移、令和5年度は2,862件となっています。

一方、登録者数は、令和2年度の809件がピークとなり、近年は700件台後半で推移しています。



	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
活動件数 (件)	3,856	4,676	3,346	3,125	3,340	4,632	3,525	3,158	3,320	2,862
登録者数 (人)	666	700	742	764	785	797	809	763	788	788
登録者数内訳	依頼会員 (人)	467	492	521	528	543	545	523	526	507
	援助会員 (人)	107	120	134	148	159	177	163	184	203
	両方 (人)	92	88	87	88	83	87	77	78	78

資料：半田市子ども育成課

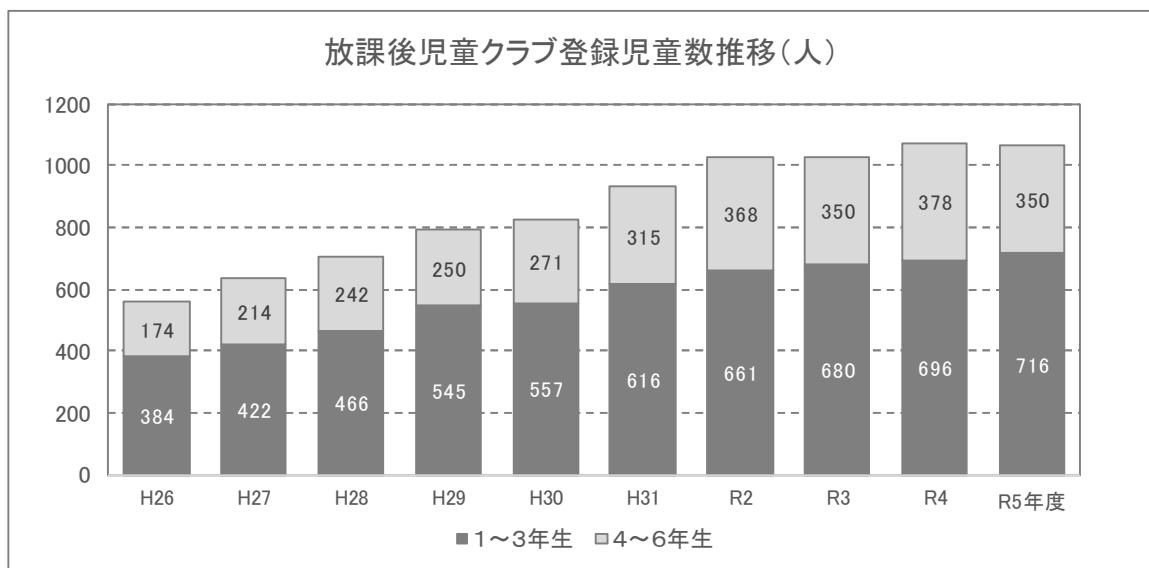
■ 放課後児童健全育成事業の状況

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、放課後等の適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

本市では令和5年度現在、13小学校区で20のクラブを開設し、1,066人の登録児童が利用しています。運営については、民設民営を基本に民間団体に委託しています。

放課後児童クラブの登録児童数は、増加傾向が続いており、令和5年には1,066人と平成26年の2倍程度に増えています。登録児童数の内訳を見ると、低学年の利用が7割程度と大半を占めます。また、小学生（6～11歳）の人口に対する放課後児童クラブ登録児童数の割合をみると、平成26年では8%、令和5年では18%と、人口に対する登録児童数の比率が高まっています。

これらのことから、こどもの人口が減少傾向にある中、放課後児童クラブのニーズが高まっていることがわかります。



	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
1～3年生	384	422	466	545	557	616	661	680	696	716
4～6年生	174	214	242	250	271	315	368	350	378	350
合計	558	636	708	795	828	931	1,029	1,030	1,074	1,066

資料：半田市子ども育成課

※各年度4月1日現在

料金・開所時間一覧（令和5年度）

保育料（月額）			開所時間															
			7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19			
1・2年生	16,000円		平日													12:00～19:00		
3・4年生	13,000円		土曜日													8:00～19:00		
5・6年生	9,000円		夏休等													8:00～19:00		

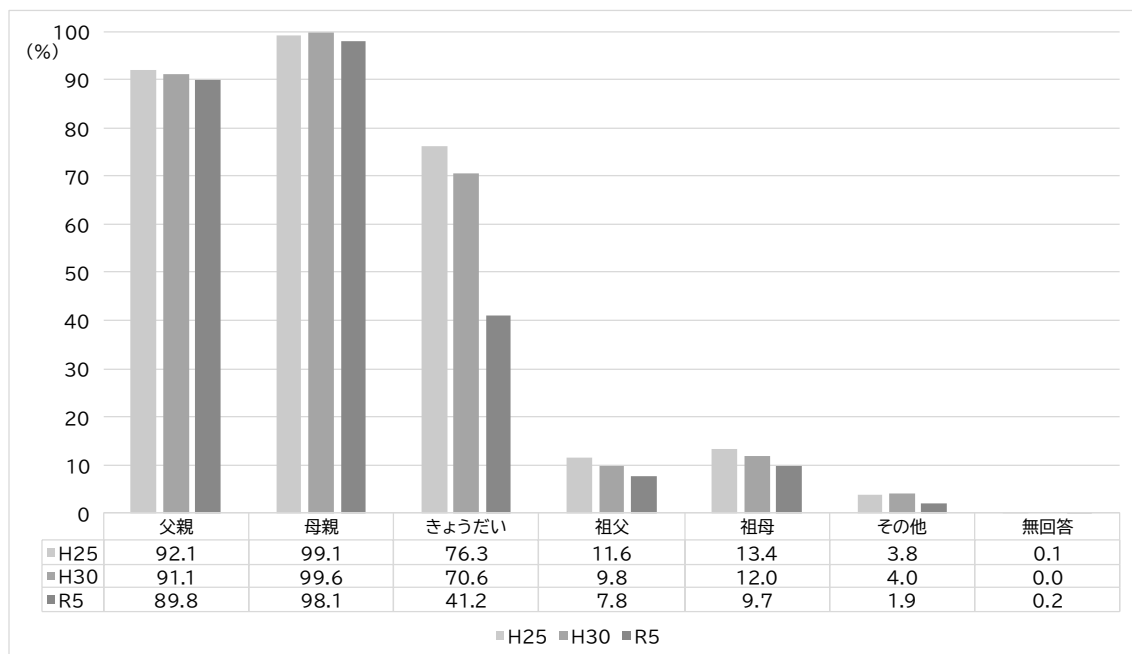
5. ニーズ調査結果

(1) こどもと家族の状況

同居家族

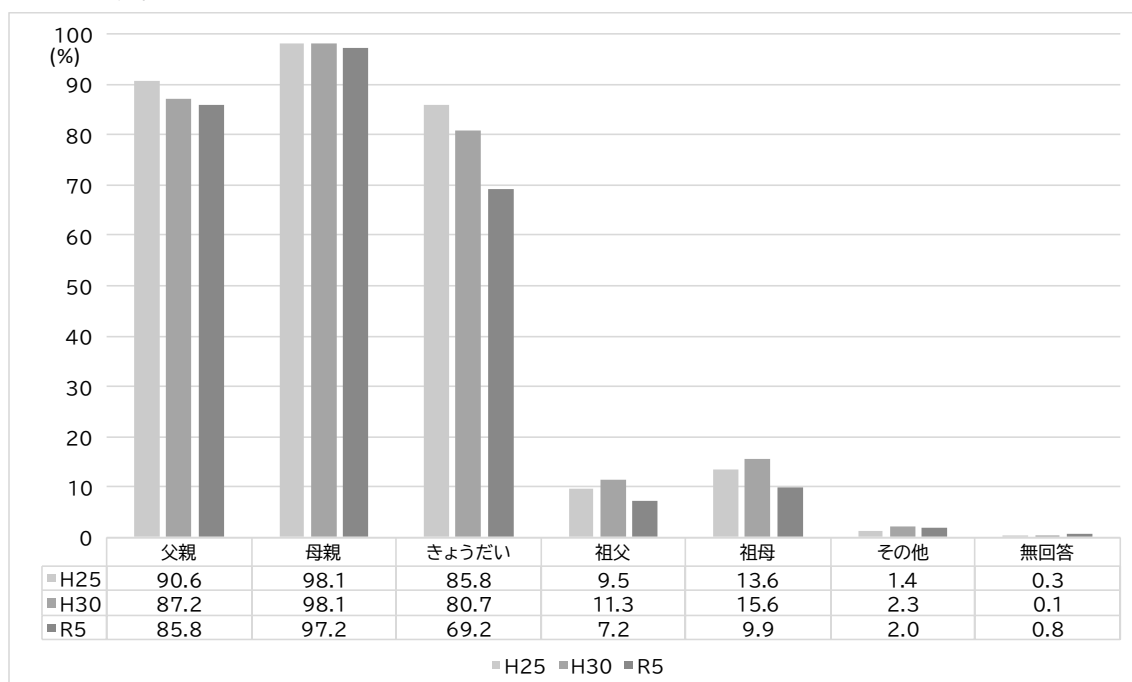
就学前児童

「母親」が 98.1%と最も高く、次いで「父親」（89.8%）、「きょうだい」（41.2%）の順となっています。「きょうだい」は平成 30 年度と比べて約 30 ポイント減少しています。



小学生児童

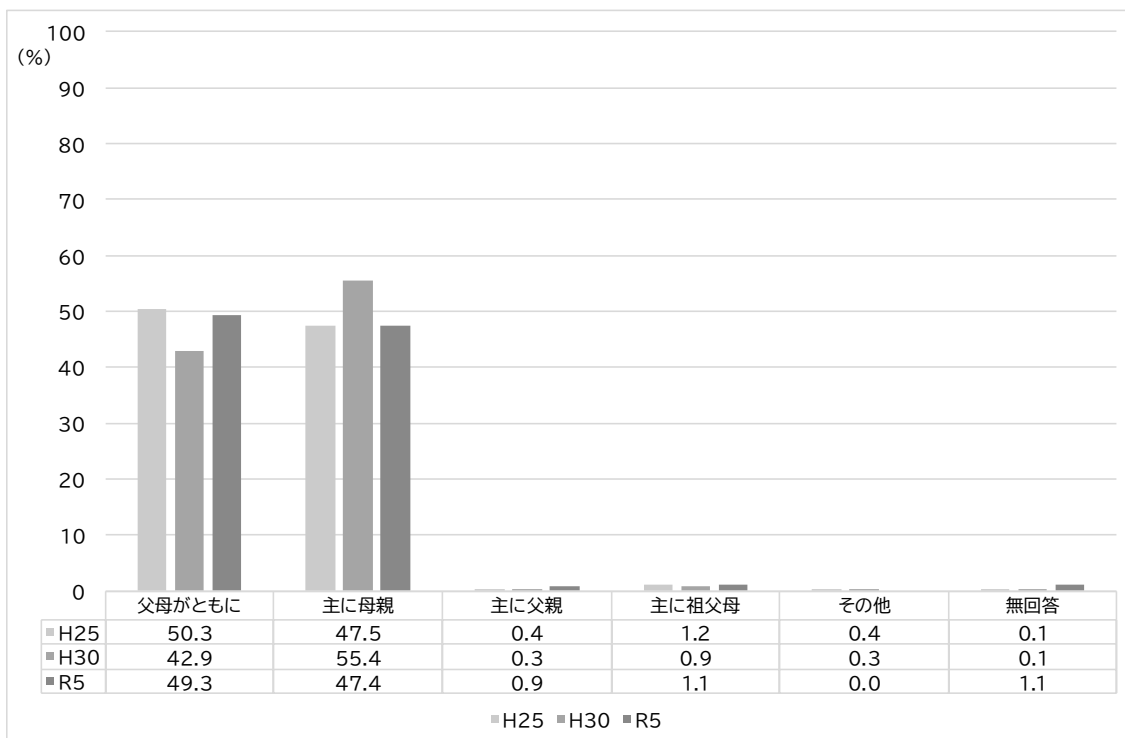
「母親」が 97.2%と最も高く、次いで「父親」（85.8%）、「きょうだい」（69.2%）の順となっています。



主な保育者

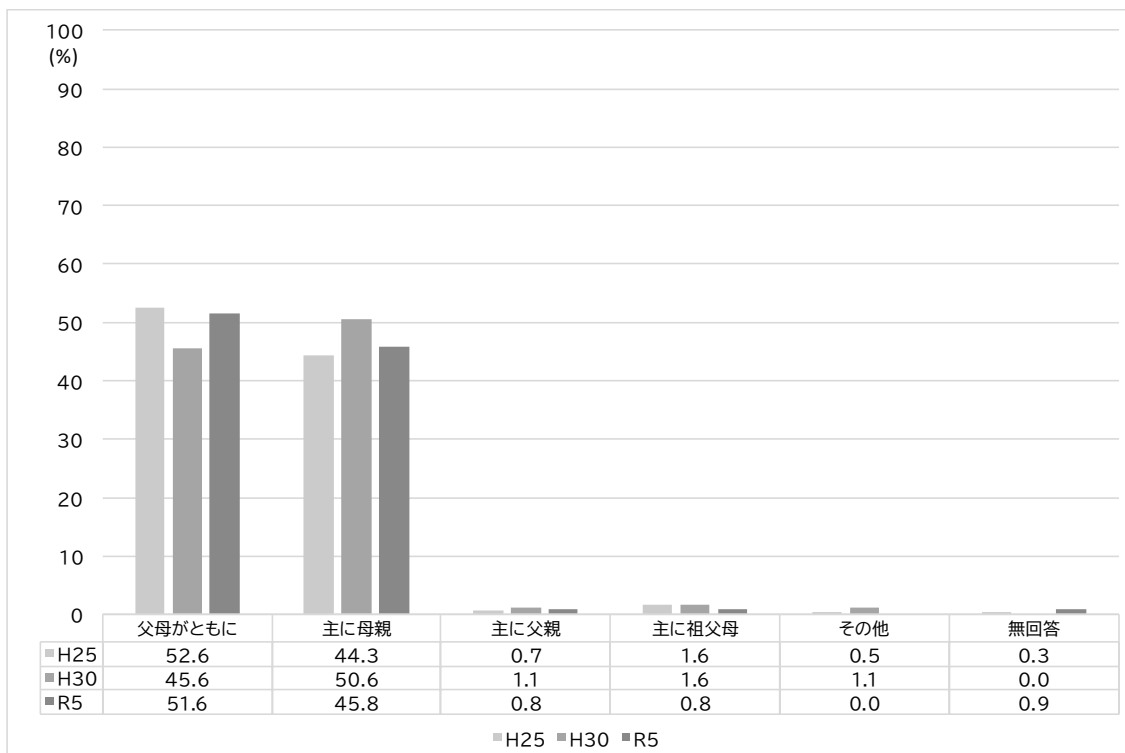
就学前児童

「父母がともに」が49.3%、「主に母親」が47.4%と高くなっています。



小学生児童

就学前と同様に「父母がともに」が51.6%、「主に母親」が45.8%と高くなっています。

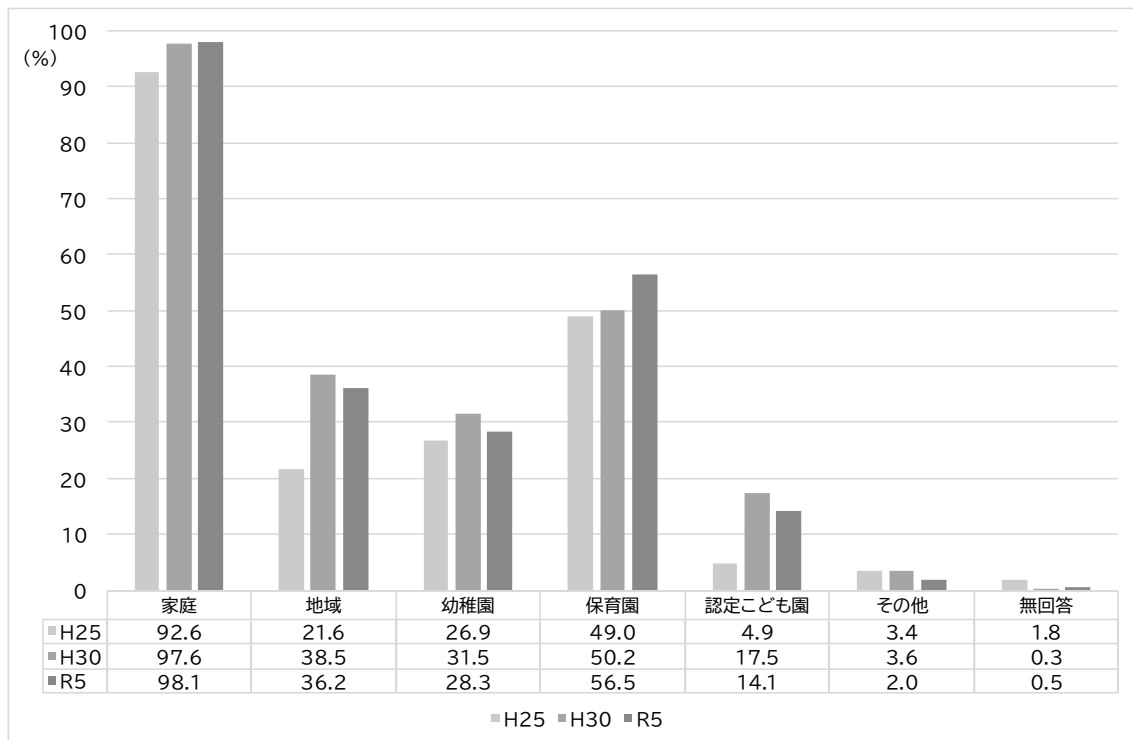


(2) 子育ての環境

子育て・教育に影響すると思われるもの

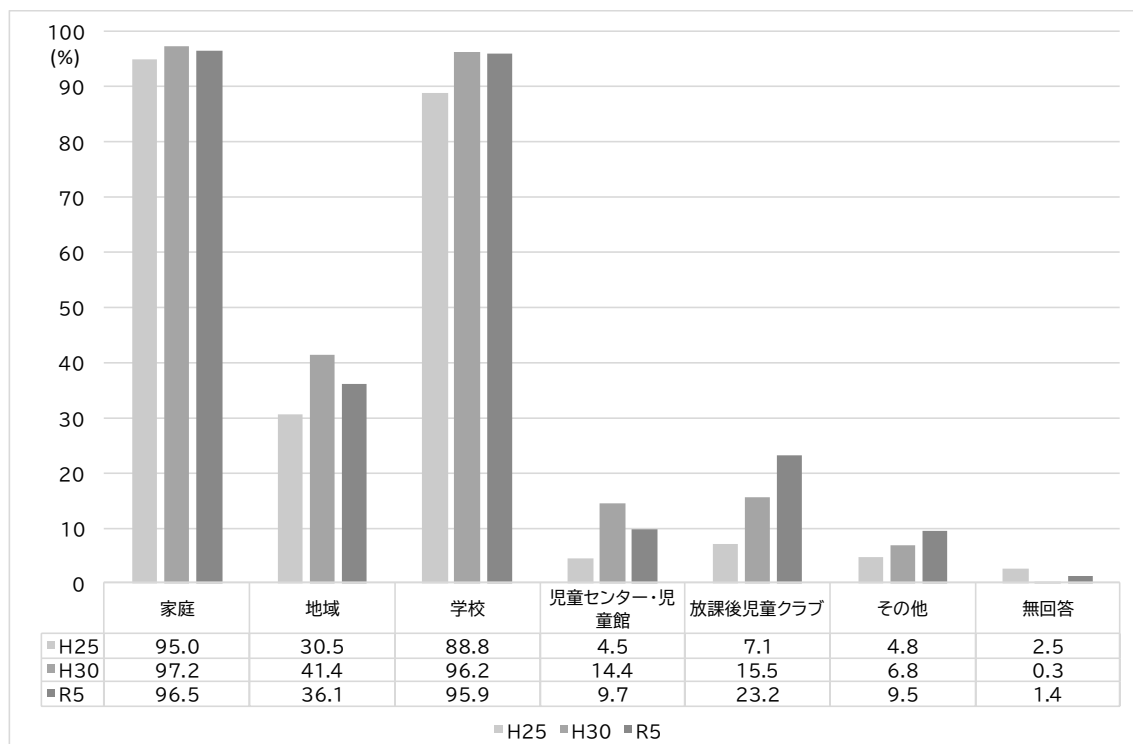
就学前児童

「家庭」が 98.1%と最も高く、次いで「保育園」(56.5%)、「地域」(36.2%)の順となっています。平成 30 年度と比べると「保育園」が約 6 ポイント増加しています。



小学生児童

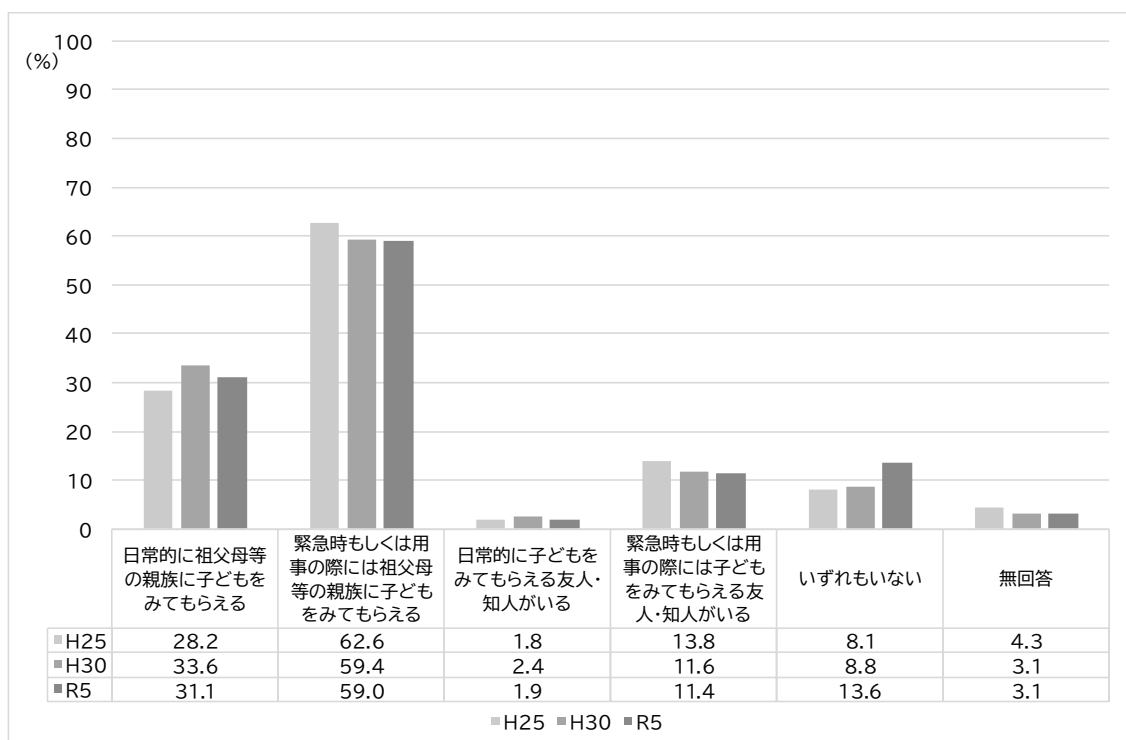
「家庭」が 96.5%、「学校」が 95.9%と特に高く、次いで「地域」(36.1%)の順となっています。



こどもをみてもらえる親族・知人の有無

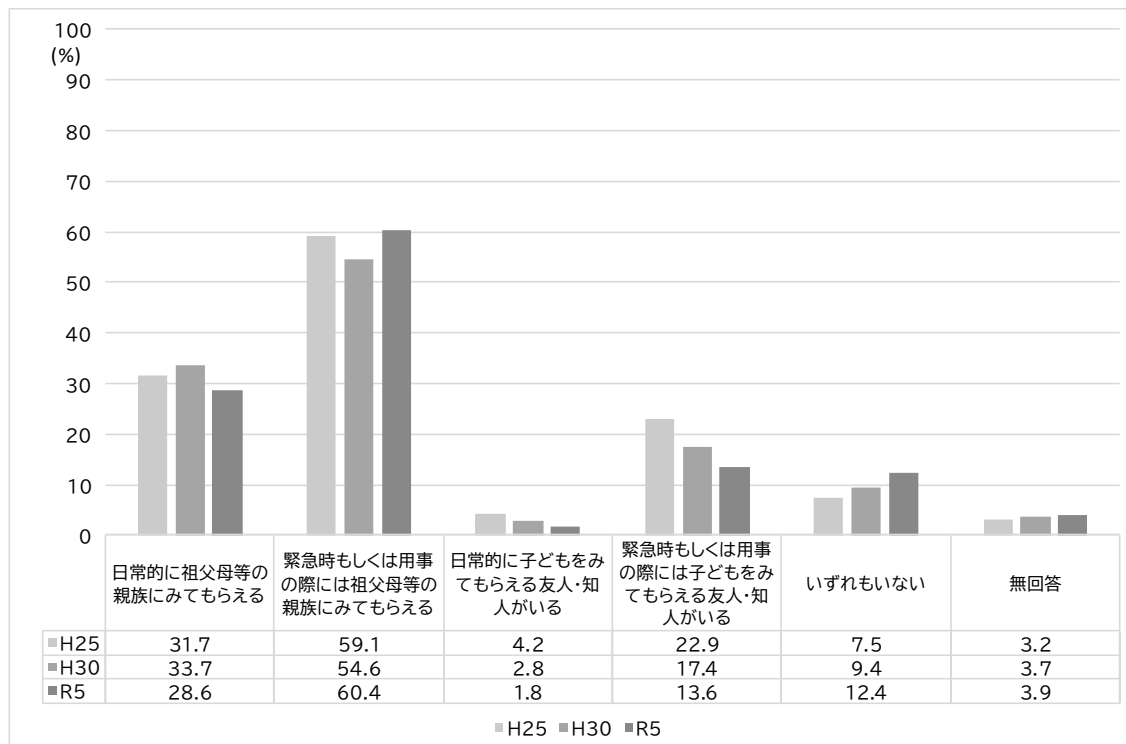
就学前児童

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 59.0%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(31.1%)の順となっています。



小学生児童

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 60.4%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(28.6%)の順となっています。

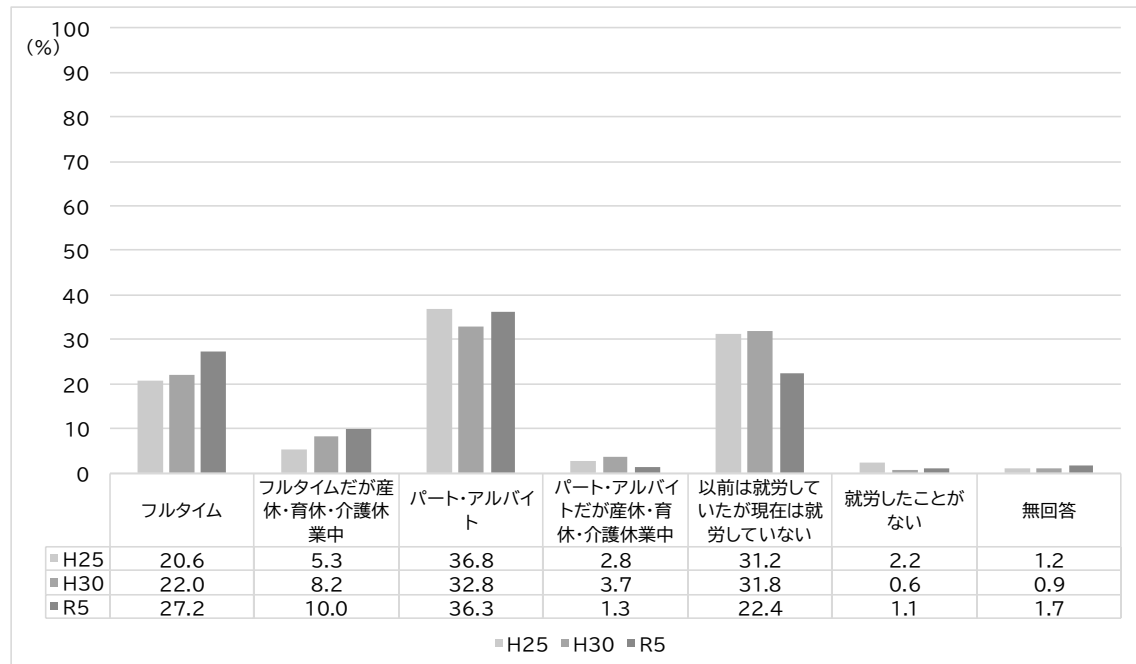


(3) 保護者の就労状況

母親の就労状況

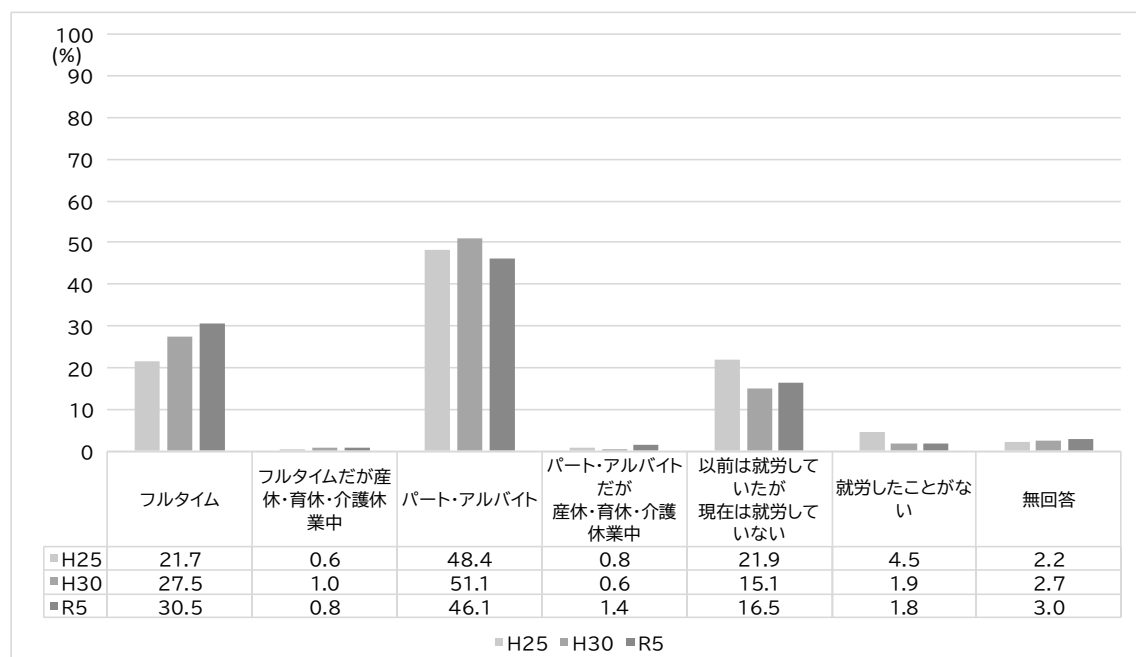
就学前児童

「パート・アルバイト」が 36.3%と最も高く、次いで「フルタイム」(27.2%)、「以前は就労していたが現在は就労していない」(22.4%)の順となっています。平成 25、30 年度と比べるとフルタイムが増加しています。



小学生児童

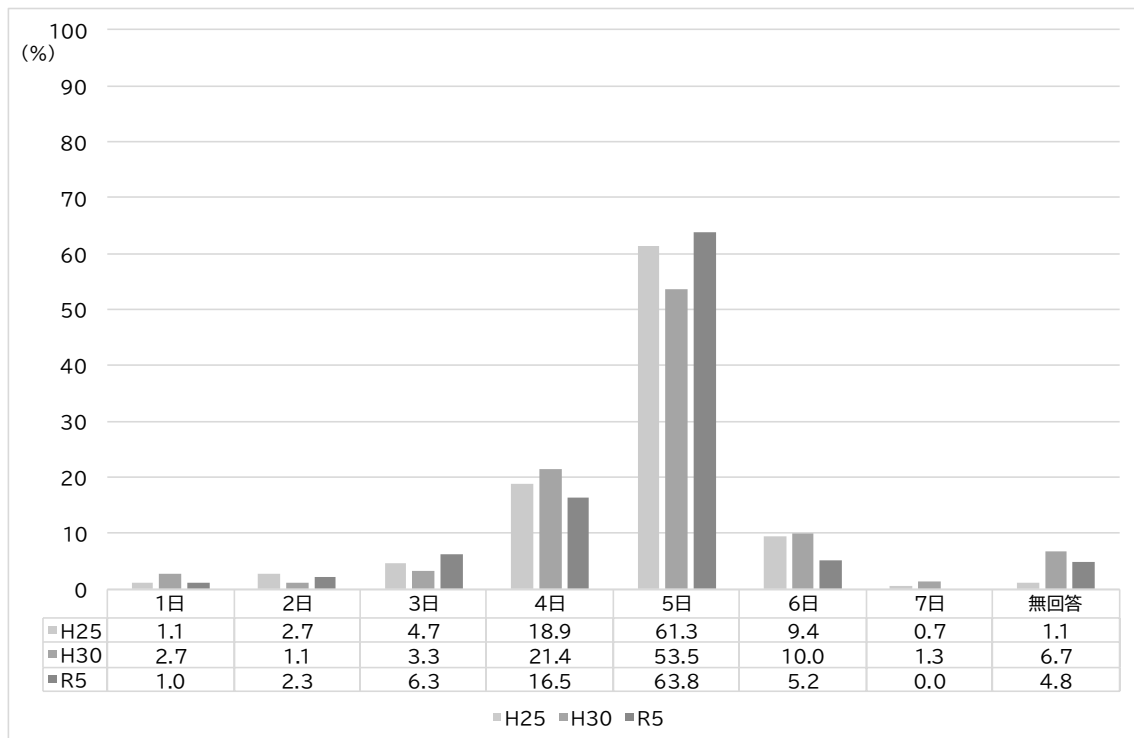
「パート・アルバイト」が 46.1%と最も高く、次いで「フルタイム」(30.5%)、「以前は就労していたが現在は就労していない」(16.5%)の順となっています。就学前と同様に平成 25、30 年度と比べるとフルタイムが増加しています。



母親の1週間あたりの就労日数

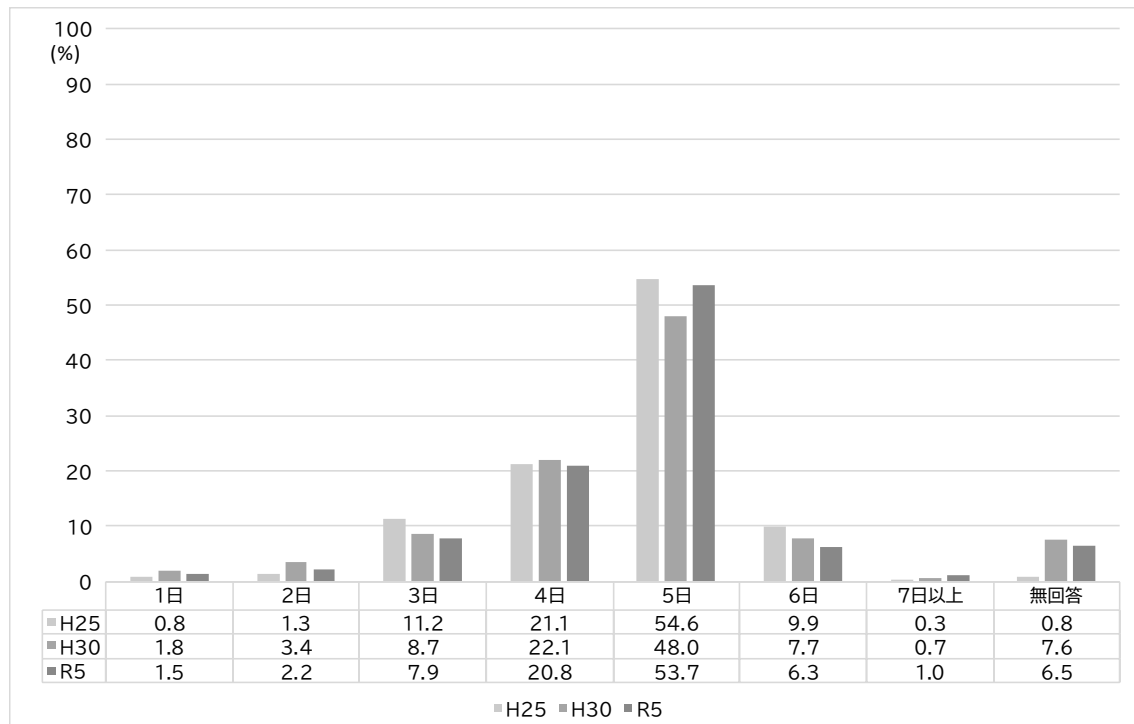
就学前児童

「5日」が63.8%と最も高く、次いで「4日」(16.5%)の順となっています。平成25、30年度と比べると「5日」が増加しています。



小学生児童

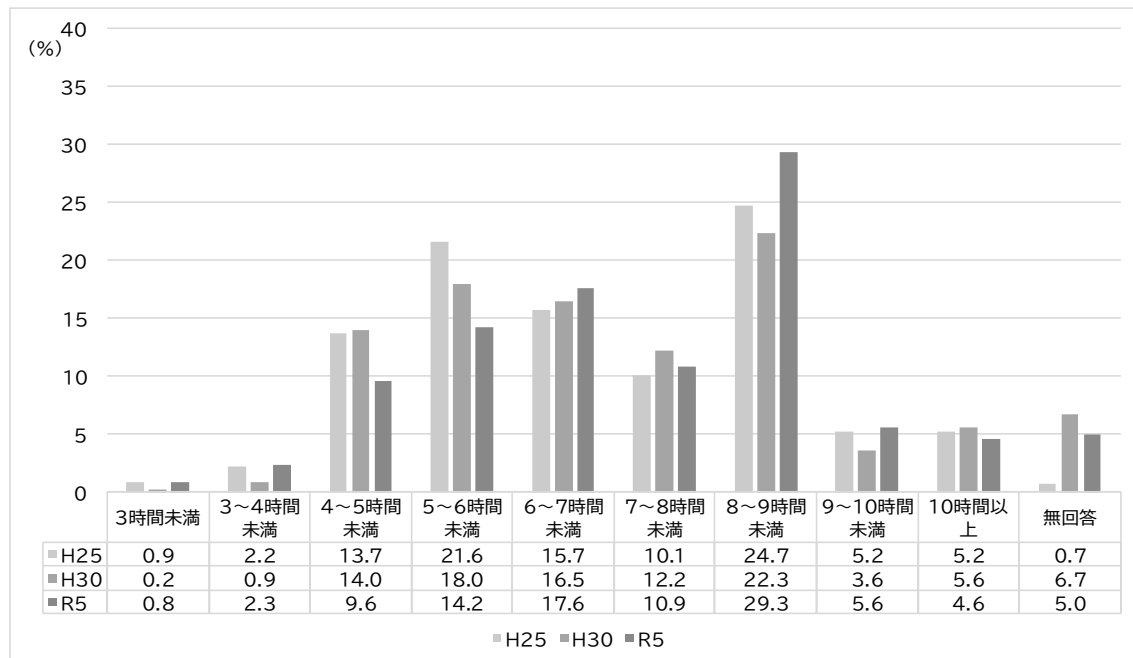
「5日」が53.7%と最も高く、次いで「4日」(20.8%)の順となっています。



母親の1日あたりの就労時間

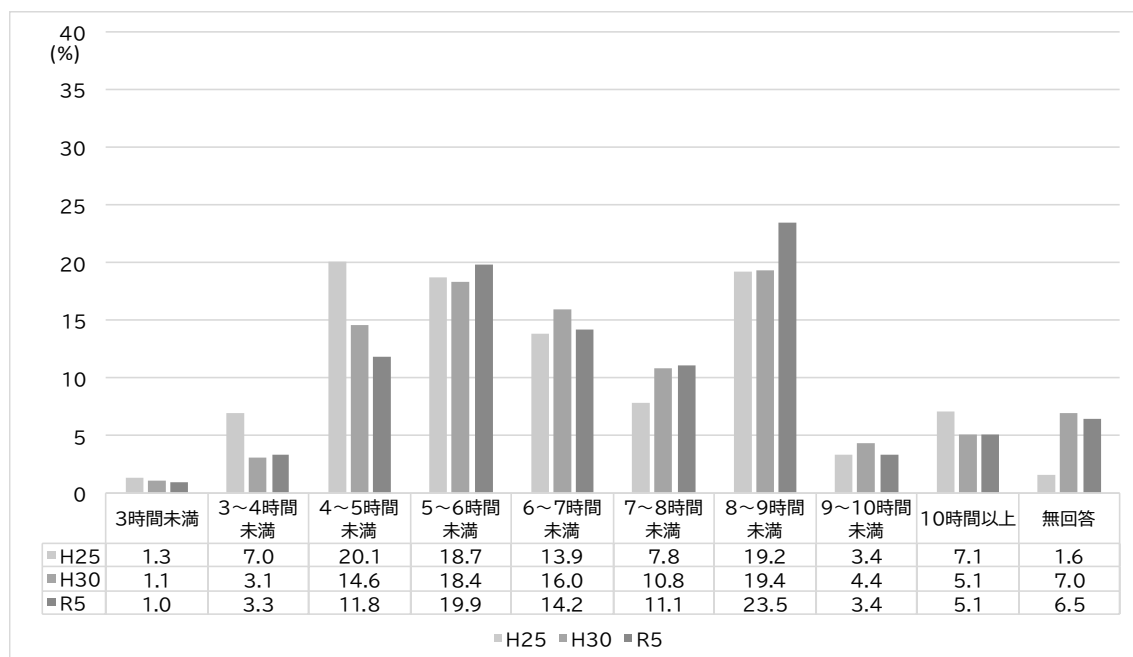
就学前児童

「8～9時間未満」が29.3%と最も高く、次いで「6～7時間未満」(17.6%)、「5～6時間未満」(14.2%)の順となっています。平成25、30年度と比べると「8～9時間未満」が増加し、「5～6時間未満」が減少しています。



小学生児童

「8～9時間未満」が23.5%と最も高く、次いで「5～6時間未満」(19.9%)、「6～7時間未満」(14.2%)の順となっています。平成25、30年度と比べると「8～9時間未満」が増加し、「4～5時間未満」が減少しています。

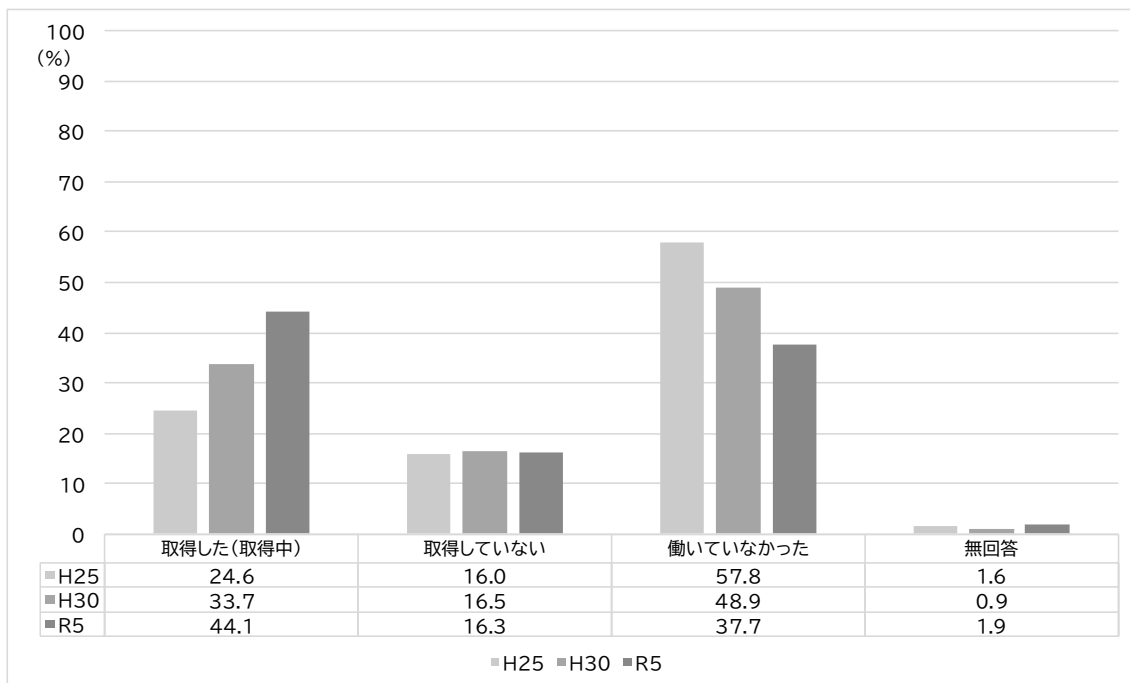


育児休業の取得状況

就学前児童

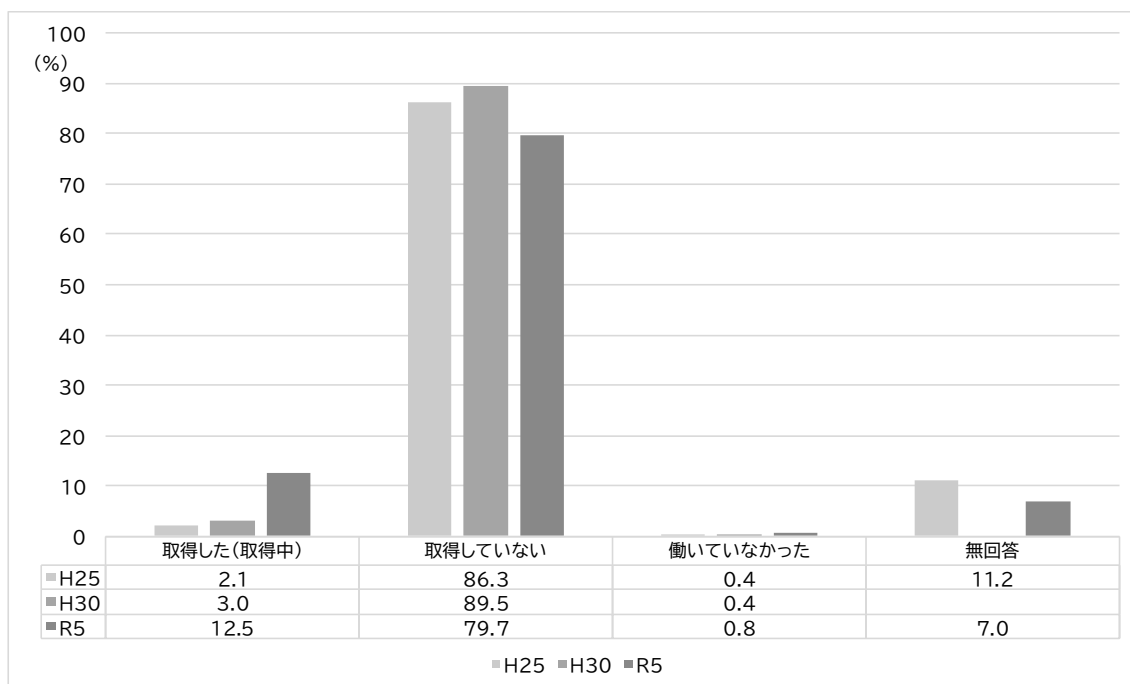
【母親】

「取得した（取得中）」が 44.1%と最も高く、次いで「働いていなかった」（37.7%）の順となっています。平成 25, 30 年度と比べると「取得した（取得中）」が増加し、「働いていなかった」が減少しています。



【父親】

「取得していない」が 79.7%と特に高くなっています。平成 25, 30 年度と比べると「取得した（取得中）」が約 10 ポイント増加して 12.5%となっています。

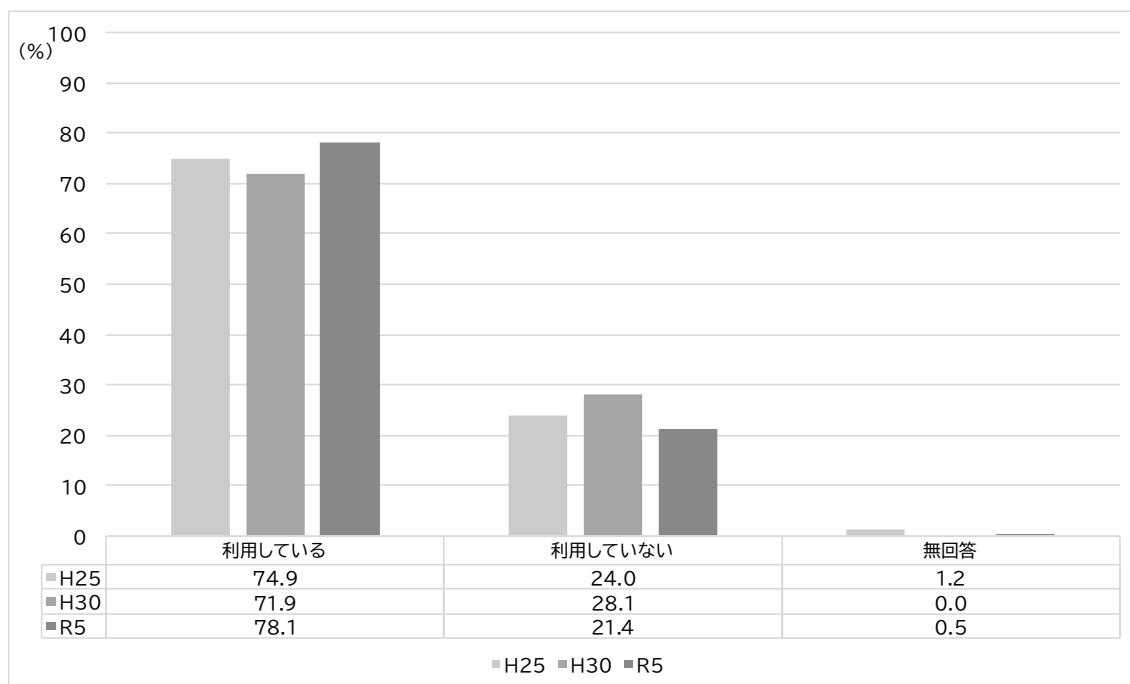


(4) 教育・保育のニーズ

教育・保育サービスの利用の有無

就学前児童

「利用している」が 78.1%と高くなっています。年齢別でみると、「利用していない」の比率が0歳で 86.4%、1歳で 58.3%と高くなっており、2歳になると「利用している」の比率が「利用していない」を上回り、4歳以上は全て「利用している」となっています。



年齢別 (R5)

上段：実数 (人)
下段：割合 (%)

	合計	利用して いる	利用して いない	無回答
合計	639	499	137	3
	100.0	78.1	21.4	0.5
0歳	59	8	51	0
	100.0	13.6	86.4	0.0
1歳	72	30	42	0
	100.0	41.7	58.3	0.0
2歳	84	54	30	0
	100.0	64.3	35.7	0.0
3歳	100	85	13	2
	100.0	85.0	13.0	2.0
4歳	108	108	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0
5歳	131	131	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0
6歳	74	73	0	1
	100.0	98.6	0.0	1.4
無回答	11	10	1	0
	100.0	90.9	9.1	0.0

就学前兒童

	公立の幼稚園	私立の幼稚園	幼稚園の預かり保育	公立の認可保育園	私立の認可保育園	公立の認定こども園	私立の認定こども園	小規模保育事業所	事業所内保育施設	その他の認可外の保育施設	ファミリーサポートセンター	その他	無回答
■H25	28.1		1.8	62.7		4.7			1.2	0.6	0.2	2.2	0.4
■H30	16.9	10.7	0.8	47.9	6.4	14.0	1.4		0.6	1.2	0.0	1.0	
■R5	13.4	12.2	1.6	42.3	11.2	13.2	1.8	2.0	0.8	2.0	0.4	2.2	0.2

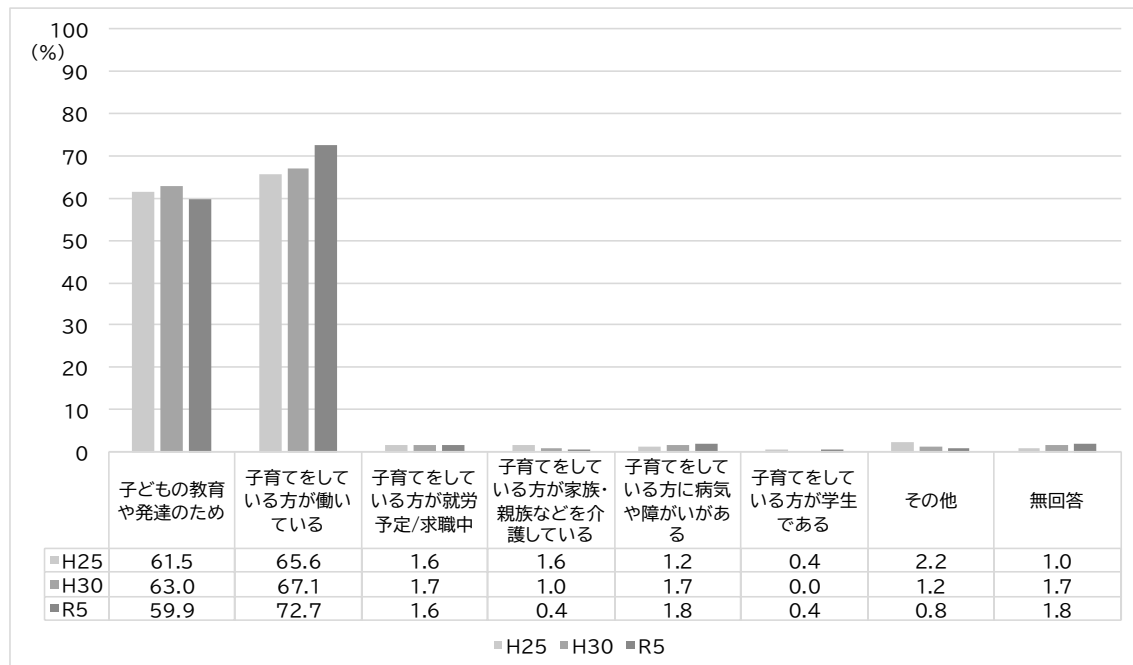
上段：実数（人）
下段：割合（％）

39

教育・保育サービスを利用している理由

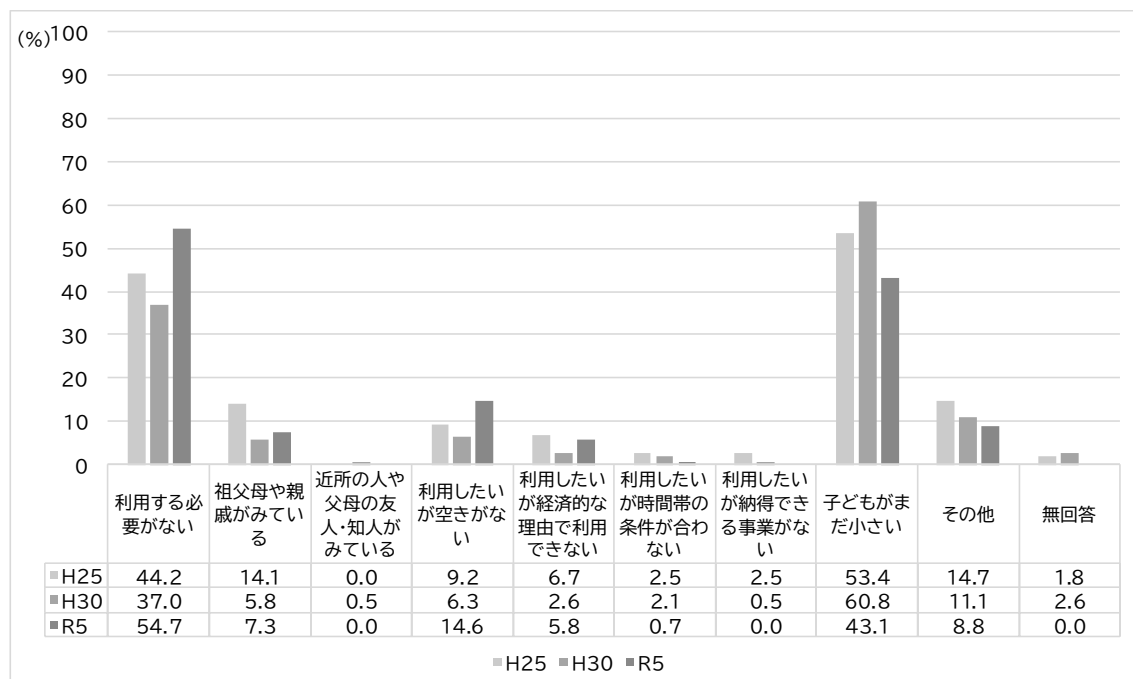
就学前児童

「子育てをしている方が働いている」72.7%と最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」(59.9%)の順となっています。平成 25、30 年度と比べると「子育てをしている方が働いている」の比率が増加しています。



就学前児童

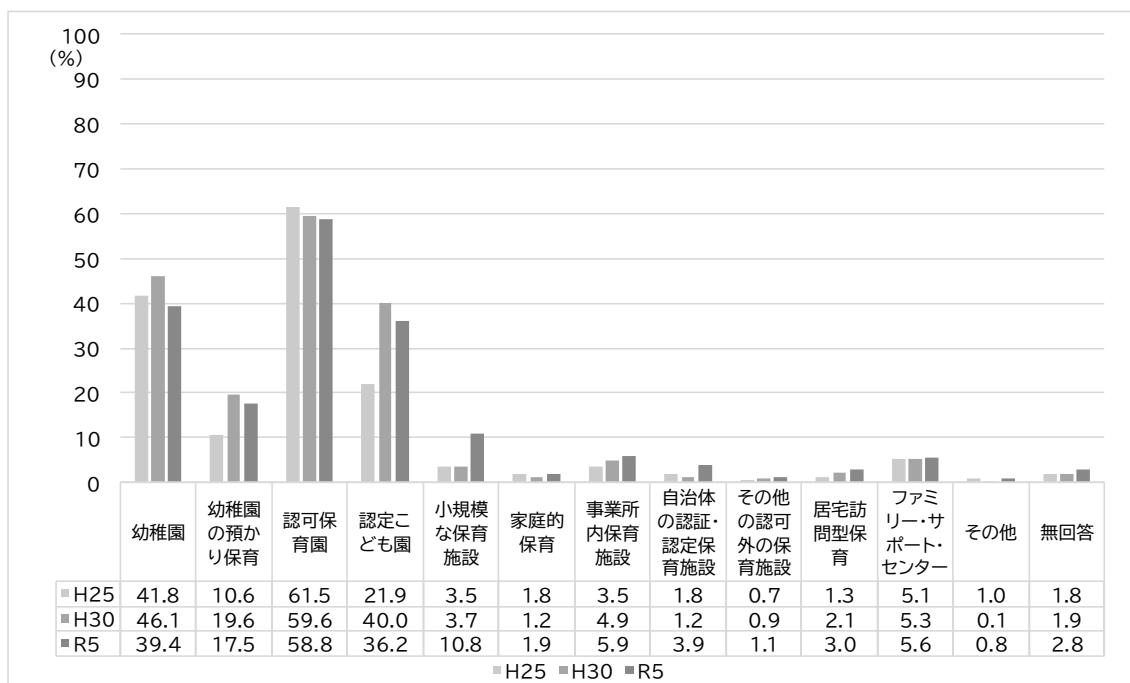
「利用する必要がない」が 54.7%と最も高く、次いで「子どもがまだ小さい」(43.1%)の順となっています。平成 25、30 年度と比べると「利用する必要がない」の比率が増加しています。



今後平日定期的に利用したい教育・保育サービス

就学前児童

「認可保育園」が 58.8%と最も高く、次いで「幼稚園」（39.4%）、「認定こども園」（36.2%）の順となっています。年齢別でみると、平日に教育・保育サービスを利用していない比率が高い0～2歳で「認可保育園」「認定こども園」の比率が高くなっています。



年齢別（R5）

上段：実数（人）
下段：割合（%）

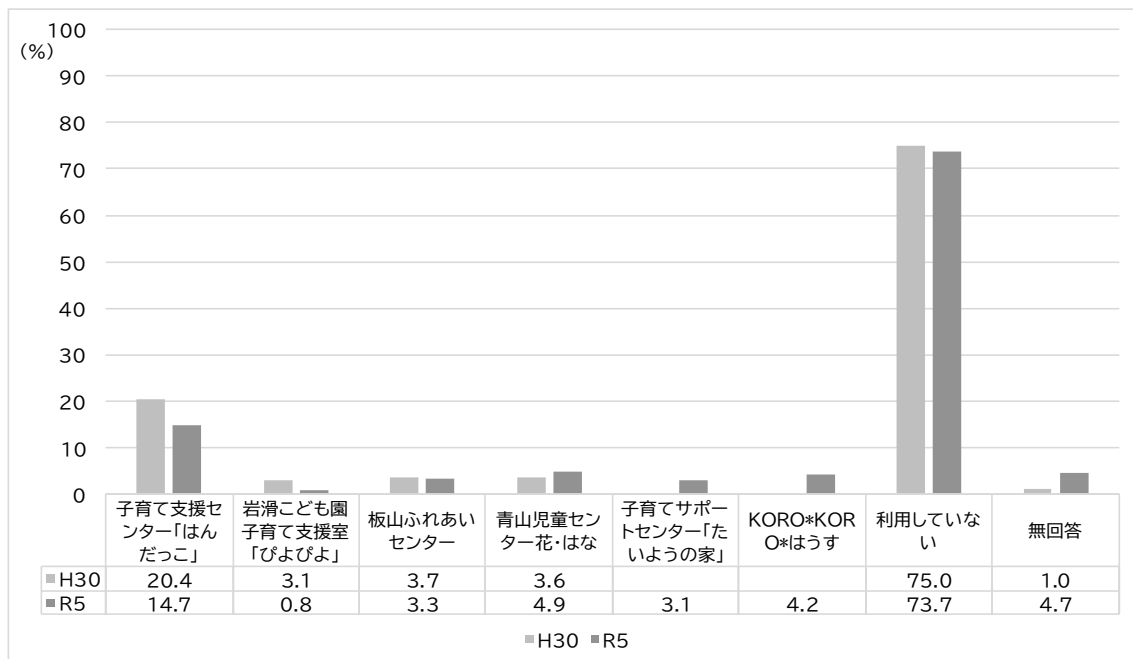
	合計	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育園	認定こども園	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	自治体の認証・認定保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	その他	無回答
合計	639	252	112	376	231	69	12	38	25	7	19	36	5	18
	100.0	39.4	17.5	58.8	36.2	10.8	1.9	5.9	3.9	1.1	3.0	5.6	0.8	2.8
0歳	59	23	8	45	26	13	1	4	5	0	2	5	0	0
	100.0	39.0	13.6	76.3	44.1	22.0	1.7	6.8	8.5	0.0	3.4	8.5	0.0	0.0
1歳	72	25	15	50	33	15	3	6	7	0	2	6	1	3
	100.0	34.7	20.8	69.4	45.8	20.8	4.2	8.3	9.7	0.0	2.8	8.3	1.4	4.2
2歳	84	31	11	57	34	12	3	4	4	3	4	3	0	2
	100.0	36.9	13.1	67.9	40.5	14.3	3.6	4.8	4.8	3.6	4.8	3.6	0.0	2.4
3歳	100	38	19	54	32	9	2	8	1	1	2	4	1	4
	100.0	38.0	19.0	54.0	32.0	9.0	2.0	8.0	1.0	1.0	2.0	4.0	1.0	4.0
4歳	108	44	16	59	41	8	1	1	4	0	3	5	2	4
	100.0	40.7	14.8	54.6	38.0	7.4	0.9	0.9	3.7	0.0	2.8	4.6	1.9	3.7
5歳	131	51	25	66	39	10	2	13	4	3	3	8	1	3
	100.0	38.9	19.1	50.4	29.8	7.6	1.5	9.9	3.1	2.3	2.3	6.1	0.8	2.3
6歳	74	35	17	39	23	2	0	2	0	0	3	4	0	2
	100.0	47.3	23.0	52.7	31.1	2.7	0.0	2.7	0.0	0.0	4.1	5.4	0.0	2.7
無回答	11	5	1	6	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	100.0	45.5	9.1	54.5	27.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0	0.0

(5) 地域子育て支援拠点事業

利用したことがある地域子育て支援拠点事業

就学前児童

「利用していない」が 73.7%と高くなっています。利用したことがある拠点では「子育て支援センター『はんだっこ』」(14.7%)、「青山児童センター花・はな」(4.9%)、「KORO*KORO*はうす」(4.2%)、「板山ふれあいセンター」(3.3%)の順となっています。

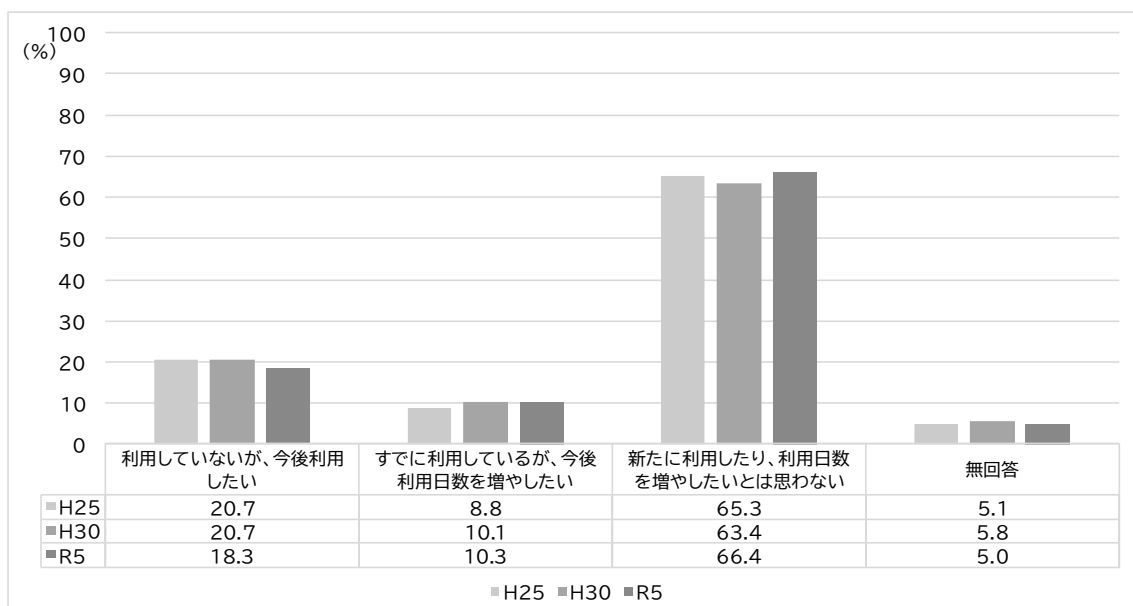


今後利用したい地域子育て支援拠点事業

就学前児童

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 66.4%と高くなっています。①で「利用したことがない」を多くの方が回答していることから、現在は利用しておらず今後新たに利用したいというニーズが少ないと考えられます。

一方で、「利用していないが、今後利用したい」が 18.3%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 10.3%と、計 28.6%の人が利用を増やしたいと回答しています。

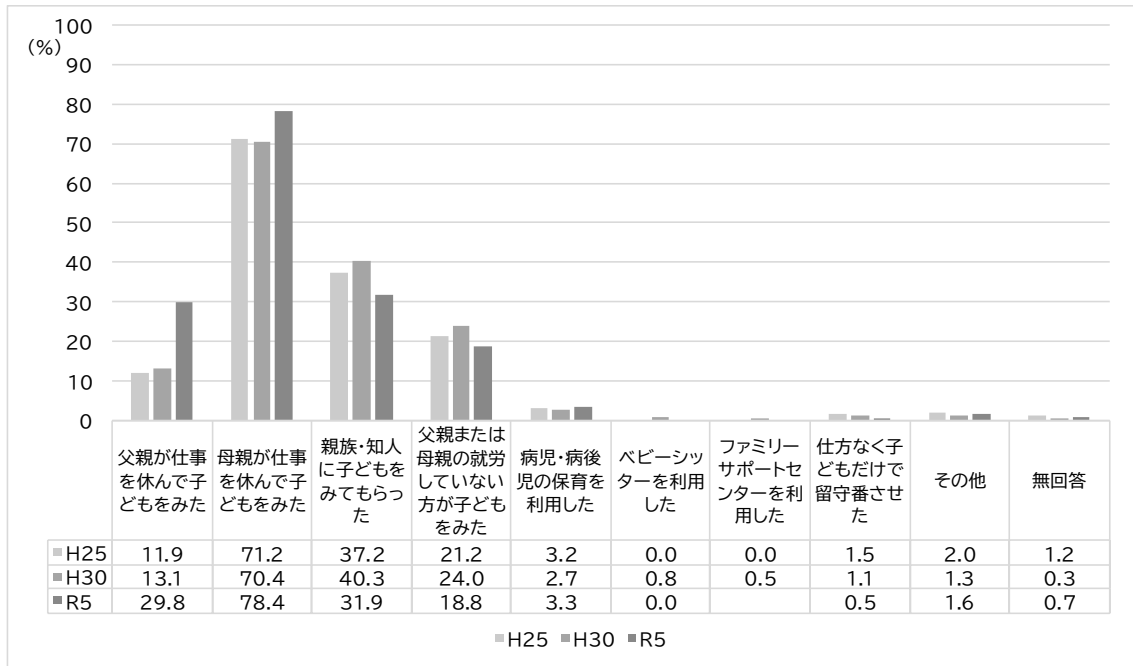


(6) 病児・病後児保育

①病気の時の対応方法

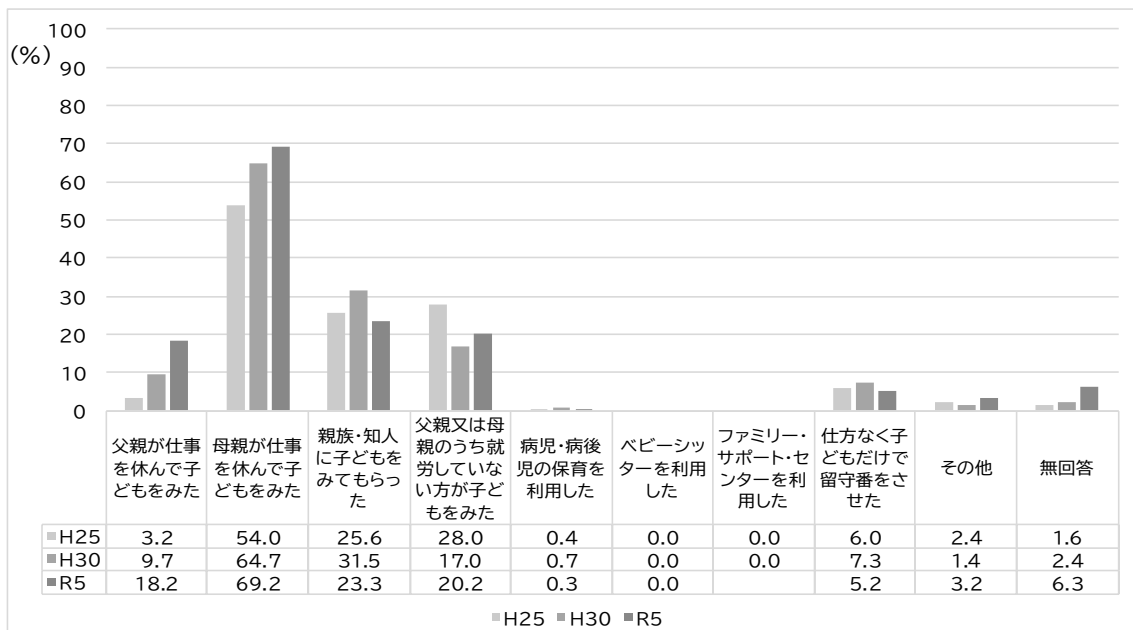
就学前児童

「母親が仕事を休んで子どもをみた」が 78.4%と高く、ついで「親族・知人に子どもをみてもらった」(31.9%)、「父親が休んで子どもをみた」(29.8%)の順となっています。平成 25、30 年度と比べると「母親が仕事を休んで子どもをみた」「父親が休んで子どもをみた」の比率が高くなっています。なお、「病児・病後児の保育を利用した」の比率は 3.3%となっています。



小学生児童

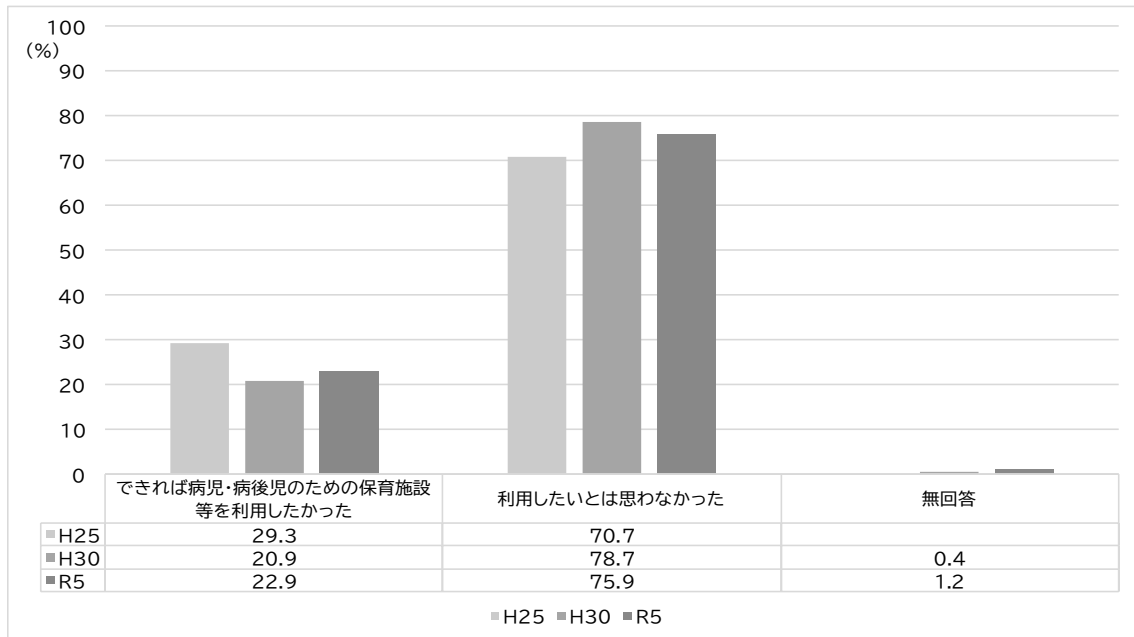
「母親が仕事を休んで子どもをみた」が 69.2%と高く、ついで「親族・知人に子どもをみてもらった」(23.3%)、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」(20.2%)の順となっています。父親がフルタイムの家庭が多いことから、就労していない方が子どもをみた比率は、母親の方が高いことがうかがえます。なお、「病児・病後児の保育を利用した」の比率は 0.3%となっています。



②病児・病後児保育の利用意向

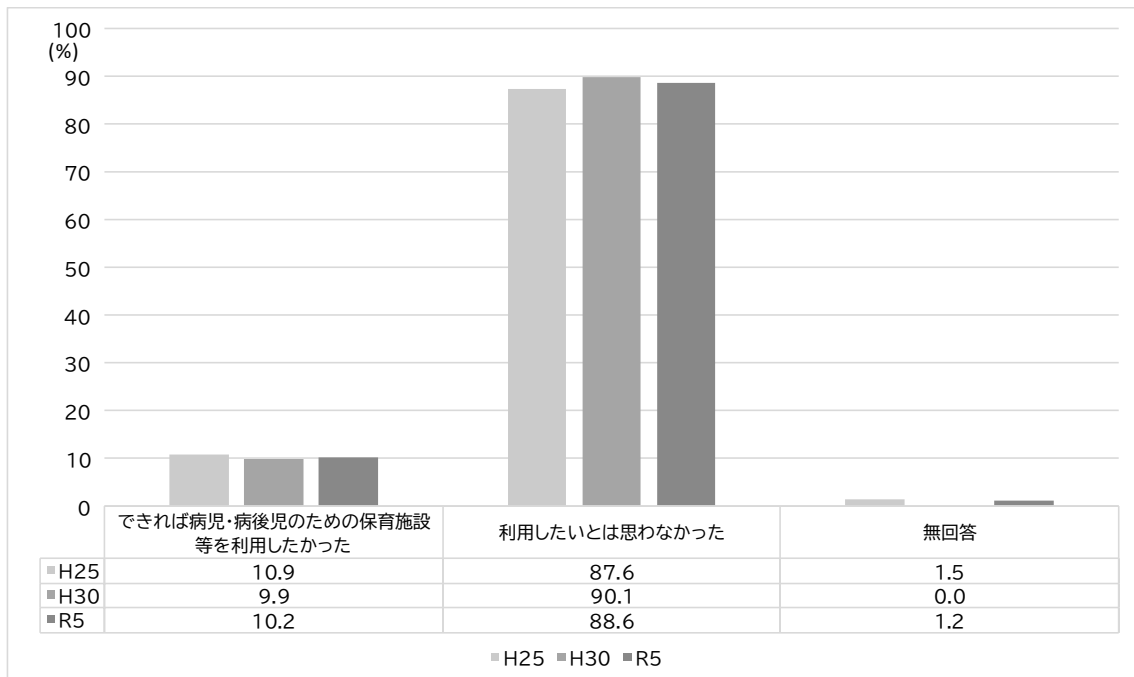
就学前児童

「利用したいとは思わなかった」が 75.9%と高く、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したかった」が 22.9%となっています。



小学生児童

「利用したいとは思わなかった」が 88.6%と高く、就学前よりもさらに高くなっています。「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したかった」が 10.2%となっています。



就学前儿童

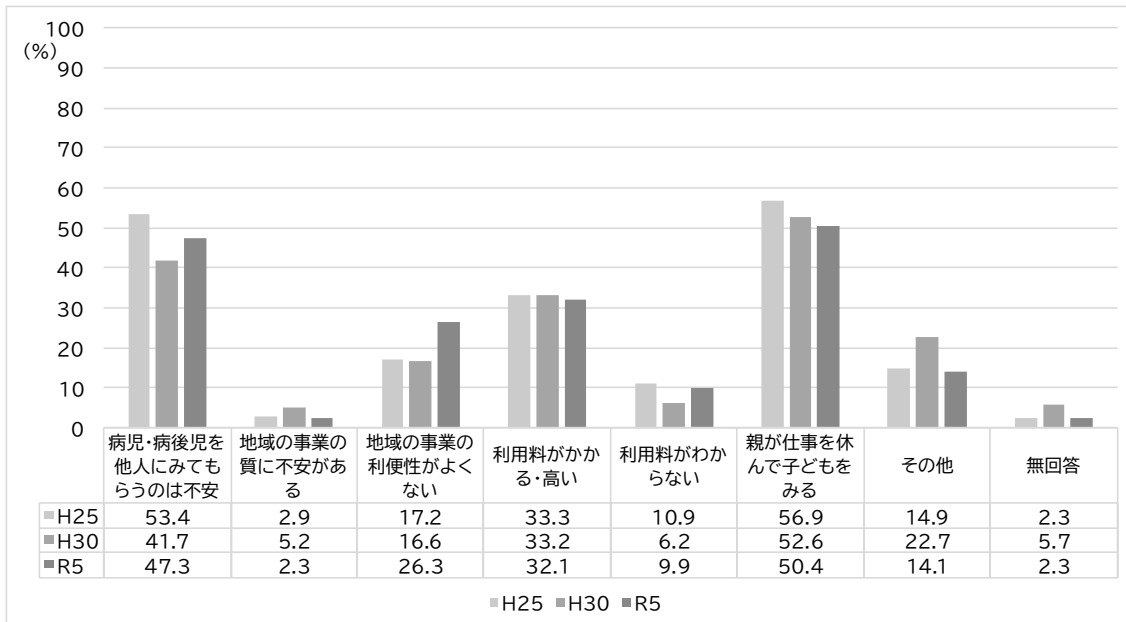
	半田市病児保育施設「げんきの芽」	幼稚園・保育園等に併設した施設で子どもを保育する事業	小児科に併設した施設で子どもを保育する事業	地域住民等が子どもを預かる事業	その他	無回答
H25	0.0	45.8	72.2	12.5	4.2	1.4
H30	42.9	60.7	62.5	1.8	1.8	3.6
R5	70.9	44.3	46.8	10.1	1.3	0.0

	半田市病児保育施設「げんきの芽」	幼稚園・保育園等に併設した施設で子どもを保育する事業	小児科に併設した施設で子どもを保育する事業	地域住民が子どもを預かる事業	その他	無回答
■H25	0.0	46.7	66.7	13.3	0.0	6.7
■H30	63.2	26.3	63.2	0.0	10.5	0.0
■R5	64.0	12.0	56.0	20.0	4.0	4.0

④病児・病後児保育施設を利用したいと思わない理由

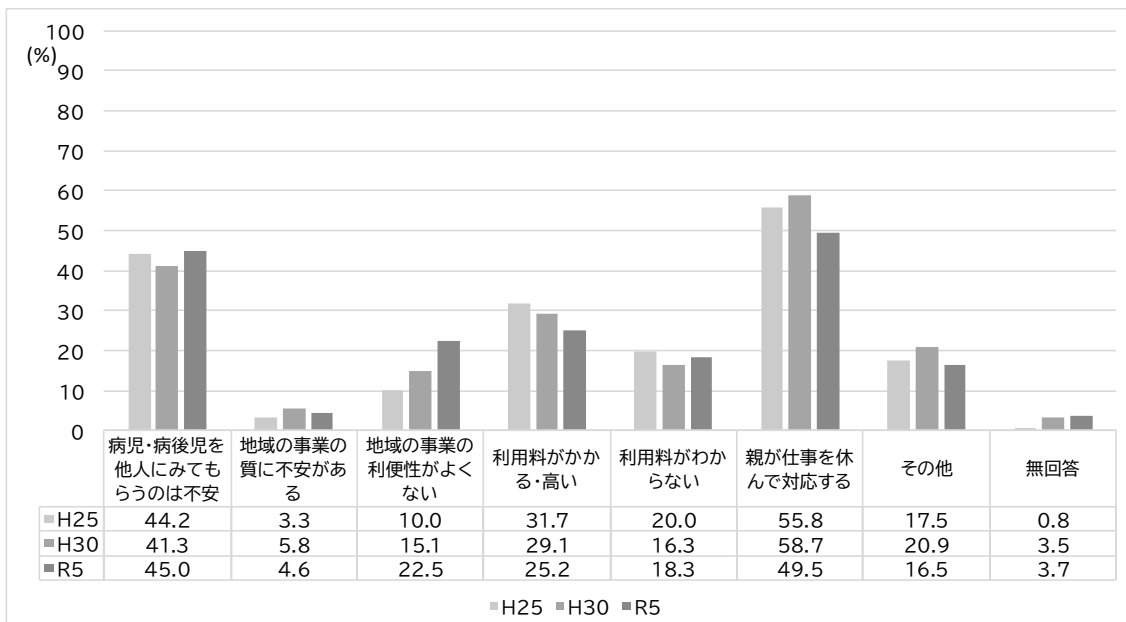
就学前児童

①で「利用したいとは思わなかった」と回答した人のうち、「親が仕事を休んで子どもをみる」が 50.4%と最も高く、次いで「病児・病後児を他人に見てもらうのは不安」(47.3%)、「利用料がかかる・高い」(32.1%)、「地域の事業の利便性がよくない」(26.3%)の順となっています。



小学生児童

①で「利用したいとは思わなかった」と回答した人のうち、「親が仕事を休んで対応する」が 49.5%と最も高く、次いで「病児・病後児を他人に見てもらうのは不安」(45.0%)、「利用料がかかる・高い」(25.2%)、「地域の事業の利便性がよくない」(22.5%)の順となっています。

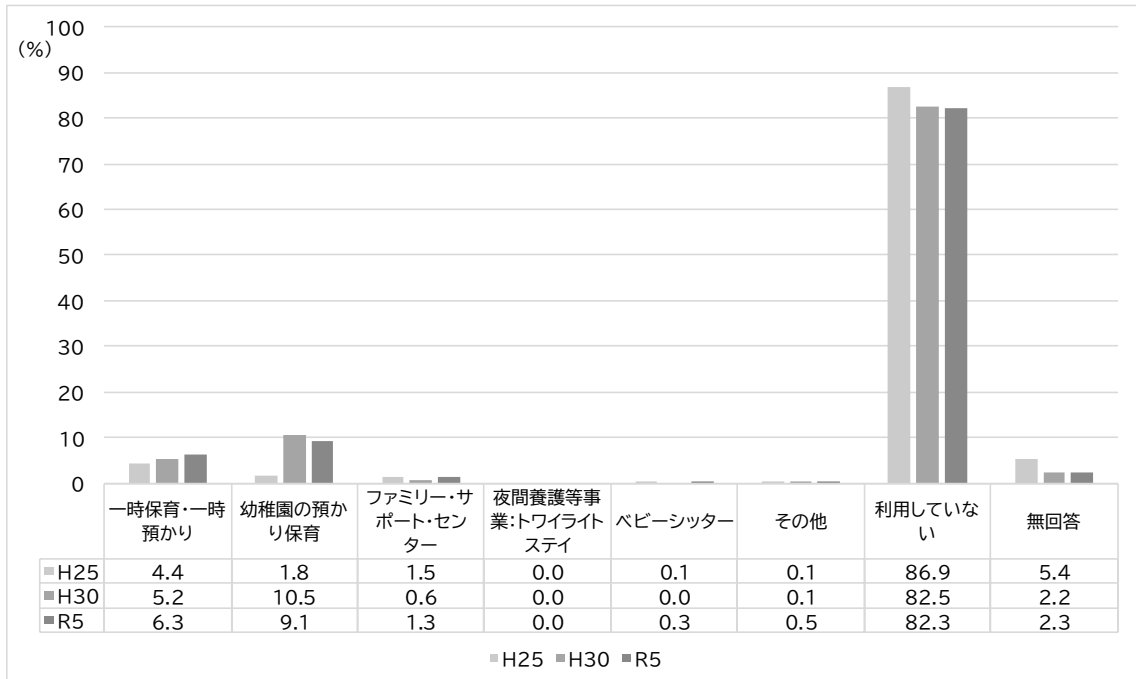


(7) 一時預かり

①一時預かりの利用状況

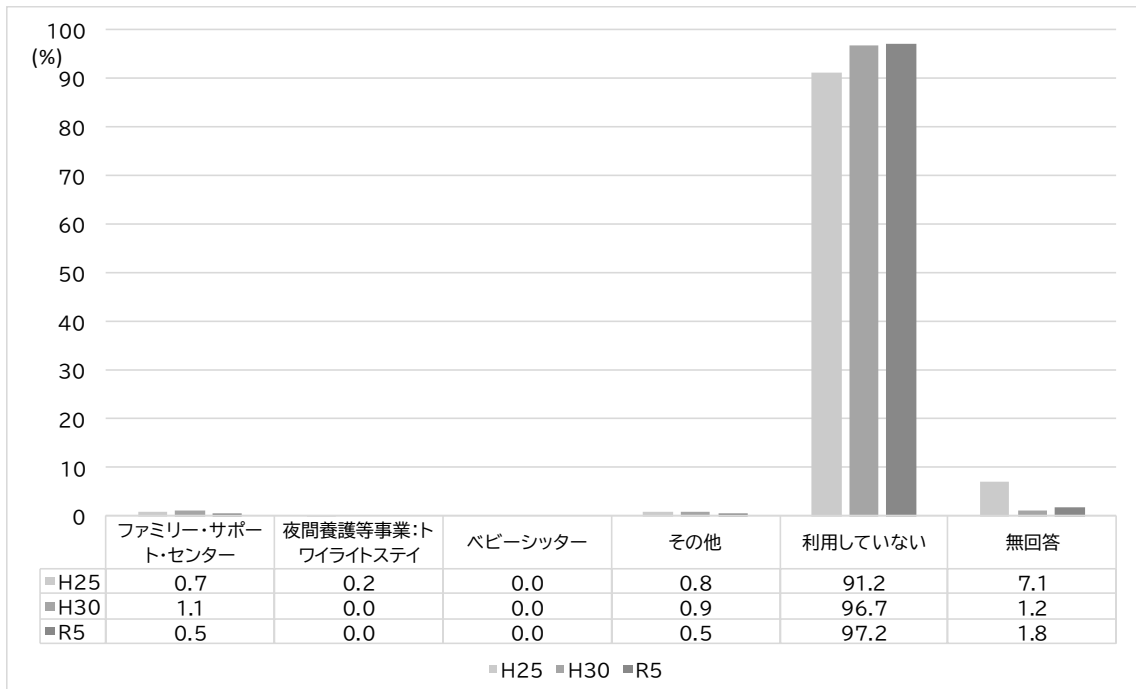
就学前児童

「利用していない」が82.3%と特に高くなっています。利用しているサービスをみると、「幼稚園の預かり保育」(9.1%)、「一時保育・一時預かり」(6.3%)などとなっています。



小学生児童

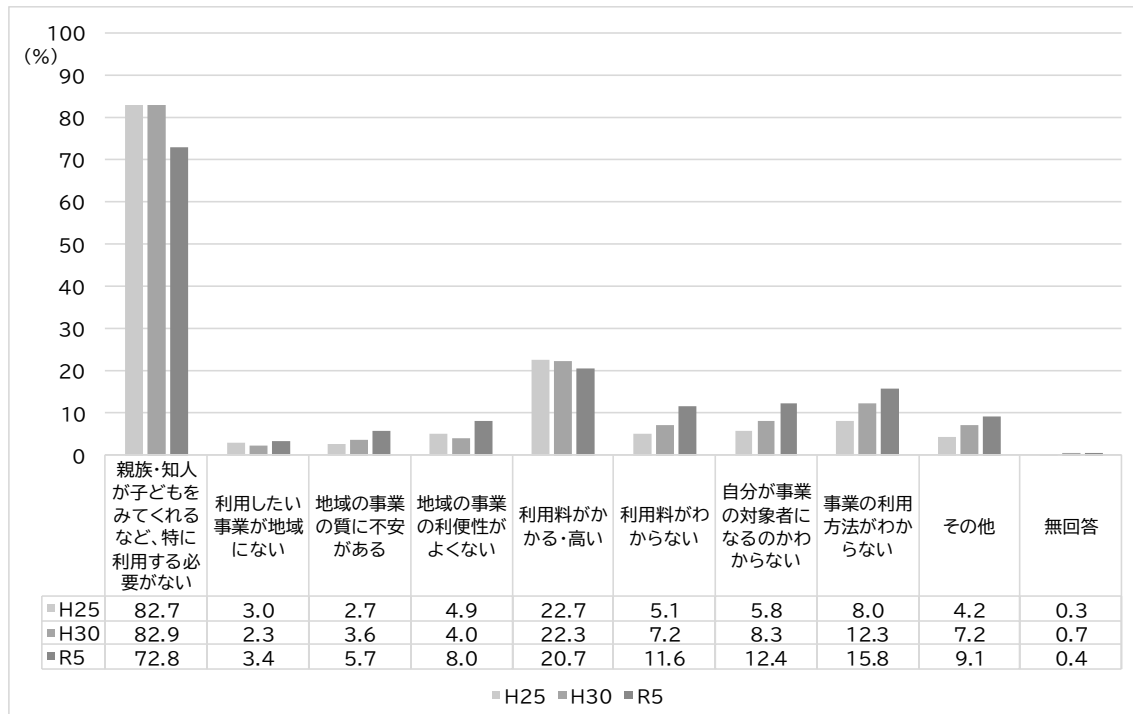
「利用していない」が97.2%となっています。



②一時預かりを利用していない理由

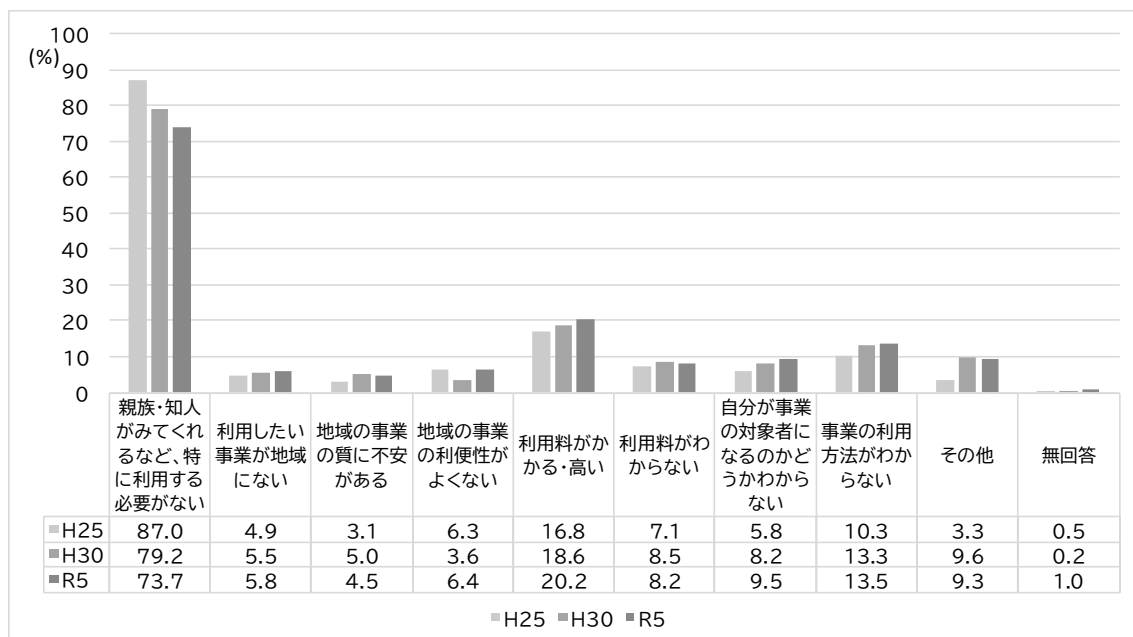
就学前児童

①で「利用していない」と回答した人のうち、「親族・知人が子どもをみてくれるなど、特に利用する必要がない」が 72.8%と特に高く、次いで「利用料がかかる・高い」(20.7%)の順となっています。



小学生児童

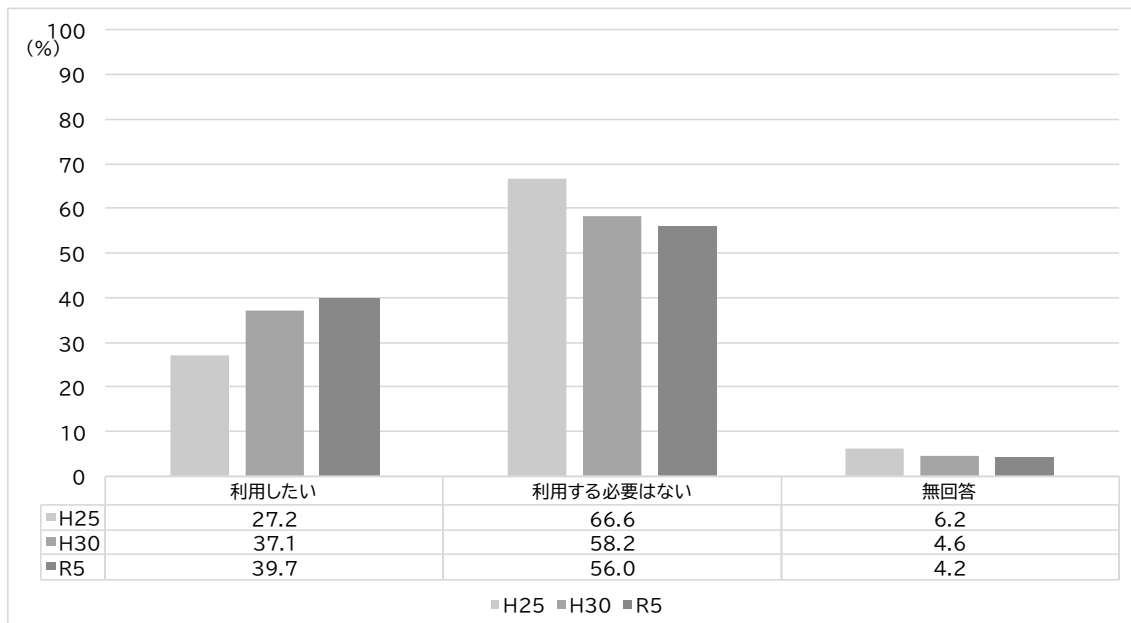
①で「利用していない」と回答した人のうち、「親族・知人が子どもをみてくれるなど、特に利用する必要がない」が 73.7%と特に高く、次いで「利用料がかかる・高い」(20.2%)の順となっています。



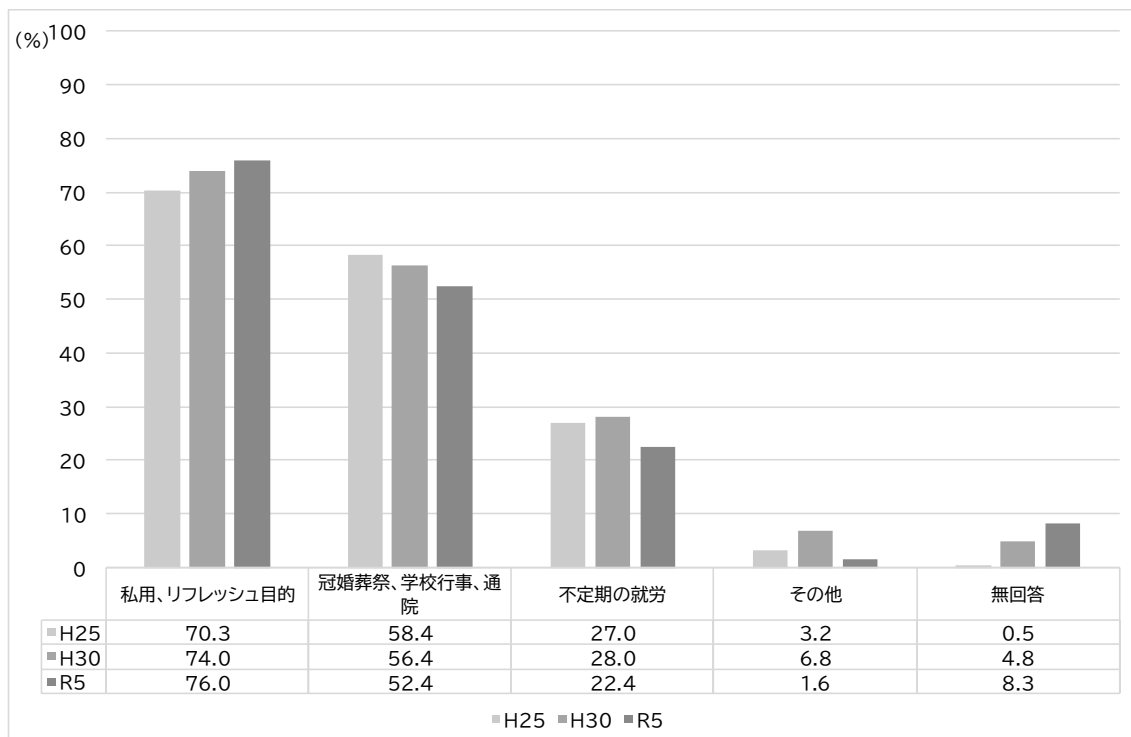
③一時預かりの利用意向・利用目的

就学前児童

「利用する必要はない」が 56.0%と高くなっています。一方で平成 25、30 年度と比べると「利用したい」の比率が高まっています。

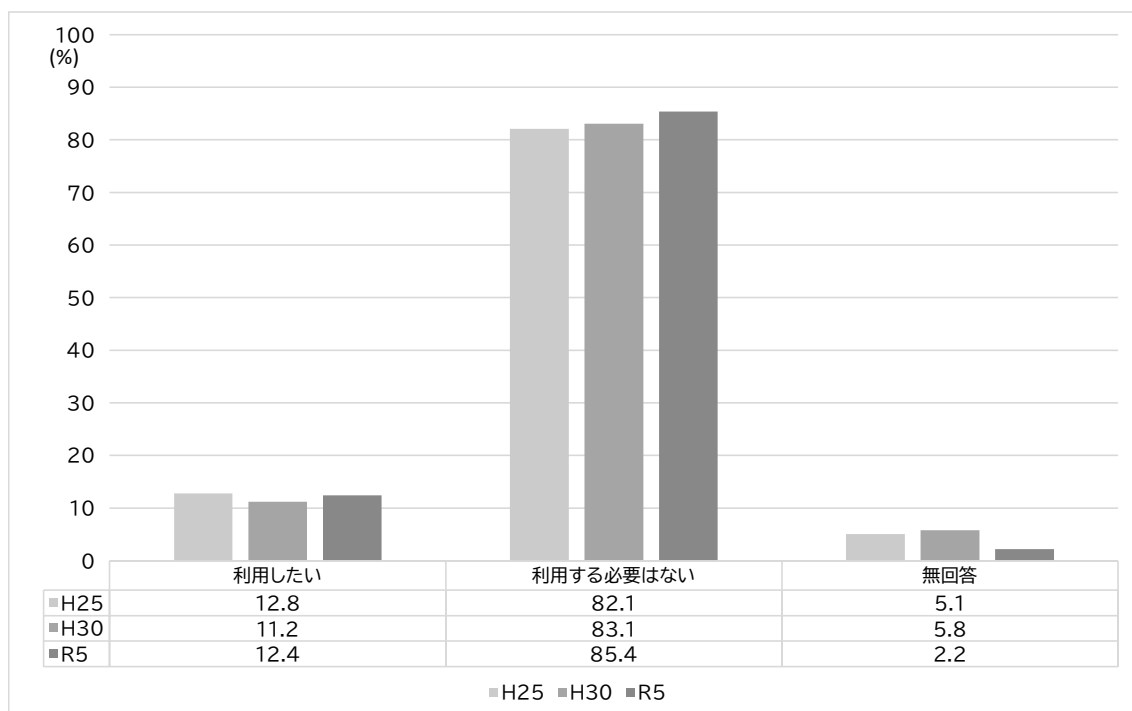


「利用したい」と回答した人の利用目的は、「私用、リフレッシュ目的」が 76.0%と最も高く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、通院」（52.4%）、「不定期の就労」（22.4%）の順となっています。

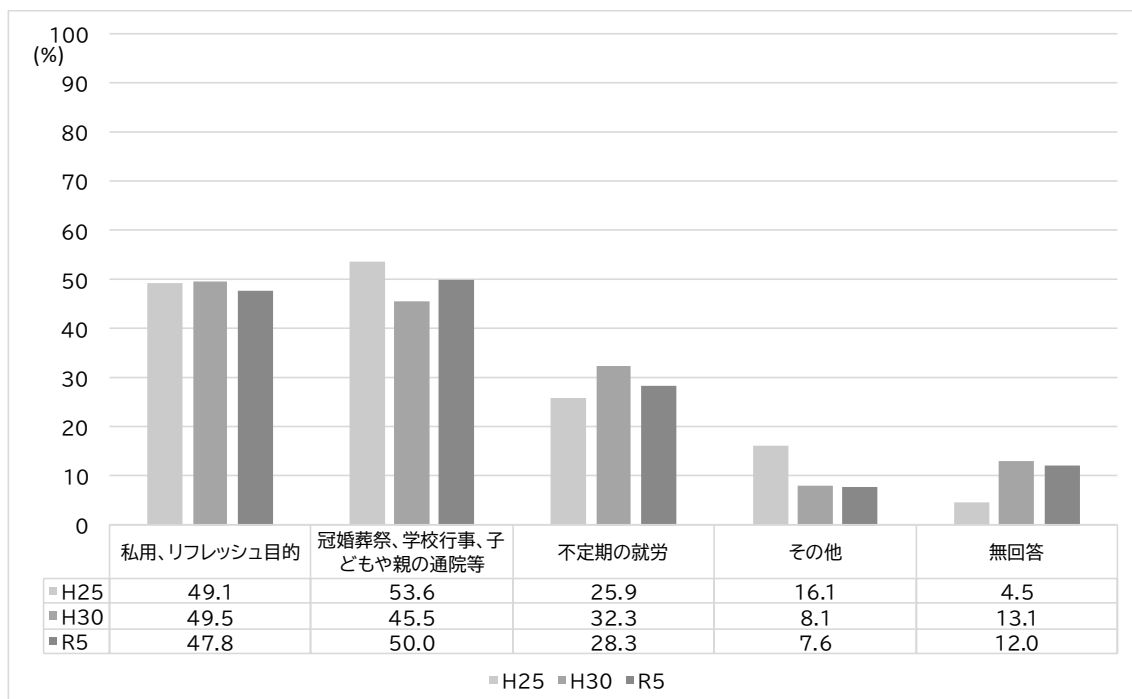


小学生児童

「利用する必要はない」が 85.4%と高くなっており、平成 25、30 年度と比べると「利用する必要はない」の比率が高まっています。



「利用したい」と回答した人の利用目的は、「冠婚葬祭、学校行事、通院」が 50.0%と最も高く、次いで「私用、リフレッシュ目的」（47.8%）、「不定期の就労」（28.3%）の順となっています。



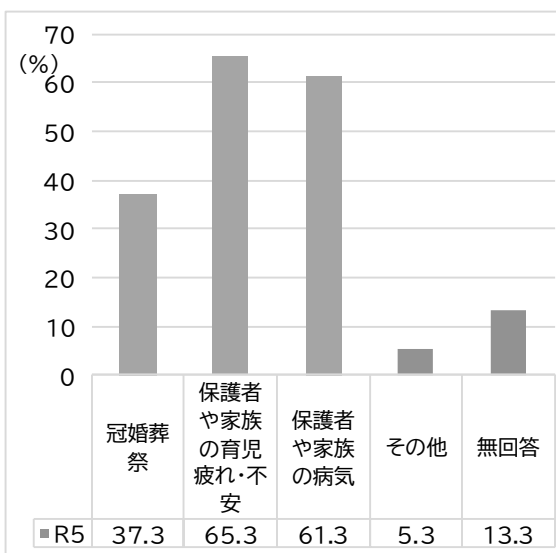
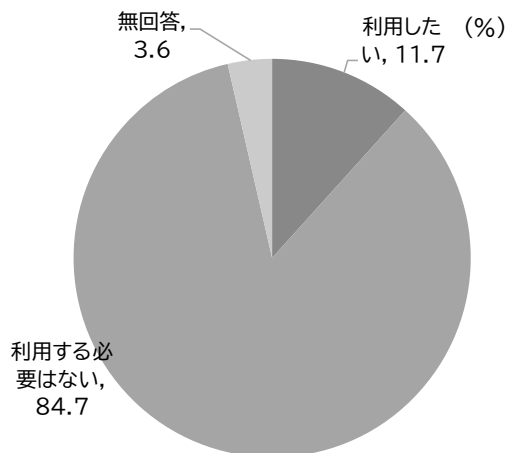
(8) 短期入所支援事業

短期入所支援事業の利用意向・目的

就学前児童

「利用する必要はない」が 84.7%と高くなっています。

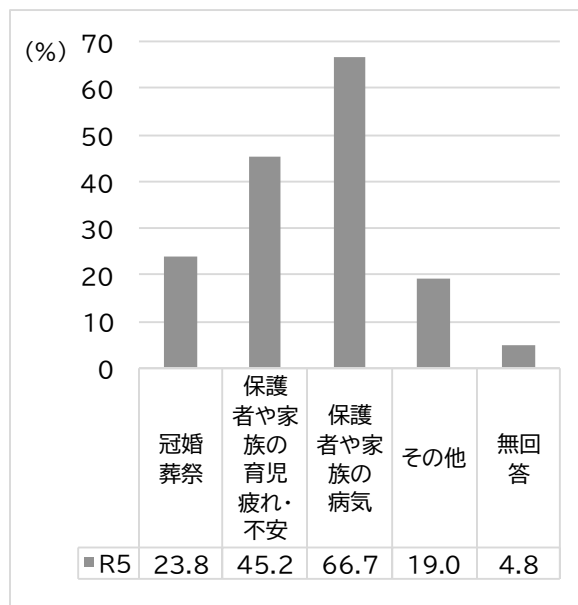
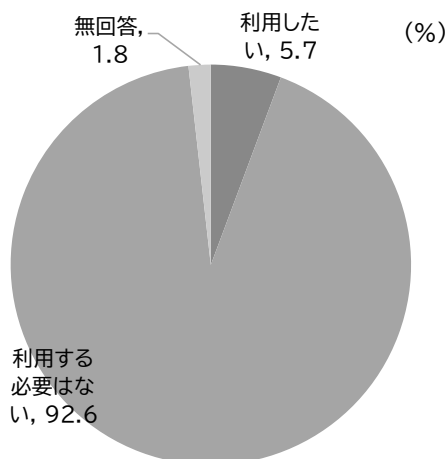
「利用したい」と回答した人の利用目的は、「保護者や家族の育児疲れ・不安」が 65.3%と最も高く、次いで「保護者や家族の病気」(61.3%)、「冠婚葬祭」(37.3%)の順となっています。



小学生児童

「利用する必要はない」が 92.6%と高くなっています。

「利用したい」と回答した人の利用目的は、「保護者や家族の病気」が 66.7%と最も高く、次いで「保護者や家族の育児疲れ・不安」(45.2%)、「冠婚葬祭」(23.8%)の順となっています。

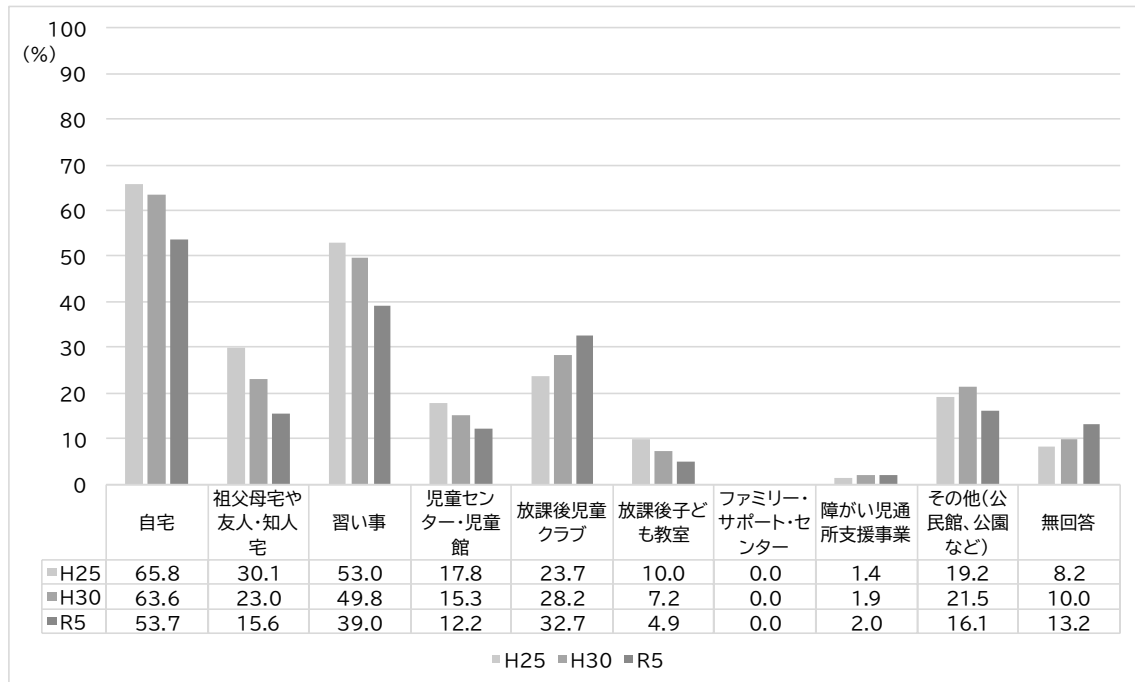


(9) 放課後の過ごし方

就学前児童が小学校低学年になった時に希望する放課後の過ごし方

就学前児童

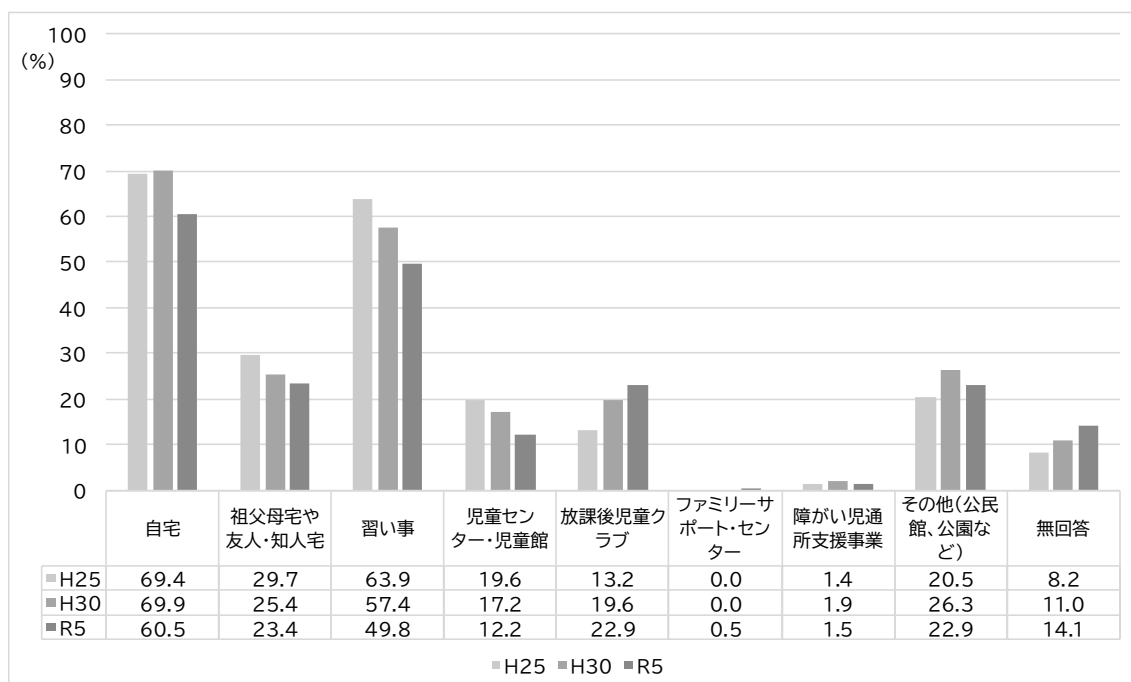
「自宅」が 53.7%と最も高く、次いで「習い事」(39.0%)、「放課後児童クラブ」(32.7%)の順となっています。平成 25、30 年度と比べると「放課後児童クラブ」の比率が高まっています。



就学前児童が小学校高学年になった時に希望する放課後の過ごし方

就学前児童

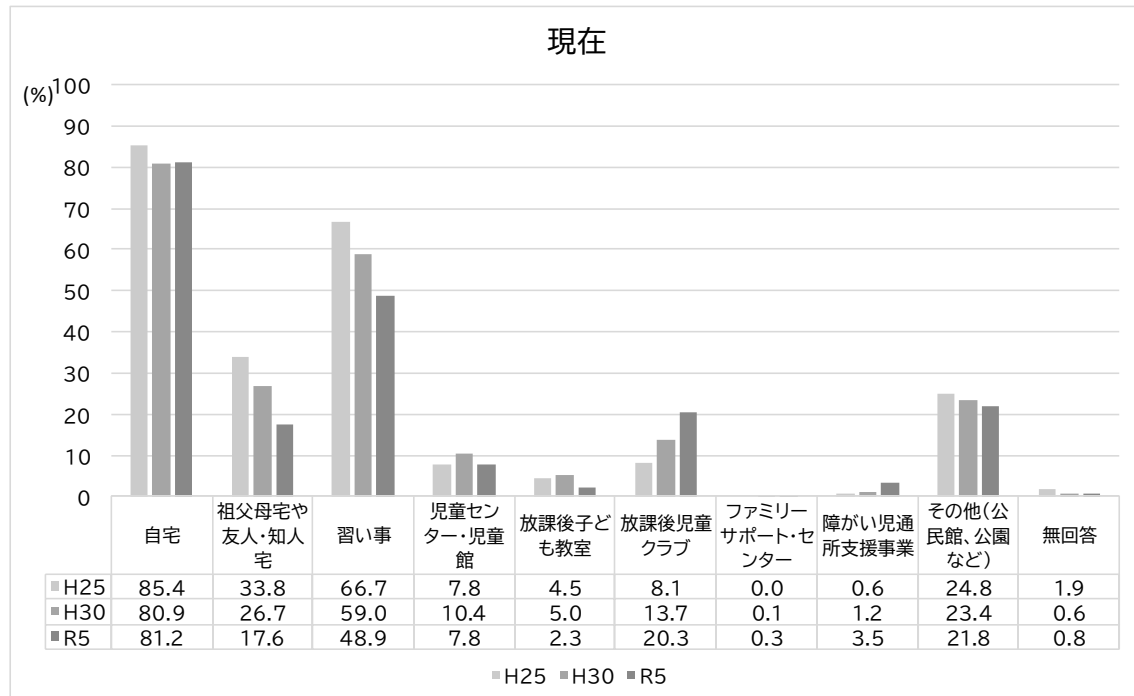
「自宅」が 60.5%と最も高く、次いで「習い事」(49.8%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(23.4%)、「放課後児童クラブ」(22.9%)の順となっています。



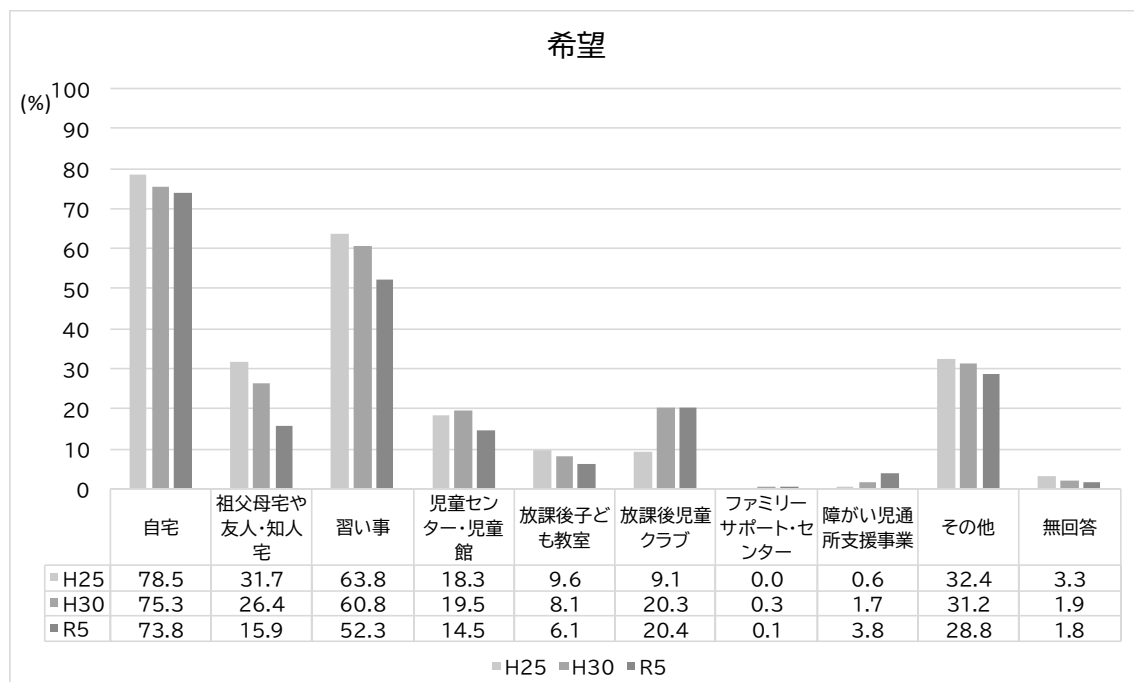
小学生児童の放課後の過ごし方（現在・希望）

小学生児童

現在についてみると、「自宅」が 81.2%と最も高く、次いで「習い事」（48.9%）、「放課後児童クラブ」（20.3%）の順となっています。平成 25、30 年度と比べると「習い事」「祖父母や友人・知人宅」が減少し、「放課後児童クラブ」が増加しています。



希望についてみると、「自宅」が 73.8%と最も高く、次いで「習い事」（52.3%）、「放課後児童クラブ」（20.4%）の順となっています。平成 25、30 年度と比べると「習い事」「祖父母や友人・知人宅」が減少し、「放課後児童クラブ」が増加しています。現在も希望も概ね同じような傾向がみられます。

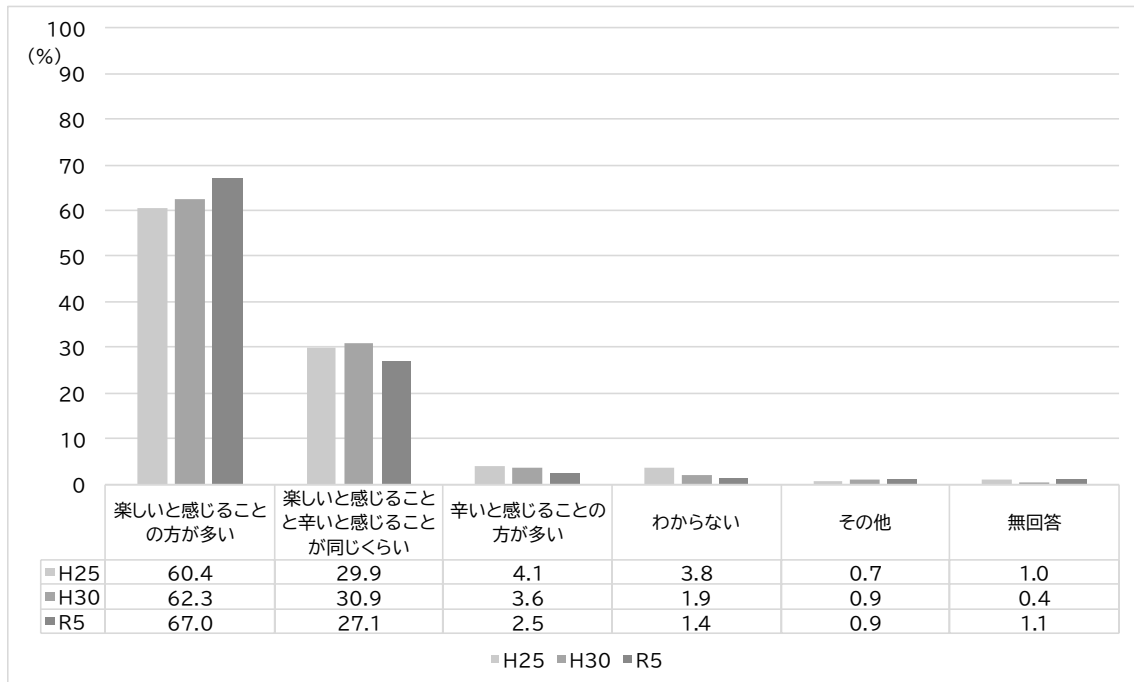


(10) 子育てに関する保護者の意識

子育てへの感じ方

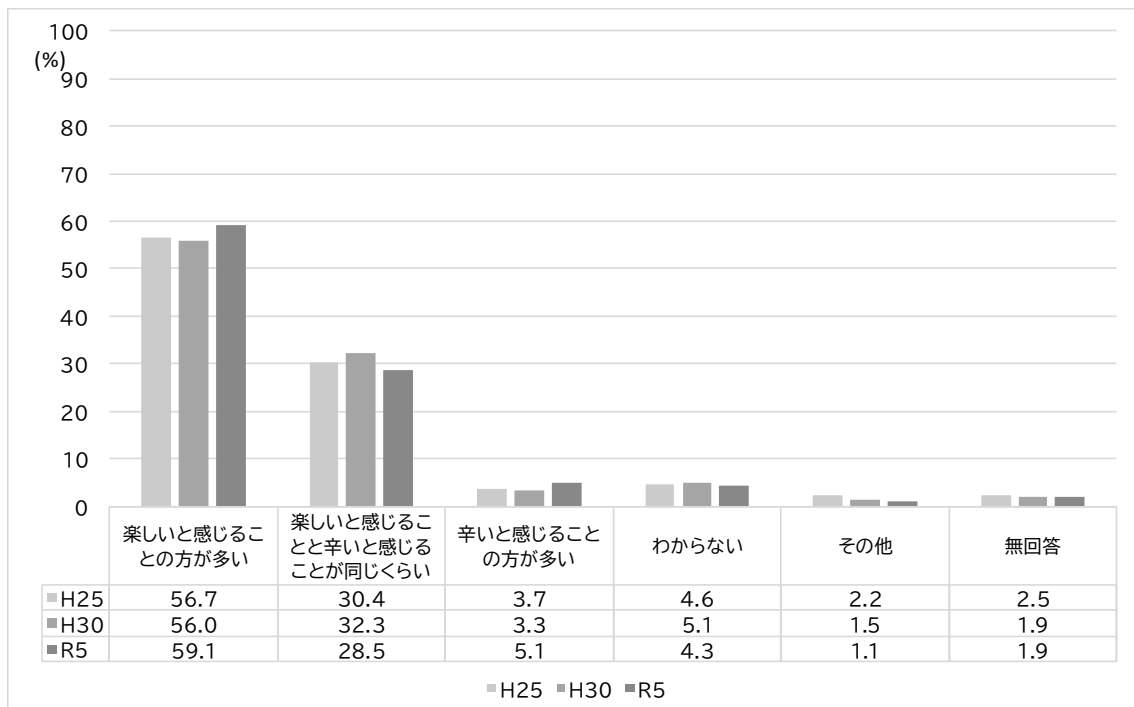
就学前児童

「楽しいと感じることの方が多い」が 67.0%と最も高く、次いで「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」（27.1%）の順となっています。平成 25、30 年度と比べると「楽しいと感じることの方が多い」の比率が高まっています。



小学生児童

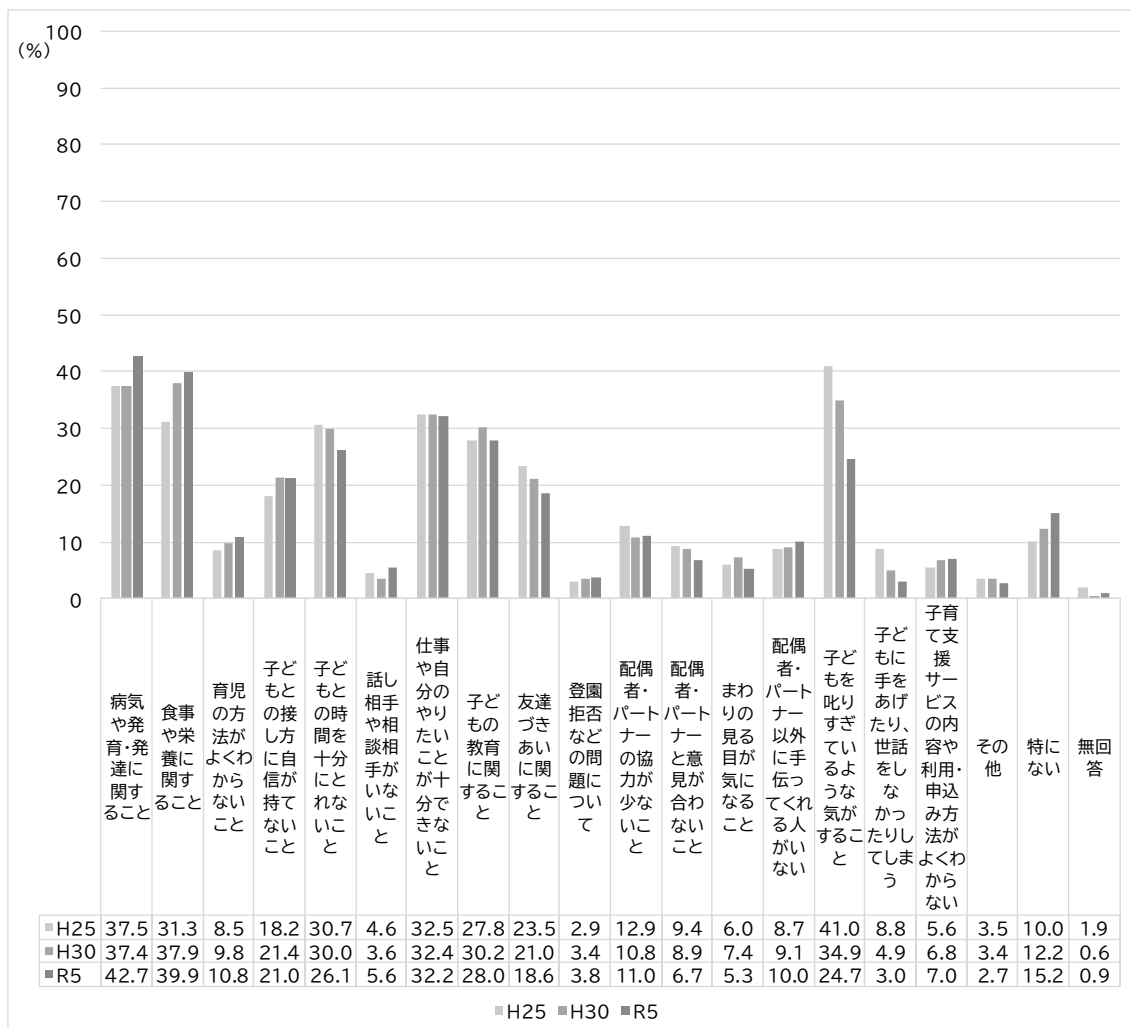
「楽しいと感じることの方が多い」が 59.1%と最も高く、次いで「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」（28.5%）の順となっています。



子育てに関する悩み

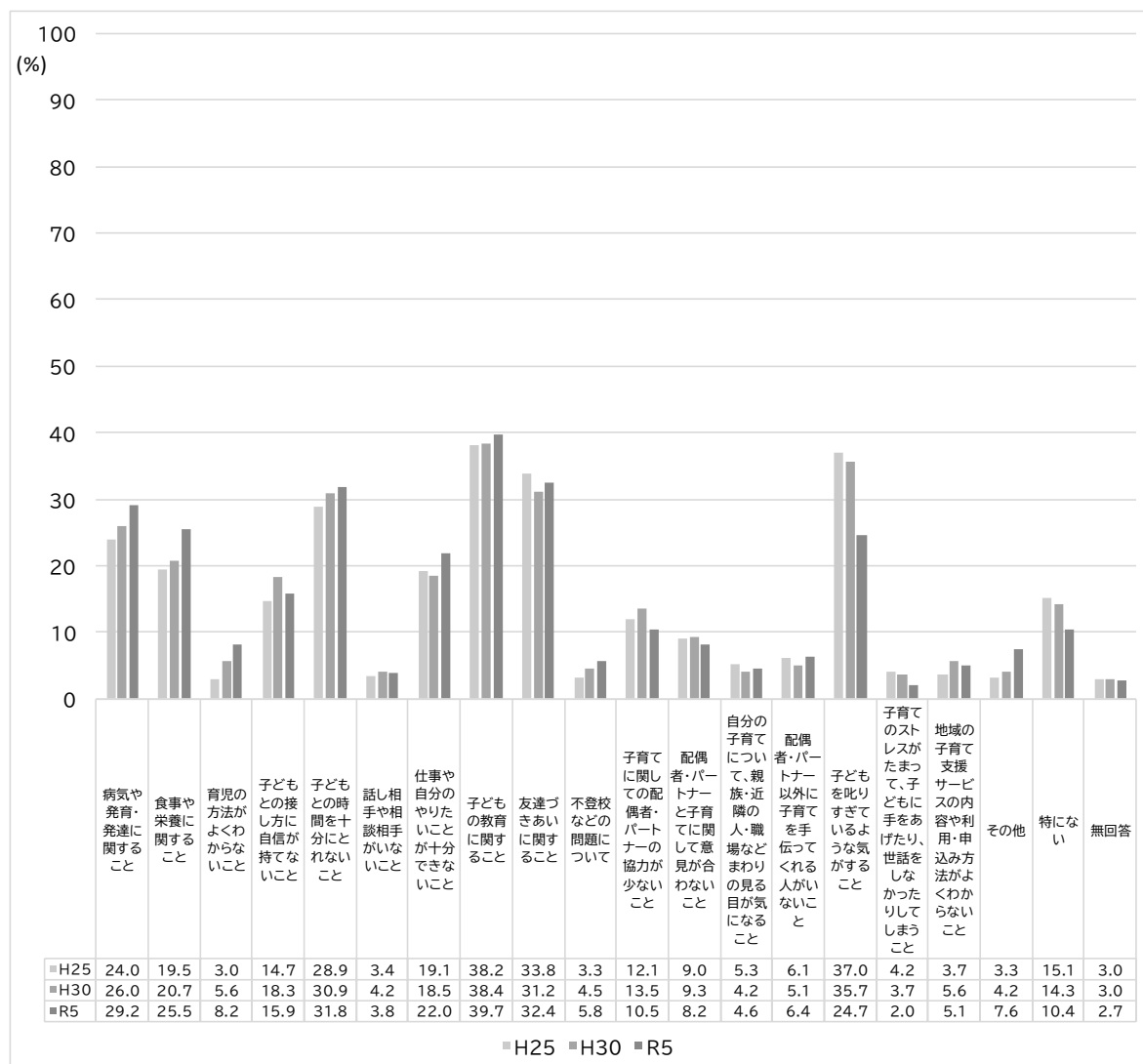
就学前児童

「病気や発育・発達に関すること」が 42.7%と最も高く、次いで「食事や栄養に関すること」(39.9%)、「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」(32.2%)の順となっています。平成 25、30 年度と比べると「食事や栄養に関すること」が増加し、「子どもを叱りすぎているような気がする」と減少しています。



小学生児童

「子どもの教育に関すること」が 39.7%と最も高く、次いで「友達づきあいに関すること」(32.4%)、「子どもとの時間を十分に取れないこと」(31.8%)、「病気や発育・発達に関すること」(29.2%)の順となっています。平成 25、30 年度と比べると「子どもを叱りすぎているような気がする」と減少しています。



6. 統計データ及びニーズ調査結果からみた課題

(1) こどもと家族の環境

統計データより

- 18 歳未満のこども人口は減少傾向にあり、年齢が低くなるにつれ人口が減少する傾向にあります。出生率が減少傾向にあることから、今後もこの傾向は続くことが予想されます。
- 女性の労働力状態は子育て世代でも高くなっており、女性の社会進出が進んでいることがわかります。
- 18 歳未満のこどものいる世帯数は減少傾向にあり、核家族世帯が大半を占めます。
- 外国籍のこども人口は増加しており、本市全体の約4%に相当します。
- 婚姻率は減少傾向が続いており、県全体を下回って推移しています。離婚率も減少傾向が続いていますが、県全体より高い水準で推移しています。

アンケート調査より

- 「主な保育者」の比率は、前回調査と比べて「父母がともに」が高くなっています。家族のなかで母親と父親を中心に子育てが行われていることがうかがえます。
- 母親の就労状況は、前回調査と同様にパート・アルバイトで就労している比率が高いのに加え、フルタイムで就労している比率が前回調査と比べて高くなっています。父親は前回調査と同様に正社員で5～6日間の比率が高くなっています。
- 育児休業については、取得した人や働いていなかった人の比率が高い母親に対し、父親の育児休業の取得は非常に低く、母親に偏っています。なお、父親の育児休業の取得率は1割と低いものの、前回調査に比べて約4倍になり、父親の子育てへの意識の変化がみられます。

課題

- 核家族化が進行し、母親、父親を中心に子育てをする傾向が高まっており、子育て家庭が子育てしやすい環境、支援サービスの提供が求められます。
- 育児休業の取得が母親に偏っており、子育て家庭への情報提供や企業への育児休業の取得しやすい企業内ルールや環境作り等、機運醸成が求められます。

(2) 教育・保育

統計データより

- 本市の保育園等（公立・民間のこども園、公立・民間の保育園、民間の小規模保育事業所）、幼稚園（公立・民間の幼稚園）、小学校におけるこどもの数は減少傾向にあります。

アンケート調査より

- 教育・保育サービスの日常利用を年齢別でみると、0～1歳は利用していない比率が高く、2歳になると利用している比率が利用していない比率を上回り、4歳以上は全て利用していると回答しています。本市の場合、公立の認可保育園の利用が多く、次いで公立の幼稚園、公立の認定こども園の順となっています。
- 日常利用と利用希望を比較すると、3歳未満の小さいこどもがいる家庭で潜在的に認可保育園、認定こども園といった保育サービスを受けたいという意向が見受けられます。

課題

- 3歳未満のこどもがいる家庭に対する日常的な保育サービスの提供が求められます。

(3) 子育て支援に関する各種サービス

統計データより

- 一時保育の利用状況は、近年はコロナ禍の影響もあり変動があるものの2,500人以上の利用があります。
- 病児・病後児保育は、平成29年度から半田市げんきの芽にて病気の治療中または病気の回復期の児童を保育する病児保育を実施しており、年間130～480人程度の延べ利用人数、100～200日程度の延べ利用日数となっています。
- 放課後児童クラブは、13小学校区内で20クラブ開設し、登録児童数は1,000人以上あります。こどもの人口が減少傾向にあるなかで、登録児童数は増加しています。

アンケート調査より

- 地域子育て支援拠点事業は、利用していない人の比率が7割以上と高く、利用したことがある拠点では子育て支援センター「はんだっこ」の比率が前回調査と同様に高くなっています。今後の利用意向についても利用したい人が少ない一方で、今後利用したい人やすでに利用していて新た

に利用日数を増やしたい人が約3割います。

- 病児・病後児保育は、病気のために「母親が仕事を休んで子どもをみた」人の比率が就学前児童も小学生児童も高く、病児・病後児保育を利用した人はわずかとなっています。病児・病後児保育の利用意向は、「利用したいとは思わなかった」が特に高く、その主な理由としては「親が仕事を休んで子どもをみる」「他人にみてもらうのは不安」の比率が前回調査と同様に高くなっています。「できれば利用したかった」の比率は約1～2割となっています。
- 一時預かりは、利用していない人の比率が約8～9割以上と高く、その理由としては、「親族・知人にみてもらう」が約7割と高い比率になっています。なお、利用したい比率が約1割強と低い小学生児童と比べ、就学前児童については利用したい人が約4割います。その利用目的として、「私用・リフレッシュ」「冠婚葬祭・学校行事・通院」が高い比率になっています。
- 短期入所生活援助事業は、「利用したい」の比率が約1割強となっています。利用目的をみると「保護者や家族の育児疲れ・不安」「保護者や家族の病気」の比率が高くなっています。
- 小学生児童の放課後の過ごし方の現状は、「自宅」「習い事」の比率が高く、前回調査と比べると「祖父母宅」の比率は低下し、「放課後児童クラブ」の比率が上昇しています。就学前児童が小学生になったとき（就学前児童アンケート）、および小学生児童の放課後の過ごし方の希望（小学生児童アンケート）は、「自宅」が約5～7割、「習い事」が約4～5割、「放課後児童クラブ」が約2～3割の順に高くなっています。小学生児童の放課後の過ごし方について、現状と希望がほぼ同じ傾向にあることがうかがえます。就学前児童の家庭が、共働きをしながら家庭内で子育てをする人が増えていることから、小学校低学年を中心に「放課後児童クラブ」の利用意向が3割を超えるなど、前回調査と比べ高くなっていることがうかがえます。

課題

- 地域子育て支援拠点事業（約3割）および放課後児童クラブ（約2～3割）は一定の利用があり、今後も利用ニーズに応じてサービスを確保していく必要があります。
- 病児・病後児保育は、現在の利用がわずかで利用したい意向も約1～2割と少なくなっています。利用したくない理由として、「親が仕事を休んで子どもをみる」「他人にみてもらうのは不安」という回答が多く、安心して利用できるよう制度への理解を深めていく必要があります。
- 一時預かりは、利用していない人の比率が約8～9割以上と高く、多くの人が親族・友人知人に預けています。一方、利用したい人は就学前児童で約4割いて、「私用・リフレッシュ」「冠婚葬祭・学校行事・通院」を目的として利用したいという比率が、前回調査と同様に高くなっています。このような潜在的ニーズに対応していくための情報提供が求められます。
- 短期入所生活援助事業は、利用したい人が約1割強おり、「保護者や家族の育児疲れ・不安」「保護者や家族の病気」を目的として利用したいという比率が高くなっています。養護保育を行う事業であることからニーズが少ないものの、年によっては受け入れる延べ日数が50日以上となることもあり、必要な保護を行う事業として継続していくことが必要です。

（４）子育てに対する意識

アンケート調査より

- 保護者の子育てへの感じ方は、「楽しいと感じることの方が多い」の比率が約６割と高く、前回調査と比べ就学前児童、小学生児童とも比率は高まっています。一方、「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」の比率は約３割となっています。
- 保護者の子育てに関する悩みは、前回調査と同様に就学前児童の保護者はこどもの病気や発育、食事面、自分の時間がとれないことの比率が高く、小学生児童の保護者はこどもの教育、友達づきあい、こどもとの時間がとれないことの比率が高くなっています。こどもの成長に伴い、保護者の悩みも変化していることがわかります。

課題

- こどもの成長に応じた子育てに関する情報提供やサービス提供などを通じ、子育てに悩んでいる保護者への支援が求められます。

第3章 計画の基本的な方針

1. 計画の基本理念

子ども・子育て支援は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、こどもの立場に立ち、こどもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準とすることが重要です。

こうした認識に立ったうえで、『すべてのこどもが心身ともに健やかに成長できるまち・はんだ』を基本理念とし、少子化やこどもを取り巻く家庭や社会環境の変化の中でこどもにしっかりと向き合いながら、質の高い教育・保育や子育て支援サービスの安定的な提供等を、この計画に的確に位置づけ、こどもの健やかな成長を保障していくこととします。

<計画の基本理念>

すべてのこどもが心身ともに健やかに成長できるまち・はんだ

2. 施策の方向性

基本理念の実現に向け、ライフステージ毎に施策の方向性を示します。

妊娠準備～出産

①安心して出産できる環境づくりを推進する

就園前

②乳幼児を健やかに育てられる環境づくりを推進する

就学前

③幼児教育・保育の充実を図る

就学後（義務教育）

④こどもの教育や育成支援の充実を図る

全ライフステージ共通

⑤安心して子育てが行える環境の充実を図る

⑥子育てにやさしい社会の形成を推進する

⑦仕事と家庭の両立を支援する

3. 施策の体系

施策の体系は、こどもの成長に合わせた子ども・子育て支援に係る各施策を分類し、現在実施している子ども・子育て支援と今後実施する子ども・子育て支援を定めるものとします。

●体系図

※「取組内容」欄の★印のついた取組みは重点的に進める取組みを示します。
また、★印の後の数字は69ページ以降の表中の番号に対応しています。

ライフ ステージ	施策の 方向性	施策の区分	取組内容
妊娠準備～出産	①安心して出産できる環境づくりを推進する	妊娠希望者がこどもを持てる体制の整備	・結婚後のライフプランの普及啓発 ・不妊治療（保険適応分）に係る経費の一部助成
		妊娠・出産に関する情報の提供	・妊娠・出産に関する情報提供 ・予期せぬ妊娠等への相談窓口の啓発 ・母子手帳アプリの利用促進 ・子育て支援情報全般の集約と発信
		妊娠中からの切れ目のない支援の提供	・こども家庭センターでの相談支援の実施 ★1 ・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援（伴走型相談支援） ・妊産婦健康診査・乳児健康診査の公費負担を含めた一貫した健康管理 ・低所得世帯への妊婦初回産科受診費用の助成 ・産後ケア事業の実施 ・こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施 ・妊産婦家庭サポート事業の実施 ・養育支援訪問の実施 ・子育て支援センターなど拠点施設の充実 ・妊婦のための支援給付の実施

ライフ ステージ	施策の 方向性	施策の区分	取組内容
※「取組内容」欄の★印のついた取組みは重点的に進める取組みを示します。 また、★印の後の数字は69ページ以降の表中の番号に対応しています。			
就園前	②乳幼児を健やかに育てられる環境づくりを推進する	乳幼児の健康の確保	・乳幼児健康診査の実施 ・定期予防接種の実施 ・各種育児教室の実施 ・未熟児養育医療の給付 ・乳幼児の健康管理に伴うD X導入
		子育て支援事業の充実	・地域子育て支援拠点事業の推進 ★2 ・子育て支援センターの利用促進 ・乳幼児一時預かり事業の実施 ・ファミリー・サポート・センター事業の充実 ・保育園園庭開放の実施 ・こども誰でも通園制度の導入 ・子育て支援講座の実施 ・読書活動支援の充実
		地域社会全体での子育ての推進	・こにちは赤ちゃん訪問事業の実施（再掲） ・地域の子育て支援団体等との連携強化 ・家庭、地域、企業等との連携強化 ・子育てサロン等の充実 ・子育て支援講座の実施（再掲） ・ファミリー・サポート・センター事業の充実（再掲）
		心身の発達に支援が必要な児童への支援	・健診事後教室の実施 ・ふたば園における親子療育の実施 ・医療的ケア児に対する関係機関との連携調整（医療的ケア児コーディネータ） ・医療的ケア児支援のための看護師派遣事業の実施
就学前	③幼児教育・保育の充実を図る	質の高い幼児教育・保育の提供	・目標に沿った幼児教育・保育の推進 ・幼稚園・保育園の適正配置、運営 ・幼児教育・保育の一体的な運営の推進 ★3 ・待機児童対策の推進 ★4 ・公民連携の推進 ★5 ・職員研修の充実 ・保育業務支援システムの導入 ・0～2歳児の第二子以降保育料無償化 ・幼稚園・保育園入園申込の電子化 ・ICT機器を活用した幼児教育の促進 ・読書活動支援の充実（再掲） ・心の教育の充実
		教育保育環境の改善	・園舎の老朽化対策 ★6
		多様な保育サービスの提供	・延長保育の実施 ・一時保育の実施 ・病児保育の実施 ・小規模保育事業の実施
		外国籍児童への支援	・外国籍児童への支援体制の整備 ★7 ・通訳派遣による児童への日本語指導 ・通訳を交えた保護者の相談の実施 ・多言語通訳サービス導入による保護者支援の充実

ライフ ステージ	施策の 方向性	施策の区分	取組内容
就学後（義務教育）	④こどもの教育や育成支援の充実を図る	※「取組内容」欄の★印のついた取組みは重点的に進める取組みを示します。 また、★印の後の数字は69ページ以降の表中の番号に対応しています。	
		基礎学力の向上	・少人数指導やチームティーチングの推進 ・教員の資質向上 ・教員・支援員の拡充 ★8 ・特別なニーズに対応した教育 ★9 ・外国籍児童生徒に対する日本語教育などの積極的支援 ★10 ・教育DXの推進
		心の教育の充実	・道徳教育、人権教育の充実と規範意識、公共心等豊かな人間性を育む教育の推進 ・「あいさつ運動」の推進 ・「キャリア教育」の推進 ・いじめや不登校等対策の推進 ★11 ・国際理解や平和教育等を通じた広い視野を持った児童生徒の育成
		外国籍児童への支援	・外国籍児童生徒に対する日本語教育などの積極的支援（再掲）
		ふるさと半田を大切にする教育の推進	・ふるさとを愛する心を育てる教育の推進 ・現代社会における様々な課題の解決に向け、身近なところから取り組む力を育む教育の推進
		教育相談の充実	・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや相談員等の派遣による教育相談の充実
		教育環境の改善	・学校、学級規模の適正化や少人数学級などの指導方法の調査研究の推進 ・学習環境整備の推進 ・学校施設のバリアフリー化の推進 ・学校施設の老朽化対策 ★12
		安全・安心な給食の提供	・食育の推進 ・地産地消の推進 ・アレルギーのある児童生徒に配慮した給食の充実
		生と性の学習の推進	・小中学校と連携した次世代の親づくり教育 ・思春期の性教育の充実（中学生への教育）
		こどもの健全育成	・こどもが安心・安全に過ごせる居場所の環境整備 ★13 ・放課後児童クラブの充実 ・放課後児童健全育成事業の委託内容の適正化 ・放課後児童クラブの保育料の検証 ・放課後児童クラブにおける障がいのある児童の受入促進 ・放課後児童クラブ施設の公設化の推進 ・地域と協働した放課後子ども教室の推進 ・放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的運営の推進 ・こどもに関わる施設や事業の連携 ・春夏冬休み児童健全育成事業の実施 ・児童センターでの遊びの指導や健康増進の実施 ・読書活動支援の充実（再掲）

ライフ ステージ	施策の 方向性	施策の区分	取組内容
全 ラ イ フ ス テ ー ジ 共 通	⑤安心して子育てが行える環境の充実を図る	※「取組内容」欄の★印のついた取組みは重点的に進める取組みを示します。 また、★印の後の数字は69ページ以降の表中の番号に対応しています。	
		育児に関する情報の提供と相談の実施	・ ことども家庭センターでの相談支援の実施（再掲） ・ 子育て支援情報の発信の充実 ・ 子育て応援ハンドブックの発行 ・ 「オンライン子育て相談窓口」の充実 ★14 ・ 育児に関する各種教室の開催 ・ 保護者同士の仲間づくりの推進
		子育て家庭への支援	・ 子ども医療費の助成 ・ 利用者支援事業（基本型、ことども家庭センター型）の実施 ・ 子育て短期支援事業の実施 ・ 幼児2人同乗用自転車貸出事業 ・ チャイルドシート、ジュニアシート貸出事業の実施
		こどもと親の育ちへの支援	・ 子育て支援講座の実施（再掲） ・ 養育支援訪問の実施（再掲） ・ 子育て世帯訪問支援事業の実施 ・ こどもとの関わり方に関するペアレントトレーニングの実施 ・ 思春期の性教育の充実（中高校生への教育） ・ 児童センター（館）の運営 ・ 食育の推進（再掲）
		こどもの健康の確保	・ かかりつけ医の推奨 ・ 子ども医療費の助成（再掲） ・ 定期予防接種の実施（再掲） ・ 予防接種や事故予防の啓発 ・ 感染症予防・対策の推進 ・ 感染症に関する最新情報の収集と予防や対処法の正しい知識や情報の提供 ・ こどものスポーツへの意欲・関心を高めることによる体力の向上
		学校・家庭・地域との連携の推進	・ コミュニティ・スクールによる地域と学校の連携 ・ 地域の人材を活用した多様な知識や経験を学ぶことのできる機会の提供 ・ 学校・家庭・地域との相互交流の促進 ・ 学校間交流の推進

ライフ ステージ	施策の 方向性	施策の区分	取組内容
全 ラ イ フ ス テ ー ジ 共 通	⑤安心して子育てが行える環境の充実を図る	※「取組内容」欄の★印のついた取組みは重点的に進める取組みを示します。 また、★印の後の数字は69ページ以降の表中の番号に対応しています。	
		こどもの発達に対する支援の充実	・児童発達支援センターの機能の充実 ★15 ・こども家庭センターでの相談支援の実施（再掲） ・発達支援相談「あゆみ」による相談支援 ・ふたば園の療育機能の充実 ・ニーズに応じた障がい児通所支援（児童発達支援事業・放課後等デイサービス・保育所等訪問事業）の提供 ・こどもとの関わり方に関するペアレントトレーニングの実施（再掲） ・障がい者医療費の助成
		特別な支援が必要なこどもへの教育、保育の充実	・保健・医療・福祉・保育・教育・就労等と連携した支援 ・特別な支援が必要な児童への支援体制の整備 ・地域社会への参加・包容の推進と合理的な配慮 ・こども家庭センターでの相談支援の実施（再掲） ・発達支援相談「あゆみ」による相談支援（再掲） ・家族が働ける環境整備 ・保育所等訪問支援体制の充実 ・幼稚園等に通いながら療育を受けられる体制整備 ・こどもとの関わり方に関するペアレントトレーニングの実施（再掲） ・個別の教育支援計画に基づく教育・保育の実施（特別支援教育の充実） ★16 ・個別の教育支援計画を活用した幼保小中の連携強化 ★17 ・教育機関と連携した情報の整理と共有化 ・障がいについて学ぶ場の提供と理解促進
		ひとり親家庭への支援の充実	・母子父子自立支援員による相談支援の強化 ・ひとり親家庭等自立支援事業の充実 ・医療費助成による負担軽減 ・家事生活援助の実施 ・ファミリー・サポート利用料の助成
		こども虐待防止対策の充実	・こども家庭センターでの相談支援の実施（再掲） ・要保護児童対策地域協議会を中心とした支援体制の強化 ・児童虐待防止啓発活動の実施 ・児童虐待防止対策研修会（保護者・関係者向け）の実施 ・養育支援訪問の実施（再掲） ・子育て世帯訪問支援事業の実施（再掲） ・NPプログラム ・DV防止研修の実施 ・ヤングケアラーの普及啓発

ライフ ステージ	施策の 方向性	施策の区分	取組内容
全 ラ イ フ ス テ ー ジ 共 通	⑤安心して子育てが行える環境の充実を図る	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進	・保健・医療・福祉・保育・教育・就労等と連携した支援（再掲） ・教育と福祉の連携 ・こどもの学習・生活支援事業の充実 ・理解促進のための啓発活動の実施 ・こども食堂との連携強化
	⑥子育てにやさしい社会の形成を推進する	地域社会による子育て支援の推進	・赤ちゃんの駅の設置推進 ・はぐみんカード協賛店の加盟促進 ・児童センター(館)の運営（再掲） ・地域の子育て支援団体等の支援と連携強化（再掲）
		子育てに優しい社会の形成に向けた啓発活動の推進	・親子のモラル向上のための講座実施 ・「こども110番の家」の設置促進 ・親子のふれあいやこどもと地域住民との交流を深める事業の実施
		交通・防犯対策の推進	・保護者や関係団体による地域における見守りの実施 ・防犯パトロールの実施 ・交通安全教育の推進 ・防犯・安全教育の推進
		非行防止対策の推進	・少年愛護センターによる市内巡回活動の実施 ・非行防止のための啓発活動の実施
		こども施策のDXの推進	・子育て家庭の負担軽減につながる手続きの見直し ★18 ・デジタル技術を活用した業務の効率化、質の向上のためのデジタル技術の積極的活用
	⑦仕事と家庭の両立を支援する	ワークライフバランスの推進	・保育、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業、放課後児童健全育成事業等の多様な預かり事業の整備・推進 ★19 ・意識啓発の推進

※「取組内容」欄の★印のついた取組みは重点的に進める取組みを示します。
また、★印の後の数字は69ページ以降の表中の番号に対応しています。

4. こどもの権利の保障

こどもや子育て家庭への支援を通じてこどもの健やかな成長を目指すうえで、こどもを取り巻く全ての人々が、こども一人ひとりがかけがえのない存在であることを前提とすると同時に、こどもが周りの人に大切にされ、愛されながら、自分に自信をもって育っていくことを広く保障しなければなりません。

その点で、こども自身が健やかに育つために必要な権利を明らかにし、その環境づくりに大人は取組まなければならないと言えます。こうした考え方に立ち、こどもにとっての権利の保障を念頭に、こども施策の推進を図る必要があります。

(1) 安心して生きる権利

- ・ 命が守られること
- ・ かけがえのない存在として、愛情と理解をもって育まれること
- ・ 年齢や発達にふさわしい環境のもとで生活すること
- ・ 平和で安全な環境のもとで生活すること
- ・ 健康に配慮され、適切な医療が受けられること
- ・ あらゆる暴力や犯罪から守られること
- ・ あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと

(2) 一人ひとりが尊重される権利

- ・ ありのままの自分が認められること
- ・ 個人の価値が尊重されること
- ・ 自分の考えを自由に持ち、表現することができること
- ・ 自分に関係することを年齢や発達に応じて自分で決めること
- ・ プライバシーや名誉が守られること
- ・ 安心して過ごすことができる居場所をもつこと
- ・ 自分の持っている力を発揮できること

(3) 豊かに育つ権利

- ・ 友達をつくること
- ・ 様々な世代の人々とふれあうこと
- ・ 芸術、文化、スポーツなどに親しむこと
- ・ 年齢や発達に応じ、学び、遊び、休息することにより、のびのびと育つこと
- ・ 様々な人、自然、社会、多彩な文化とのかかわりの中で、他と共生し、社会の責任ある一員として自立していくこと
- ・ 夢を抱き、それに向かって挑戦すること

(4) 主体的に参加する権利

- ・ 自分たちの意見が尊重されること
- ・ 年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること
- ・ 必要な情報を大人や社会に求め、集めること
- ・ 自分の気持ちや意見を表明する機会が与えられること
- ・ 意見を表明するために、必要な情報の提供や支援を受けられること

第4章 施策の展開

1. 重点的に進める取組み

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等については、本章の「2. 子ども・子育て支援制度について」以降に各事業別に今後5年間の量の見込み（需要量）と確保の方策（供給量）を定めつつ、今後の方向性を示し、各事業を推進するものとします。

また、子ども・子育て支援法に基づく重点施策以外の子ども・子育て支援に関する事業のうち、特に重点的な現在実施している取組み及び今後実施する取組みの方向性や取り入れるべき視点なども含め幅広く捉え、今後5年間に取組む施策について以下に記載します。

重点的取組

①安心して出産できる環境づくりを推進する

N0	主な取組み	取組みの概要	担当課
1	こども家庭センターでの相談支援の実施	妊娠期から育児期までの様々な相談に応じ、母子保健サービス等の支援や情報提供を行います。また、家庭の状況等に応じて、支援プランの策定を行います。	子育て相談課

②乳幼児を健やかに育てられる環境づくりを推進する

N0	主な取組み	取組みの概要	担当課
2	地域子育て支援拠点事業の推進	中学校区ごとに実施する地域子育て支援拠点相互の連携を図るとともに、各拠点の質の向上に取組み、身近な地域で子育ての不安が解消できるよう事業を実施します。	子ども育成課

③幼児教育・保育の充実を図る

N0	主な取組み	取組みの概要	担当課
3	幼児教育・保育の一体的な運営の推進	多様化する教育・保育ニーズ、低年齢児の待機児童対策や少子化等の課題に対応するため、教育・保育が一体となって取組む環境の整備・運営体制を推進します。	幼児保育課 学校教育課
4	待機児童対策の推進	年度途中に待機児童（特に0～2歳児）が発生する状況を踏まえ、低年齢児の受入れ枠の拡大・充実を図ります。	幼児保育課
5	公民連携の推進	教育・保育ニーズの多様化に対応するため、特徴ある教育・保育を実施する私立保育園への移行を推進するなど、保護者が選べる教育・保育を提供します。	幼児保育課 学校教育課
6	園舎の老朽化対策	老朽化した園舎について、計画的に建替・大規模改修を行うことで、園児の保育環境の整備を図ります。	幼児保育課
7	外国籍児童への支援体制の整備	外国籍児童への支援や保護者への相談体制を整えます。	幼児保育課 学校教育課

④こどもの教育や育成支援の充実を図る

N0	主な取組み	取組みの概要	担当課
8	教員・支援員の拡充	児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、教員・支援員の拡充を図ります。	学校教育課
9	様々なニーズに対応した教育	支援を必要とする児童生徒に対して、適切な支援を行うことができるよう、支援員を配置することにより、学校生活の安定及び教育環境の向上を図ります。	学校教育課
10	外国籍児童生徒に対する日本語教育などの積極的支援	初期の日本語能力の習得を支援し、学校生活に早期適応が図れるようにします。また、日本語習得レベルに応じた日本語教育が受けられるようにします。	学校教育課
11	いじめや不登校等対策の推進	いじめや不登校等の課題を抱える児童生徒に対する相談支援体制の充実を図り、課題の早期解決に努めます。	学校教育課

N0	主な取組み	取組みの概要	担当課
12	学校施設の老朽化対策	老朽化した学校施設の更新等を進め、学習環境の改善を図ります。	学校教育課
13	こどもが安心・安全に過ごせる居場所の環境整備	小学校の更新等に合わせ、小学校敷地内にこどもの居場所となる施設を整備し、放課後の安心・安全な居場所づくりに取組みます。	子ども育成課 学校教育課

⑤安心して子育てが行える環境の充実を図る

N0	主な取組み	取組みの概要	担当課
14	「オンライン子育て相談窓口」の充実	LINE から子育ての不安や疑問、悩みなど気軽に相談申込みができ、様々な相談内容に対応します。	子育て相談課
15	児童発達支援センターの機能の充実	こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上でインクルージョン推進の観点を念頭にこどもや家族の支援に取り組めます。	子育て相談課
16	個別の教育支援計画に基づく教育・保育の実施（特別支援教育の充実）	特別な教育支援を必要するこども一人ひとりに合わせ、適切な指導・対応を行います。	学校教育課 幼児保育課
17	個別の教育支援計画を活用した幼保小中の連携強化	切れ目のない適切な指導・対応を行うため、幼保小中で情報共有を図ります。	学校教育課 幼児保育課

⑥こどもの見守り、子育てにやさしい社会の形成を推進する

N0	主な取組み	取組みの概要	担当課
18	子育て家庭の負担軽減につながる手続きの見直し	デジタル技術を積極的に活用して、子育て家庭などが抱える様々な手間や負担を少しでも軽減し、こどもと向き合う時間を増やしていくことができるよう、子育てをより楽しく安心、便利なものにできる取組みを進めていきます。	全課共通

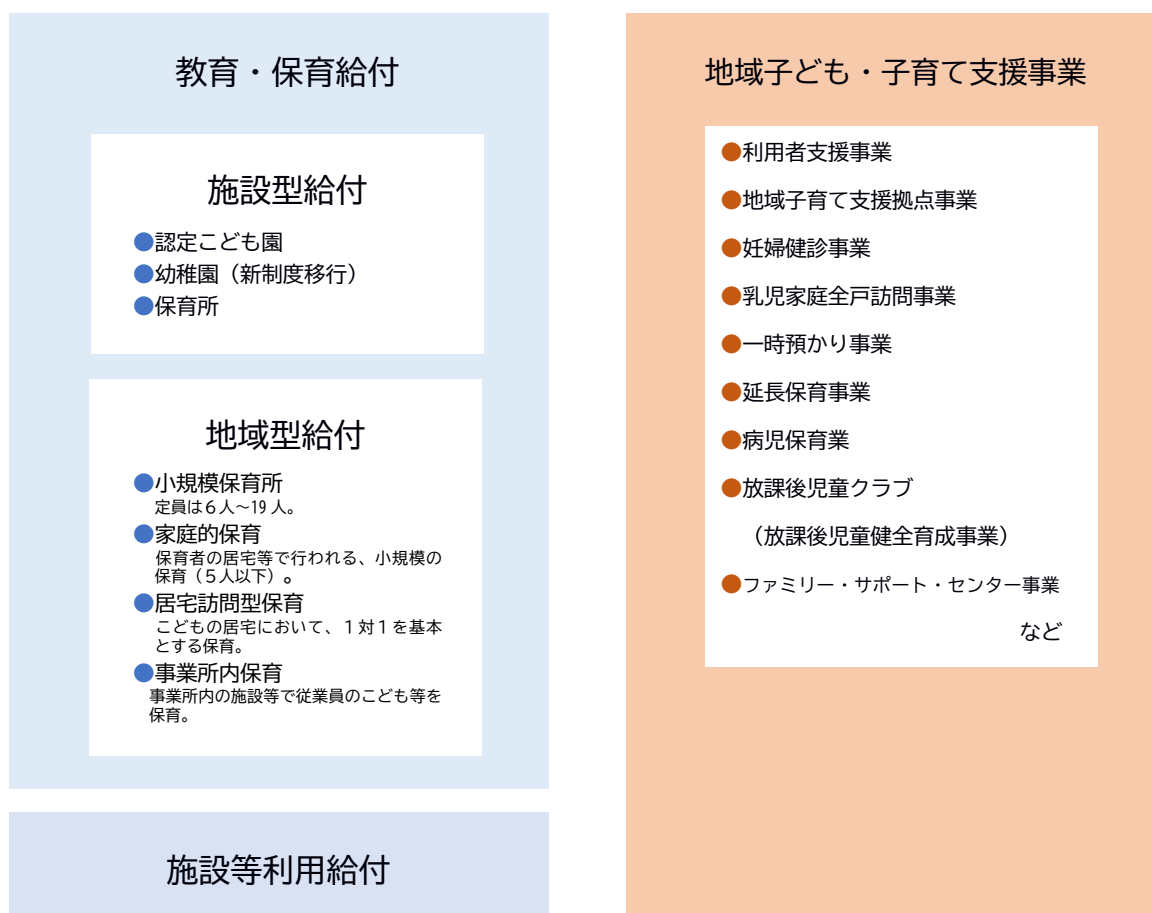
⑦仕事と家庭の両立を支援する

NO	主な取組み	取組みの概要	担当課
19	保育、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業、放課後児童健全育成事業等の多様な預かり事業の整備・推進	働く保護者の多様なニーズに対応した預かり事業を整備します。	子ども育成課 幼児保育課 学校教育課

2. 子ども・子育て支援制度について

(1) 子ども・子育て支援制度に基づく給付・事業について

子ども・子育て支援制度に基づく給付・事業は主に以下のとおりです。



(2) 認定区分

教育・保育給付（施設型給付及び地域型保育給付）を受けるには、こどもの保育の必要性について、市町村の認定を受ける必要があります。

区分			対象施設
1号認定	3～5歳	幼稚園での教育を希望	認定こども園、幼稚園
2号認定		保育の必要性があり、保育所等での	認定こども園、保育所
3号認定	0～2歳	保育を希望	認定こども園、保育所、地域型保育事業

※施設等利用給付

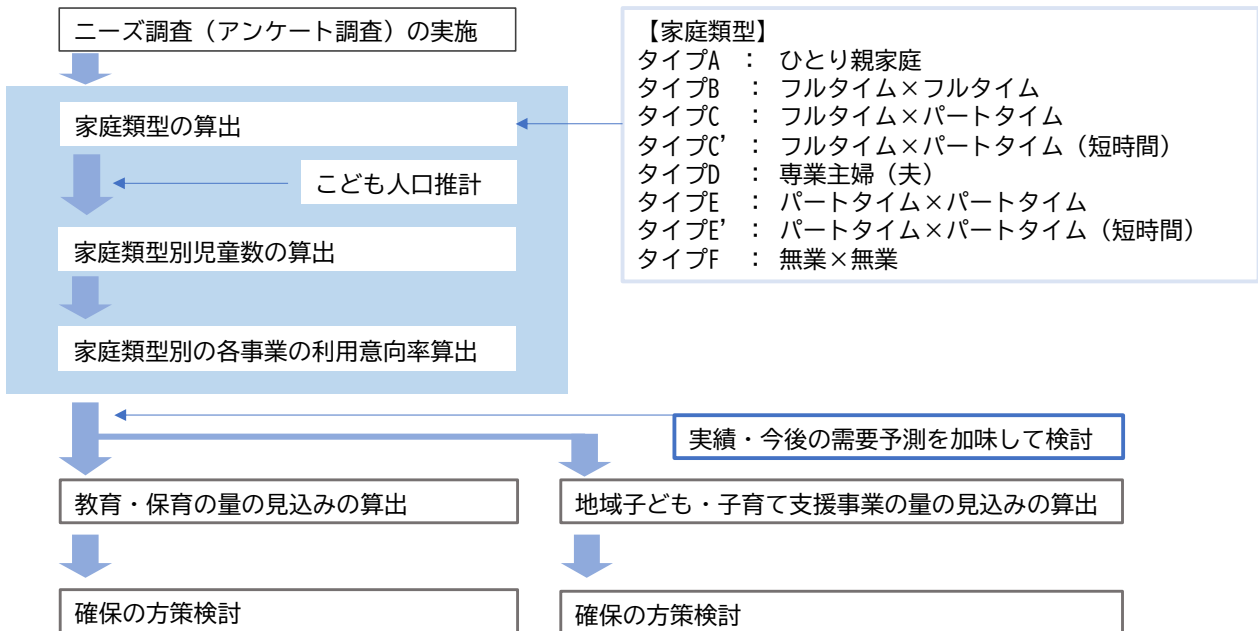
幼児教育・保育の無償化の開始に伴い創設された給付制度です。幼稚園（新制度未移行園）、認可外保育施設等の利用料について一定の給付があります。保育の必要性の認定が必要です。

※企業主導型保育施設（事業）

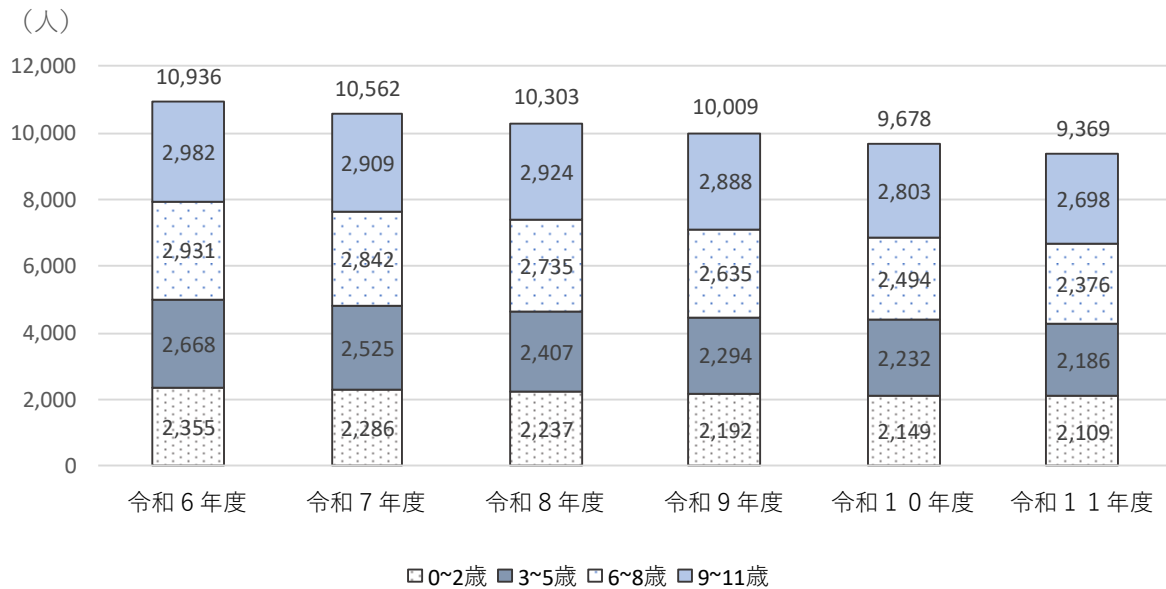
事業主拠出金を財源とし、従業員の様々な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援する一方、地域住民のこどもの受入れも可能とする事業として、平成28年度に創設された事業。

(3) 量の見込みの算出

量の見込みの算出にあたっては、国から示された「量の見込み」の算出等の考え方に基づき、ニーズ調査（令和5年12月実施）結果、こども人口の推計、事業の利用実績等を踏まえ設定しています。



こども人口の推計



単位：人

年齢	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	770	751	737	722	708	697
1歳	781	762	745	731	716	702
2歳	804	773	755	739	725	710
3歳	863	796	766	749	733	719
4歳	877	855	789	759	743	727
5歳	928	874	852	786	756	740
6歳	950	924	871	849	783	753
7歳	976	946	921	868	846	780
8歳	1,005	972	943	918	865	843
9歳	976	1,000	969	940	915	862
10歳	947	969	993	962	933	909
11歳	1,059	940	962	986	955	927
合計	10,936	10,562	10,303	10,009	9,678	9,369

資料：住民基本台帳人口（H26～R5年、各年4月1日）を基にコーホート要因法により算出

（４）提供区域の設定

教育・保育提供区域については、保護者やこどもが居宅に近い場所で、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための既存施設の状況などを総合的に勘案して、中学校区を区域とする５区域に設定します。

なお、地域子ども・子育て支援事業においては、市全域や小学校区で取組まなければならない事業があることから、事業ごとに提供区域を設定します。

※教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要と供給を見込むためのもので、利用者の利用範囲を制限するものではありません。

地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業名	提供区域
利用者支援事業	全域（１区域）
妊婦等包括相談支援事業	全域（１区域）
妊婦健診	全域（１区域）
産後ケア事業	全域（１区域）
乳児家庭全戸訪問事業	全域（１区域）
養育支援訪問事業	全域（１区域）
子育て世帯訪問支援事業	全域（１区域）
子育て短期支援事業	全域（１区域）
地域子育て支援拠点事業	中学校区（５区域）
ファミリー・サポート・センター事業	全域（１区域）
一時預かり事業	中学校区（５区域）
延長保育事業（時間外保育事業）	中学校区（５区域）
病児保育事業	全域（１区域）
放課後児童健全育成事業	小学校区（１３区域）
実費徴収に係る補足給付を行う事業	全域（１区域）

3. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の方策・実施時期

【子ども・子育て支援法第61条第2項第1号関係】

(1) 教育・保育事業

計画期間における幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策は、保育の必要性の認定区分（1～3号）ごとに定めます。

(2) 量の見込み

教育・保育の利用状況や利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情などを考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を設定しました。

(3) 提供体制の確保の方策

教育・保育の提供体制は、教育・保育提供区域における認定区分ごとに、教育・保育施設の配置状況、必要利用定員総数に対する施設の充足状況、地域の実情などを考慮し、各年度における確保の方策及びその実施時期を定めます。

満3歳以上のこども（1・2号認定）については、一部地域を除き、現在の利用定員により必要利用定員総数を確保できる状況です。また、満3歳未満のこども（3号認定）については、現在の利用定員により必要利用定員総数を確保できない状況です。

このため、小規模保育事業の整備や既存園の定員枠の見直しなど、低年齢児の受入れ拡大に向けた対応をより一層行う必要があります。なお、中学校区における確保が困難な場合は、地域における広域的な提供体制を確保します。

■教育・保育の提供体制（１・２号認定）

●全域

（単位：人）

	1年目(R7)			2年目(R8)			3年目(R9)			4年目(R10)			5年目(R11)						
	1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号					
	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外				
①量の見込み	594	2,062		566	1,983		539	1,908		525	1,852		514	1,805					
		492				487					482				465			446	
		1,086			1,570	1,053		1,496	1,021		1,426	990		1,387	960		1,359		
	市外からの利用	124(阿久比100・武豊24)		—	124(阿久比100・武豊24)		—	124(阿久比100・武豊24)		—	124(阿久比100・武豊24)		—	124(阿久比100・武豊24)		—			
②確保の方策	特定教育・保育施設等	1,714		2,263	1,714		2,263	1,634		2,263	1,634		2,263	1,634		2,263			
	市外からの利用	124(阿久比100・武豊24)		—	124(阿久比100・武豊24)		—	124(阿久比100・武豊24)		—	124(阿久比100・武豊24)		—	124(阿久比100・武豊24)		—			
②－①	628		693	661		767	613		837	644		876	674		904				

※表中①量の見込みは、必要利用定員を示す。また、②確保の方策「特定教育・保育施設等」は、１・２号認定においては認定こども園、幼稚園及び保育園等のことをいう。

※令和７年度特定教育・保育施設等の利用定員

学校教育（１・２号認定）

1,838人：幼稚園（７園） 1,470人、認定こども園（４園） 368人
（令和９年４月～ 1,758人：幼稚園（６園） 1,310人、認定こども園（５園） 448人）

保育の必要性あり（２号認定 学校教育の利用除く）

2,263人：保育園（１５園） 1,928人、認定こども園（４園） 335人
（令和９年４月～ 2,263人：保育園（１４園） 1,838人、認定こども園（５園） 521人）

78、79ページの教育・保育の提供体制の表にある「市外からの利用」の欄には、私立幼稚園の広域的な利用による数値を示し、阿久比町、武豊町のこどもが半田市内の私立幼稚園を利用する人数を、現状の利用人数をふまえて表しています。

●半田中学校区域

(単位：人)

	1年目(R7)			2年目(R8)			3年目(R9)			4年目(R10)			5年目(R11)		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号	
	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外
①量の見込み	141	487		134	469		127	450		124	436		121	426	
		116	371		115	354		113	337		109	327		106	320
	257			249			240			233			227		
市外からの利用	69(阿久比50・武豊19)		—	69(阿久比50・武豊19)		—	69(阿久比50・武豊19)		—	69(阿久比50・武豊19)		—	69(阿久比50・武豊19)		—
②確保の方策	特定教育・保育施設等	529	665	529	665		529	665		529	665		529	665	
	市外からの利用	69(阿久比50・武豊19)		—	69(阿久比50・武豊19)		—	69(阿久比50・武豊19)		—	69(阿久比50・武豊19)		—	69(阿久比50・武豊19)	
②－①	272		294	280		311	289		328	296		338	302		345

※令和7年度特定教育・保育施設等の利用定員

学校教育（1・2号認定）

598人：幼稚園（2園） 470人、認定こども園（2園） 128人

保育の必要性あり（2号認定 学校教育の利用除く）

665人：保育園（4園） 510人、認定こども園（2園） 155人

●乙川中学校区域

(単位：人)

	1年目(R7)			2年目(R8)			3年目(R9)			4年目(R10)			5年目(R11)		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号	
	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外
①量の見込み	171	594		164	571		155	549		151	534		148	519	
		142	452		140	431		139	410		134	400		128	391
	313			304			294			285			276		
市外からの利用	55(阿久比50・武豊5)		—	55(阿久比50・武豊5)		—	55(阿久比50・武豊5)		—	55(阿久比50・武豊5)		—	55(阿久比50・武豊5)		—
②確保の方策	特定教育・保育施設等	465	500	465	500		465	500		465	500		465	500	
	市外からの利用	55(阿久比50・武豊5)		—	55(阿久比50・武豊5)		—	55(阿久比50・武豊5)		—	55(阿久比50・武豊5)		—	55(阿久比50・武豊5)	
②－①	152		48	161		69	171		90	180		100	189		109

※令和7年度特定教育・保育施設等の利用定員

学校教育（1・2号認定）

520人：幼稚園（2園）

保育の必要性あり（2号認定 学校教育の利用除く）

500人：保育園（3園）

● 亀崎中学校区域

(単位：人)

	1年目(R7)			2年目(R8)			3年目(R9)			4年目(R10)			5年目(R11)		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号	
	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外
①量の見込み	60	209		57	201		55	193		54	189		52	183	
		50	159		49	152		49	144		48	141		45	138
	110			106			104			102			97		
②確保の方策 特定教育・ 保育施設等	180		288	180		288	180		288	180		288	180		288
② - ①	70		129	74		136	76		144	78		147	83		150

※令和7年度特定教育・保育施設等の利用定員

学校教育（1・2号認定）

180人：認定こども園（1園）

保育の必要性あり（2号認定 学校教育の利用除く）

288人：保育園（3園） 228人、認定こども園（1園） 60人

● 成岩中学校区域

(単位：人)

	1年目(R7)			2年目(R8)			3年目(R9)			4年目(R10)			5年目(R11)		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号	
	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外
①量の見込み	122	426		116	409		111	394		108	381		106	373	
		102	324		101	308		100	294		96	285		92	281
	224			217			211			204			198		
②確保の方策 特定教育・ 保育施設等	320		510	320		510	240		510	240		510	240		510
② - ①	96		186	103		202	29		216	36		225	42		229

※令和7年度特定教育・保育施設等の利用定員

学校教育（1・2号認定）

320人：幼稚園（2園）

（令和9年4月～ 240人：幼稚園（1園）160人、新設 認定こども園の1号認定分 80人）

保育の必要性あり（2号認定 学校教育の利用除く）

510人：保育園（4園）

（令和9年4月～ 510人：保育園（3園）420人、新設 認定こども園の1号認定分 90人）

● 青山中学校区域

(単位：人)

	1年目(R7)			2年目(R8)			3年目(R9)			4年目(R10)			5年目(R11)		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号	
	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外
①量の見込み	100	346		95	333		91	322		88	312		87	304	
		82	264		82	251		81	241		78	234		75	229
	182			177			172			166			162		
②確保の方策	特定教育・保育施設等														
	220	300		220	300		220	300		220	300		220	300	
② - ①	38	36		43	49		48	59		54	66		58	71	

※令和7年度特定教育・保育施設等の利用定員

学校教育（1・2号認定）

220人：幼稚園（1園） 160人、認定こども園（1園） 60人

保育の必要性あり（2号認定 学校教育の利用除く）

300人：保育園（1園） 180人、認定こども園（1園） 120人

■教育・保育の提供体制（3号認定）

●全域

（単位：人）

		1年目(R7)			2年目(R8)			3年目(R9)			4年目(R10)			5年目(R11)		
		3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		190	363	433	186	355	423	183	348	414	179	341	406	176	334	397
②確保の方策	特定教育・保育施設	121	299	385	121	299	385	127	309	385	127	309	385	127	309	385
	地域型保育事業	36	36	37	42	42	43	42	42	43	42	42	43	42	42	43
	企業主導型 保育施設（地域枠）	15	22	24	15	22	24	15	22	24	15	22	24	15	22	24
	計	172	357	446	178	363	452	184	373	452	184	373	452	184	373	452
② - ①		-18	-6	13	-8	8	29	1	25	38	5	32	46	8	39	55
提供体制		0歳 保育園 10 (97人) 認定こども園 3 (24人) 小規模 6 (36人) 企業主導型 8 (15人) 1歳 保育園 16 (257人) 認定こども園 3 (42人) 小規模 6 (36人) 企業主導型 8 (22人) 2歳 保育園 16 (337人) 認定こども園 3 (48人) 小規模 6 (37人) 企業主導型 8 (24人)			0歳 小規模:増 1 (6人) 1歳 小規模:増 1 (6人) 2歳 小規模:増 1 (6人)			0歳 保育園:減 1 (△9人) 新設 認定こども園 1 (15人) 1歳 保育園:減 1 (△10人) 新設: 認定こども園 1 (20人) 2歳 保育園:減 1 (△24人) 新設: 認定こども園 1 (24人)								

※表中①量の見込みは、必要利用定員を示します。

※各中学校区において、提供体制に不足が生じる場合は、隣接する中学校区の広域的な利用で対応します。

●半田中学校区域

		1年目(R7)			2年目(R8)			3年目(R9)			4年目(R10)			5年目(R11)		
		3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		49	91	102	47	90	99	47	87	97	46	87	94	45	83	94
②確保の方策	特定教育・保育施設	36	87	107	36	87	107	36	87	107	36	87	107	36	87	107
	地域型保育事業	6	6	7	6	6	7	6	6	7	6	6	7	6	6	7
	企業主導型 保育施設（地域枠）	4	5	5	4	5	5	4	5	5	4	5	5	4	5	5
	計	46	98	119	46	98	119	46	98	119	46	98	119	46	98	119
② - ①		-3	7	17	-1	8	20	-1	11	22	0	11	25	1	15	25
提供体制		0歳 保育園 2 (21人) 認定こども園 2 (15人) 小規模 1 (6人) 企業主導型 2 (4人) 1歳 保育園 4 (60人) 認定こども園 2 (27人) 小規模 1 (6人) 企業主導型 2 (5人) 2歳 保育園 4 (77人) 認定こども園 2 (30人) 小規模 1 (7人) 企業主導型 2 (5人)														

●乙川中学校区域

		1年目(R7)			2年目(R8)			3年目(R9)			4年目(R10)			5年目(R11)		
		3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		52	105	125	52	103	122	50	100	119	49	99	116	49	97	116
②確保の方策	特定教育・保育施設	27	52	75	27	52	75	27	52	75	27	52	75	27	52	75
	地域型保育事業	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
	企業主導型 保育施設（地域枠）	6	10	11	6	10	11	6	10	11	6	10	11	6	10	11
	計	51	80	104	51	80	104	51	80	104	51	80	104	51	80	104
② - ①		-1	-25	-21	-1	-23	-18	1	-20	-15	2	-19	-12	2	-17	-12
提供体制		0歳 保育園 3 (27人) 小規模 3 (18人) 企業主導型 3 (6人) 1歳 保育園 4 (52人) 小規模 3 (18人) 企業主導型 3 (10人) 2歳 保育園 4 (75人) 小規模 3 (18人) 企業主導型 3 (11人)														

● 亀崎中学校区域

		1年目(R7)			2年目(R8)			3年目(R9)			4年目(R10)			5年目(R11)		
		3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		16	33	47	15	32	46	15	31	45	15	31	44	15	30	43
②確保の方策	特定教育・保育施設	16	55	64	16	55	64	16	55	64	16	55	64	16	55	64
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育施設（地域枠）	1	2	2	1	2	2	1	2	2	1	2	2	1	2	2
	計	17	57	66	17	57	66	17	57	66	17	57	66	17	57	66
②－①		1	24	19	2	25	20	2	26	21	2	26	22	2	27	23
提供体制		0歳 保育園 2（16人） 企業主導型 1（1人） 1歳 保育園 3（55人） 企業主導型 1（2人） 2歳 保育園 3（64人） 企業主導型 1（2人）														

● 成岩中学校区域

		1年目(R7)			2年目(R8)			3年目(R9)			4年目(R10)			5年目(R11)		
		3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		38	71	85	38	68	84	38	69	82	37	65	81	35	66	77
②確保の方策	特定教育・保育施設	27	75	97	27	75	97	33	85	97	33	85	97	33	85	97
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育施設（地域枠）	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
	計	28	77	100	28	77	100	34	87	100	34	87	100	34	87	100
②－①		-10	6	15	-10	9	16	-4	18	18	-3	22	19	-1	21	23
提供体制		0歳 保育園 2（27人） 企業主導型 1（1人） 1歳 保育園 4（75人） 企業主導型 1（2人） 2歳 保育園 4（97人） 企業主導型 1（3人）						0歳 保育園:減 1（△9人） 新設: 認定こども園 1（15人） 1歳 保育園:減 1（△10人） 新設: 認定こども園 1（20人） 2歳 保育園:減 1（△24人） 新設: 認定こども園 1（24人）								

●青山中学校区域

		1年目(R7)			2年目(R8)			3年目(R9)			4年目(R10)			5年目(R11)		
		3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		35	63	74	34	62	72	33	61	71	32	59	71	32	58	67
②確保の方策	特定教育・保育施設	15	30	42	15	30	42	15	30	42	15	30	42	15	30	42
	地域型保育事業	12	12	12	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
	企業主導型 保育施設（地域枠）	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	計	30	45	57	36	51	63	36	51	63	36	51	63	36	51	63
②－①		-5	-18	-17	2	-11	-9	3	-10	-8	4	-8	-8	4	-7	-4
提供体制		0歳 保育園 1（6人） 認定こども園 1（9人） 小規模 2（12人） 企業主導型 1（3人） 1歳 保育園 1（15人） 認定こども園 1（15人） 小規模 2（12人） 企業主導型 1（3人） 2歳 保育園 1（24人） 認定こども園 1（18人） 小規模 2（12人） 企業主導型 1（3人）			0歳 小規模:増 1（6人） 1歳 小規模:増 1（6人） 2歳 小規模:増 1（6人）											

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の方策・実施時期

【子ども・子育て支援法第61条第2項第2号関係】

(1) 利用者支援事業

事業概要

こどもや保護者あるいは妊娠している方が、保育園・幼稚園・認定こども園の施設をはじめ、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう情報を提供するほか、必要に応じ相談・助言を行うなど、関係機関との連絡調整や相談などを含めた支援を行う事業です。

本市では、基本型について、子育て総合相談窓口で専門職員を配置し、対応していましたが、より身近な場所である地域の拠点で拡充を目指し、令和4年度から子育て支援センターでも実施しています。

■基本型

- (1) 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズに合った情報を提供し、円滑にサービスが利用できるよう支援します。
- (2) 子育て支援を実施している関係機関と連携し、地域の子育て情報を収集します。
- (3) 積極的に広報し、サービス利用者に周知します。

■こども家庭センター型（旧 母子保健型）

- (1) 妊娠期から育児期にわたるまでの様々な相談に応じ、母子保健サービス等の支援や情報提供を行います。
- (2) 家庭の状況等に応じて、支援プランの策定を行います。

提供区域

全域

量の見込みの考え方

子育て相談課にて「基本型」、「母子保健型」を、子育て支援センターにて「基本型」を実施してきましたが、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を確保するため、令和6年度から子育て相談課にて「基本型」、「こども家庭センター型」を、子育て支援センターにて「基本型」を実施します。

確保方策の考え方

既存の施設で、事業を実施します。

量の見込みと確保方策

【基本型】

(単位：実施か所数)

区分	1年目 (R 7)	2年目 (R 8)	3年目 (R 9)	4年目 (R 10)	5年目 (R 11)
①量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②確保の方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
② - ①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

【こども家庭センター型】

(単位：実施か所数)

区分	1年目 (R 7)	2年目 (R 8)	3年目 (R 9)	4年目 (R 10)	5年目 (R 11)
①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保の方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
② - ①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

※なお、地域子育て相談機関については、子育て世帯が相談以外の目的で施設を利用する際に、気軽に立ち寄り日常会話の延長で子育てに関する疑問や悩みを相談することができ、また、悩みを認識していない方が職員や他の利用者との関わりの中で自身の課題や悩みに気づくことができるなど、気軽に子育てに関する疑問や悩みを吐露できる場所として、中学校区に1か所を目安に整備することされています。

実施にあたっては、既存の保育園、幼稚園、地域子育て支援拠点などの子育て支援を行う施設・場所を活用することが想定されますが、地域における子育て相談体制のさらなる強化に向けて、既存施設の役割・機能の整理、創設数、こども家庭センターとの連携体制等に係る課題について検討していきます。

(2) 妊婦等包括相談支援事業

事業概要

妊婦等包括相談支援事業は、安心して出産・子育てができるように、妊婦・その配偶者等に対して、必要な情報提供や相談の実施等の伴走型相談支援を行うものです。

本市では、妊娠届出時に保健師が面談を実施する中で、家庭状況の把握や心配等の聞き取りを実施し妊娠期から支援が必要な家庭には継続支援を実施するなど、安心して出産できる相談支援体制を整えています。さらに産後も母子の体調管理や育児不安等に早期対応するために、産後2週間頃に助産師や保健師が電話で相談等を行う「すこやかベビー応援コール」を実施するなど、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を実施しています。

提供区域

全域

量の見込みの考え方

0歳児の人口推計より少子化傾向を踏まえ対象となる妊娠届出者の数を見込み、妊娠期から産後の伴走型相談支援回数（妊娠届出時・妊娠8か月アンケート・産後2週間のすこやかベビー応援コール・乳児家庭全戸訪問）を乗じて算出しました。なお、支援の必要性に応じて、面談等加えて実施していきます。

確保方策の考え方

こども家庭センターにて、想定した量の見込みに対応します。

量の見込みと確保方策

区分	1年目 (R 7)	2年目 (R 8)	3年目 (R 9)	4年目 (R 10)	5年目 (R 11)
①量の見込み					
面談等実施合計回数 ((a)×(b)+(a)×0.187)	2,935 回	2,881 回	2,826 回	2,776 回	2,725 回
【算出根拠】					
(a)妊娠届出数	701	688	675	663	651
(b)1組当たり 面談等回数	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回
②確保の方策 (こども家庭センター)	2,935 回	2,881 回	2,826 回	2,776 回	2,725 回
② - ①	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

※継続支援が必要な妊婦（18.7%）を面談等実施合計回数に加えて積算した。

(3) 妊婦健診

事業概要

妊婦健康診査は、母体及び胎児への健康管理のために妊婦健康診査（計 14 回分）の受診費用を公費負担することにより、誰もが安心して妊娠・出産ができるよう実施しています。

本市では、多胎妊婦に対して 5 回分の妊婦健康診査を追加助成しています。さらに、低所得世帯に対しては、初回産科受診費用についても一部助成し経済的な負担軽減を図っています。

提供区域

全域

量の見込みの考え方

近年の実施状況と 0 歳児の人口推計より少子化の傾向を踏まえて算出しました。

●実績

(受診票交付者数 単位：人)

H31	R2	R3	R4	R5
932	866	950	802	751

確保方策の考え方

県内医療機関などに委託し、医療機関と連携を図りながら想定した量の見込みに対応します。

量の見込みと確保方策

区分	1 年目 (R 7)	2 年目 (R 8)	3 年目 (R 9)	4 年目 (R 10)	5 年目 (R 11)
①量の見込み	701 人 8,766 回	688 人 8,611 回	675 人 8,445 回	663 人 8,291 回	651 人 8,149 回
②確保の方策	701 人 8,766 回	688 人 8,611 回	675 人 8,445 回	663 人 8,291 回	651 人 8,149 回
② - ①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※上段：受診票交付者数、下段：延べ受診回数

※愛知県では統一して公費の健診を受けることができるよう、県医師会と協力しながら実施しています。

(4) 産後ケア事業

事業概要

産後ケア事業は、産後も安心して子育てができるように、助産師等の専門職が母親の身体的、心理的負担を軽減させるための支援を行うものです。

本市では、産後1年未満（おおむね4か月頃まで）の母子で体調や子育てに不安がある方等を対象として、市が委託する医療機関（産婦人科）や助産所に宿泊してサポートを行う「宿泊型」と、日中滞在してサポートを行う「日帰り型」、さらに助産師が家庭訪問を実施して授乳支援等を行う「訪問型」を実施しています。

※「訪問型」については、令和7年度から新たに実施します。

提供区域

全域

量の見込みの考え方

近年の実施状況と利用増加傾向を踏まえて算出しました。

●実績

(延べ利用日数 単位：日)

区分	H31	R2	R3	R4	R5
宿泊型	14	35	13	32	25
日帰り型	4	0	0	0	1

確保方策の考え方

医療機関や助産所等と連携を図りながら、想定した量の見込みに対応します。

量の見込みと確保方策

【宿泊型】

(延べ利用日数 単位：日)

区分	1 年目 (R 7)	2 年目 (R 8)	3 年目 (R 9)	4 年目 (R10)	5 年目 (R11)
①量の見込み	50	50	50	50	50
②確保の方策	50	50	50	50	50
② - ①	0	0	0	0	0

【日帰り型】

(延べ利用日数 単位：日)

区分	1 年目 (R 7)	2 年目 (R 8)	3 年目 (R 9)	4 年目 (R10)	5 年目 (R11)
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の方策	5	5	5	5	5
② - ①	0	0	0	0	0

【訪問型】

(利用件数 単位：人)

区分	1 年目 (R 7)	2 年目 (R 8)	3 年目 (R 9)	4 年目 (R10)	5 年目 (R11)
①量の見込み	150	150	150	150	150
②確保の方策	150	150	150	150	150
② - ①	0	0	0	0	0

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

乳児家庭全戸訪問事業は、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目指すものです。本市では、切れ目のない支援のため、家庭児童相談員が中心となり主任児童委員や保健師と連携しながら生後2か月の乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供などを行います。あわせて親子の心身の状況や養育環境などの把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供を行うなど事業を実施しています。

提供区域

全域

量の見込みの考え方

本市では、乳児家庭全戸訪問事業の実施状況はコロナ禍の影響もあり年によってばらつきがありましたが、令和5年度から国が創設した「子育て応援ギフト(出生届出時の給付金)」申請のための面接も併せて実施したことにより、対象家庭全戸に訪問を実施しています。

量の見込みは、こどもの人口推計により設定しました。

●実績

(訪問者数 単位：人)

H31	R2	R3	R4	R5
814	700	476	721	674

確保方策の考え方

家庭児童相談員と主任児童委員により、想定した量の見込みに対応し対象児の全把握を行う中で、支援の必要な家庭に切れ目のない支援を行います。

量の見込みと確保方策

(訪問者数 単位：人)

区分	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	728	714	701	689	679
②確保の方策	728	714	701	689	679
② - ①	0	0	0	0	0

(6) 養育支援訪問事業

事業概要

養育支援訪問事業は第2期事業計画までは保健師等による専門的な相談支援と家庭児童相談員やヘルパーが実施する育児・家事援助の両輪で実施していましたが、令和4年の児童福祉法等の一部を改正する法律において、養育支援事業を保健師等による専門的な相談支援に特化したものに見直し、家事・育児に係る援助や子育てに関する情報の提供その他必要な支援を行う「子育て世帯訪問支援事業（94ページ）」が新設され事業が整理されました。これに伴い、第3期計画からはそれぞれで事業計画を策定します。

養育支援訪問事業では、養育支援が特に必要な家庭（特定妊婦※、継続支援が必要な乳幼児とその保護者）に対し、その居宅を訪問し、保健師・助産師などによる専門的な育児相談や家庭環境に応じた適切な保健指導を通して、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の軽減や解決を図っています。

※ 精神的不安定や養育環境上の課題などハイリスク要因があり、出産後の養育について出産前から支援が特に必要と認められる妊婦

提供区域

全域

量の見込みの考え方

過去5年間の実施回数に基づき、年度ごとの実績に波があるものの最大限のニーズに対応していくこととして、以下のように設定しました。

●実績

(延べ訪問回数 単位：回)

H31	R2	R3	R4	R5
276	305	239	266	256

確保方策の考え方

様々な関係機関との連携により、支援を必要とされる家庭に応じた支援を実施します。

量の見込みと確保方策

(延べ訪問回数 単位：回)

区分	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	305	305	305	305	305
②確保の方策	305	305	305	305	305
② - ①	0	0	0	0	0

(7) 子育て世帯訪問支援事業

事業概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とします。

養育支援が必要な家庭について、家庭児童相談員が定期的に訪問し、個々の課題に応じた指導助言を行うほか、特に家事や育児支援が必要な家庭については、育児・家事援助を民間事業所に委託するなど、よりきめ細やかに支援を行っています。

近年の利用は以下のとおりで、令和4年度の141回が最大となっています。

提供区域

全域

量の見込みの考え方

過去5年間の実施回数に基づき、年度ごとの実績に波があるものの最大限のニーズに対応していくこととして、以下のように設定しました。

●実績 (延べ訪問回数 単位：回)				
H31	R2	R3	R4	R5
124	130	100	141	61

確保方策の考え方

様々な関係機関との連携により、養育支援が必要な家庭に応じた支援を実施します。

量の見込みと確保の方策

(延べ訪問回数 単位：回)					
区分	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	141	141	141	141	141
②確保の方策	141	141	141	141	141
② - ①	0	0	0	0	0

(8) 子育て短期支援事業

事業概要

短期入所生活援助（ショートステイ）事業は、保護者の疾病や仕事等の理由により、こどもの養育が一時的に困難となった場合や、母子が夫の暴力等により緊急に一時保護する場合に、こども等を児童養護施設等で必要な保護を行うものです。

提供区域

全域

量の見込みの考え方

過去5年間の実施件数に基づき、年度ごとの実績に波があるものの最大限のニーズに対応していくこととして設定しました。

●実績

(延べ利用件数)

区分	H31	R2	R3	R4	R5
日数	51日	12日	23日	0日	16日
人数	15人	5人	4人	0人	8人
世帯	9世帯	3世帯	3世帯	0世帯	7世帯

確保方策の考え方

様々な関係機関との連携により、保護者の疾病や育児疲れなど家庭養育上の事由や緊急一時保護が必要な場合に実施します。

量の見込みと確保方策

(延べ利用日数 単位：日)

区分	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	51	51	51	51	51
②確保の方策	51	51	51	51	51
②－①	0	0	0	0	0

(9) 地域子育て支援拠点事業

事業概要

地域において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施しています。

本市におけるこどものいる世帯の核家族の割合は 89%（令和2年度）と大半を占めています。またニーズ調査結果では、定期的な教育・保育サービスの利用の有無について「利用していない」と回答した比率が0歳で 86.4%、1歳で 58.3%であることから家庭で子育てをする傾向がみられ、子育て中の親子が気軽に集うことができる拠点事業の継続的な運用が求められます。

提供区域

中学校区

量の見込みの考え方

令和5年度の利用実績及びこどもの人口推計により算出しました。

また、令和9年度から開設を予定している「（仮称）成岩こども園子育て支援室」については、地域子育て支援拠点として位置付ける予定です。利用見込みについては、「岩滑こども園子育て支援室」（半田中学校区）の利用状況を参考に、成岩中学校区の0～3歳の人口推計から算出しました。

●実績

（延べ利用者数 単位：人回）

地区	施設	R2	R3	R4	R5
亀崎	子育て支援センター	196	271	352	559
乙川		948	1,221	1,217	1,592
半田		2,131	2,747	3,596	4,932
成岩		1,956	2,922	3,038	3,653
青山		681	1,317	1,390	2,061
合計		5,912	8,478	9,593	12,797

※利用者（0～2歳児）。令和2年度は4、5月閉館。開館後も人数制限を実施

（延べ利用者数 単位：人回）

地区	施設	R2	R3	R4	R5
亀崎	KORO*KORO*はうす	2,962	4,634	5,034	6,063
乙川	子育てサポートセンター「たいようの家」	3,330	4,521	3,193	2,986
半田	岩滑こども園（ぴよぴよ）	1,509	1,912	1,940	1,953
青山	板山ふれあいセンター	3,486	4,515	2,954	2,933
青山	青山児童センター花・はな	6,878	7,821	7,319	8,054
合 計		18,165	23,403	20,440	21,989

※利用者（0～3歳児）。令和2年度は4、5月閉館。乙川中学校区、亀崎中学校区は令和2年度から開設

(延べ利用者数 単位：人回)

地区	施設	R2	R3	R4	R5
亀崎	亀崎幼稚園（かめちゃんルーム）	2,186	2,236	2,953	2,463

※利用者（0～2歳児）。令和2年度は4、5、6月閉館。

確保方策の考え方

- 既存の施設で、事業を実施することで、量の見込みに対応します。
- 令和9年度から「（仮称）成岩こども園子育て支援室」にて拠点を開設予定です。
- 事業所相互の情報交換を行い、連携を図るとともに、各拠点の質の向上に取組み、身近な地域で子育ての不安が解消できるよう事業を継続します。

量の見込みと確保方策

(延べ利用者数 単位：人回)

区分			R7	R8	R9	R10	R11
半田	①量の見込み		6,841	6,862	6,780	6,674	6,607
	②確保の方策	子育て支援センター（一般型）	4,927	4,977	4,893	4,818	4,768
		こども園子育て支援室（一般型）	1,914	1,885	1,887	1,856	1,839
	② - ①		0	0	0	0	0
乙川	①量の見込み		4,483	4,440	4,399	4,348	4,284
	②確保の方策	子育て支援センター（一般型）	1,566	1,555	1,536	1,520	1,497
		乙川地区委託拠点（一般型）	2,917	2,885	2,863	2,828	2,787
	② - ①		0	0	0	0	0
亀崎	①量の見込み		8,216	8,076	7,759	7,599	7,483
	②確保の方策	子育て支援センター（一般型）	520	487	476	467	462
		亀崎地区委託拠点（一般型）	5,405	5,441	5,186	5,076	4,985
		こども園子育て支援室（一般型）	2,291	2,148	2,097	2,056	2,036
	② - ①		0	0	0	0	0
成岩	①量の見込み		3,401	3,358	4,808	4,721	4,675
	②確保の方策	子育て支援センター（一般型）	3,401	3,358	3,308	3,251	3,215
		こども園子育て支援室（一般型）	—	—	1,500	1,470	1,460
	② - ①		0	0	0	0	0
青山	①量の見込み		12,124	12,083	11,857	11,681	11,463
	②確保の方策	子育て支援センター（一般型）	1,936	1,913	1,872	1,844	1,812
		児童センター（板山）（一般型）	2,503	2,466	2,447	2,391	2,316
		児童センター（青山）（一般型）	7,685	7,704	7,538	7,446	7,335
	② - ①		0	0	0	0	0
合計	①量の見込み		35,065	34,819	35,603	35,023	34,512
	②確保の方策		35,065	34,819	35,603	35,023	34,512
	② - ①		0	0	0	0	0

(10) ファミリー・サポート・センター事業

事業概要

ファミリー・サポート・センター事業は、こどもの送迎や預かりなど、子育ての手助けを必要としている方「依頼会員」と手助けができる方「援助会員」との相互援助活動に関する連絡・調整を実施しています。

ニーズ調査（就学前児童）結果では、「こどもをみてもらえる親族・知人の有無」に対し「いずれもない」と回答した方が 13.6%あり、前回調査（8.8%）よりも増加しています。このような子育て家庭の受け皿として、事業の需要増が見込まれるため、体制の整備と事業のPRが必要です。

提供区域

全域

量の見込みの考え方

量の見込みにあたっては、実績値（活動件数：令和2年度から令和5年度）の伸び率の平均（0.982）を直近の実績に乘じた値としました。

●実績

区分	H31	R2	R3	R4	R5
依頼会員（人）	552	545	523	526	490
援助会員（人）	162	177	163	184	195
両方会員（人）	83	87	77	78	73
活動件数（件）	4,632	3,525	3,158	3,320	2,862

確保方策の考え方

想定した量の見込みに対応した援助会員の確保に努めるとともに、利用しやすい供給体制となるよう地域バランスにも配慮します。また、引き続き事業の周知に努め、利用促進を図ります。

量の見込みと確保方策

（延べ活動件数 単位：件）

区分	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	3,202	3,144	3,087	3,032	2,977
②確保の方策	3,202	3,144	3,087	3,032	2,977
② - ①	0	0	0	0	0

(11) 一時預かり事業

①一時預かり事業（幼稚園型）

事業概要

保護者がパートタイム就労や疾病・出産などの理由により、家庭での保育が困難な場合に、幼稚園等において在園児を対象に預かり保育を行います。預かり保育の実施に当たっては、ニーズを把握し、通常保育と同様に受け入れ環境の整備及び職員配置を行うことが必要となります。

提供区域

中学校区

量の見込みの考え方

ニーズ調査結果及び過去の実績を考慮し、量の見込みを設定しました。

確保方策の考え方

すべての幼稚園等で預かり保育を実施し、可能な限り保護者のニーズに合った内容で量の見込みに対応した受入を行います。

●利用定員（令和7年度）

【全域】幼稚園等（8園）	24,000人日
・半田中学校区：幼稚園	2園、利用定員 6,000人日
・乙川中学校区：幼稚園	2園、利用定員 6,000人日
・亀崎中学校区：認定こども園	1園、利用定員 3,000人日
・成岩中学校区：幼稚園	2園 利用定員 6,000人日 (令和9年4月～ 1園 利用定員 3,000人日)
・青山中学校区：幼稚園	1園 利用定員 3,000人日

量の見込みと確保方策

(延べ利用者数 単位：人日)

区分		R7	R8	R9	R10	R11
半田	①量の見込み	2,891	2,769	2,760	2,619	2,611
	②確保の方策	2,891	2,769	2,760	2,619	2,611
	施設数（か所）	2	2	2	2	2
	②－①	0	0	0	0	0
乙川	①量の見込み	3,032	2,904	2,834	2,731	2,742
	②確保の方策	3,032	2,904	2,834	2,731	2,742
	施設数（か所）	2	2	2	2	2
	②－①	0	0	0	0	0
亀崎	①量の見込み	1,111	1,075	986	964	910
	②確保の方策	1,111	1,075	986	964	910
	施設数（か所）	1	1	1	1	1
	②－①	0	0	0	0	0
成岩	①量の見込み	2,256	2,173	1,992	1,925	1,913
	②確保の方策	2,256	2,173	1,992	1,925	1,913
	施設数（か所）	2	2	1	1	1
	②－①	0	0	0	0	0
青山	①量の見込み	1,845	1,757	1,621	1,579	1,560
	②確保の方策	1,845	1,757	1,621	1,579	1,560
	施設数（か所）	1	1	1	1	1
	②－①	0	0	0	0	0
合計	①量の見込み	11,135	10,678	10,193	9,818	9,736
	②確保の方策	11,135	10,678	10,193	9,818	9,736
	施設数（か所）	8	8	7	7	7
	②－①	0	0	0	0	0

②一時預かり事業（幼稚園型を除く）

事業概要

保護者がパートタイム就労や疾病・出産などの理由により、家庭での保育が困難な場合に、保育園等において一時的な保育を行います。

保育園等では満1歳以上を対象とし、子育て支援センター（施設内託児室）では生後6か月以上を対象として一時的な保育を実施しています。

運営上の課題として、定員以上の申し込みがある場合の対応や、低年齢児等を預かる際に、職員を手厚く配置するなど、預かることができる人数が定員より少なくなっているケースがあります。一方で、事業所によっては、利用者数が量の見込みを下回ることもあり、需要と供給のバランスに苦勞する側面があります。

また、保育ニーズの高まりのなか、配置する職員の体制整備については利用者数に応じた職員配置が難しいという課題があります。

提供区域

中学校区

量の見込みの考え方

保育園等については、ニーズ調査結果及び過去の実績を考慮し、量の見込みを設定しました。

子育て支援センターについては、令和6年度以降、乳幼児一時預かり事業拡充のため保育士の増員により、現状の3割の利用者数増加を見込んでいることを加味し、令和5年度の実績（1,409人）に1.3乗じた値（1,800人 $\div$ 1,409人 $\times$ 1.3）としました。

確保方策の考え方

保育園等10か所、子育て支援センターにおいて、量の見込みに対応した受入を行います。なお、現在の一時保育の体制が保護者のニーズを充足しているか、各地域での利用状況、利用実態を把握し、適切な対応をします。

●利用定員（令和7年度）

【全域】保育園等（10園） 11,040人日
子育て支援センター（1か所） 6,228人日

・半田中学校区				
保育園	1園	利用定員	480人日	
認定こども園	1園	利用定員	480人日	
・乙川中学校区				
保育園	1園	利用定員	1,920人日	
・亀崎中学校区				
保育園	3園	利用定員	3,600人日	
・成岩中学校区				
保育園	2園	利用定員	2,640人日	
・青山中学校区				
保育園	1園	利用定員	1,440人日	
認定こども園	1園	利用定員	480人日	

量の見込みと確保方策

(延べ利用者数 単位：人日)

区分			R7	R8	R9	R10	R11
半田	①量の見込み		1,545	1,515	1,487	1,467	1,453
	②確保の方策	保育園等	865	835	807	787	773
		施設数(か所)	2	2	2	2	2
		子育て支援センター	680	680	680	680	680
	②－①		0	0	0	0	0
乙川	①量の見込み		1,110	1,080	1,055	1,035	1,022
	②確保の方策	保育園等	820	790	765	745	732
		施設数(か所)	1	1	1	1	1
		子育て支援センター	290	290	290	290	290
	②－①		0	0	0	0	0
亀崎	①量の見込み		445	431	418	409	403
	②確保の方策	保育園等	395	381	368	359	353
		施設数(か所)	3	3	3	3	3
		子育て支援センター	50	50	50	50	50
	②－①		0	0	0	0	0
成岩	①量の見込み		1,187	1,162	1,141	1,124	1,114
	②確保の方策	保育園等	697	672	651	634	624
		施設数(か所)	2	2	2	2	2
		子育て支援センター	490	490	490	490	490
	②－①		0	0	0	0	0
青山	①量の見込み		852	832	814	801	791
	②確保の方策	保育園等	562	542	524	511	501
		施設数(か所)	2	2	2	2	2
		子育て支援センター	290	290	290	290	290
	②－①		0	0	0	0	0
合計	①量の見込み		5,139	5,020	4,915	4,836	4,783
	②確保の方策	保育園等	3,339	3,220	3,115	3,036	2,983
		施設数(か所)	10	10	10	10	10
		子育て支援センター	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
		施設数(か所)	1	1	1	1	1
	②－①		0	0	0	0	0

(12) 延長保育事業

事業概要

保護者の就労形態の多様化、共働き世帯の増加や労働時間の長時間化などに伴う延長保育需要に対応するため、保育園等において午後4時までの通常保育時間を超えて延長保育を実施します。

提供区域

中学校区

量の見込みの考え方

令和5年度の利用者数 404 人をベースとし、過去3年間の利用者数の伸び率の平均（0.98）を直近の実績に乗じた値としました。

●実績

（利用者数 単位：人）

H31	R2	R3	R4	R5
479	473	490	463	404

確保方策の考え方

市内保育園等 26 か所にて、量の見込みに対する体制を確保します。

量の見込みと確保方策

(利用者数 単位：人)

区分			R7	R8	R9	R10	R11
半田	①量の見込み		95	94	89	88	85
	②確保の方策	保育園等	95	94	89	88	85
		施設数（か所）	8	8	8	8	8
	②－①		0	0	0	0	0
乙川	①量の見込み		110	108	107	105	103
	②確保の方策	保育園等	110	108	107	105	103
		施設数（か所）	7	7	7	7	7
	②－①		0	0	0	0	0
亀崎	①量の見込み		38	36	36	35	35
	②確保の方策	保育園等	38	36	36	35	35
		施設数（か所）	3	3	3	3	3
	②－①		0	0	0	0	0
成岩	①量の見込み		77	77	77	74	72
	②確保の方策	保育園等	77	77	77	74	72
		施設数（か所）	4	5	5	5	5
	②－①		0	0	0	0	0
青山	①量の見込み		68	65	63	62	61
	②確保の方策	保育園等	68	65	63	62	61
		施設数（か所）	4	4	4	4	4
	②－①		0	0	0	0	0
合計	①量の見込み		388	380	372	364	356
	②確保の方策	保育園等	388	380	372	364	356
		施設数（か所）	26	27	27	27	27
	②－①		0	0	0	0	0

(13) 病児保育事業

事業概要

病児・病後児保育事業は、病気にかかっているこどもや回復しつつあるこどもを医療機関や保育施設などで一時的に預かるものです。本市では、半田市病児保育施設「げんきの芽」で実施しています。

提供区域

全域

量の見込みの考え方

過去5年間の利用実績に基づき、年度ごとの実績に波があるものの最大限のニーズに対応していくこととして設定しました。

●利用実績

(延べ利用者数 単位：人日)

H31	R2	R3	R4	R5
481	130	242	177	258

確保方策の考え方

既存の施設において、量の見込みに対応します。

量の見込みと確保方策

(延べ利用者数 単位：人日)

区分	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	500	500	500	500	500
②確保の方策	500	500	500	500	500
② - ①	0	0	0	0	0

(14) 放課後児童健全育成事業

事業概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、放課後等の適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的に、放課後児童クラブ（学童保育所）に事業を委託して運営しています（令和5年度現在、13小学校区で20クラブを開設）。

本市においても、共働き家庭等の増加が見込まれるなか、全ての児童が放課後等を安心・安全に過ごすことができるよう体制の整備が求められています。また、児童の保育の質の向上や障がいのある児童等の受入れ拡大のために放課後児童支援員等の資質の向上を図る必要があります。

提供区域

小学校区

量の見込みの考え方

令和3年度から令和5年度までの登録児童数（合計）の伸び率の平均（1.017）を各クラブの直近の実績に乗じて積算した値としました。

●実績 （登録児童数（各年度4月1日時点） 単位：人）

H31	R2	R3	R4	R5
931	1,029	1,030	1,074	1,066

確保方策の考え方

今後も利用ニーズの増加が予想されるなか、引き続き事業委託している市内20か所にて、量の見込みに対する適正な体制を確保します。

なお、全ての児童が放課後等に安心・安全に過ごせる居場所を確保するため、小学校の更新等に合わせ敷地内に施設を整備し、公設民営化を進めていくとともに、放課後子ども教室と一体的な実施を進めます。

更に、インクルージョン（包容・参加）の観点から、多様な障がい特性等への対応ができるよう関係機関との連携、職員の質の向上を図り、全ての児童が安心して過ごせる環境を整備します。

量の見込みと確保方策

(登録児童数 (各年度4月1日時点) 単位: 人)

区分		1年目 R7	2年目 R8	3年目 R9	4年目 R10	5年目 R11
半田	①量の見込み	107	109	111	113	115
	②確保の方策	107	109	111	113	115
	② - ①	0	0	0	0	0
さくら	①量の見込み	34	34	34	34	34
	②確保の方策	34	34	34	34	34
	② - ①	0	0	0	0	0
岩滑	①量の見込み	72	73	74	75	76
	②確保の方策	72	73	74	75	76
	② - ①	0	0	0	0	0
雁宿	①量の見込み	100	101	102	103	104
	②確保の方策	100	101	102	103	104
	② - ①	0	0	0	0	0
乙川	①量の見込み	117	119	121	123	125
	②確保の方策	117	119	121	123	125
	② - ①	0	0	0	0	0
横川	①量の見込み	88	89	90	91	92
	②確保の方策	88	89	90	91	92
	② - ①	0	0	0	0	0
乙川東	①量の見込み	68	69	70	71	72
	②確保の方策	68	69	70	71	72
	② - ①	0	0	0	0	0
亀崎	①量の見込み	99	101	103	105	107
	②確保の方策	99	101	103	105	107
	② - ①	0	0	0	0	0
有脇	①量の見込み	30	30	30	30	30
	②確保の方策	30	30	30	30	30
	② - ①	0	0	0	0	0
成岩	①量の見込み	73	74	75	76	77
	②確保の方策	73	74	75	76	77
	② - ①	0	0	0	0	0
宮池	①量の見込み	113	115	117	119	121
	②確保の方策	113	115	117	119	121
	② - ①	0	0	0	0	0
板山	①量の見込み	60	61	62	63	64
	②確保の方策	60	61	62	63	64
	② - ①	0	0	0	0	0
花園	①量の見込み	137	139	141	143	145
	②確保の方策	137	139	141	143	145
	② - ①	0	0	0	0	0
合計	①量の見込み	1,098	1,114	1,130	1,146	1,162
	②確保の方策	1,098	1,114	1,130	1,146	1,162
	② - ①	0	0	0	0	0

(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

低所得者世帯（年収約 360 万円未満相当）等の保護者が、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園等を利用する場合に、利用施設に対して支払うべき食事の提供（副食材料費）の費用を助成します。

提供区域

全域

量の見込みの考え方

「量の見込み」については、対象者数の見込みの最大値としました。

●実績 (延べ給付者数 単位：人)

R2	R3	R4	R5
51	57	66	65

確保方策の考え方

必要な方へ確実に給付できるよう該当の園を通じて事業の案内をし、対象者数に応じて、適切に給付します。

量の見込みと確保方策

(延べ給付者数 単位：人)

区分	1 年目 (R7)	2 年目 (R8)	3 年目 (R9)	4 年目 (R10)	5 年目 (R11)
①量の見込み	66	66	66	66	66
②確保の方策	66	66	66	66	66
② - ①	0	0	0	0	0

(16) 多様な事業者の参入を促進する事業

事業概要

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築するとともに、小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。

今後の方向性

国が示す基準等をもとに、対象事業者及び保護者等への適切な支援を実施していきます。

(17) 児童育成支援拠点事業

事業概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。

支援の内容については、利用者の状況や希望に応じて「安全・安心な居場所の提供」、「生活習慣の形成」、「学習の支援」等を包括的に実施します。

今後の方向性

国の示すガイドラインにもとづく人材の確保、実施場所といった体制整備や、関係部署との役割の明確化、連携に係る課題について研究・検討していきます。

(18) 親子関係形成支援事業

事業概要

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

今後の方向性

現在、児童発達支援センターつくし学園において、就学前から小学3年生の家族を対象に、こどもの行動を理解しながら上手にかかわれるコツを発達の専門家から学べる講座を開催しています。そこでは、全4回のプログラムを通じ、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を学び、同じ境遇の保護者同士が相互に悩みや不安を情報交換することで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行っています。

国が示す「親子関係形成事業」では、保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者、または保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者などが対象とされ、本市が実施している事業の対象者とは異なりますが、今後もニーズの把握や必要に応じて事業の活用も検討していきたいと考えています。

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

対象者は、保育所及び幼稚園等を利用していない0歳6か月から満3歳未満のこども。

今後の方向性

国の示す実施方法、実施場所、人員配置、それに伴う利用者可能枠、一時預かり事業の運用との整理等、制度設計の検討等の課題について研究・検討していきます。

5. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

【子ども・子育て支援法第61条第2項第3号関係】

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育園の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

（1）目的

①質の高い教育・保育の提供

幼稚園、保育園が培ってきた知識・技能などの双方の良さを活かし、子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。

②適正な集団規模の確保

子どもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流などを幅広く実施するため、子どもの育ちの視点に立った適正な施設規模を確保します。

③親や地域の子育て力の向上

保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動や親子の集いの場を設けるなど、地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実を図ります。

（2）教育・保育の一体的な提供の推進

保護者の就労に関わらず教育・保育の一体的な提供を行うため、平成22年4月に幼保一体型施設として岩滑こども園（保育所型認定こども園）を開設し、平成27年4月には板山幼稚園と板山保育園を統合した板山こども園（保育所型認定こども園）、亀崎幼稚園舎の建替えにあわせ亀崎幼稚園（幼稚園型認定こども園）を開設し、令和9年4月には成岩幼稚園と協和保育園を統合し（仮称）成岩こども園（幼保連携型認定こども園）の開設を予定しています。民間では、平成29年4月から旧住吉保育園が住吉こども園（幼保連携型認定こども園）に移行しました。今後も身近な地域で教育・保育を受けられる環境整備は重要であるため、地域の事情や特性、施設状況を十分考慮し、こども園化を推進する必要があります。

教育・保育の一体的な提供の推進については、教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境を整備します。

教育・保育機能については、新たなカリキュラムに基づく教育・保育の実践や、幼稚園・保育園等間の人事異動・交流を引き続き実施するとともに、子育てに関する相談活動

など地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実を図ります。

施設整備については、身近な地域で教育・保育を受けることができるよう地域の実情や施設の状況等を踏まえ、地域の理解を十分得たうえ、可能な地域から順次、認定こども園の整備を行い、教育・保育の一体的な提供を推進します。

①教育・保育機能の充実

○幼稚園・保育園における新たなカリキュラムの実践

幼稚園・保育園・認定こども園における共通な新たなカリキュラム「半田市幼児教育カリキュラム」に基づき教育・保育を実践します。

※半田市幼児教育カリキュラムでは、「めざすこども像」を次のとおり定めています。

めざすこども像
・夢をもち、心も体もたくましい子 ・よく考え、自ら行動する子 ・互いに認め合い、思いやりのある子 ・人の話をよく聞き、自分の思いが言える子

○幼稚園・保育園間の人事異動・交流の推進

幼稚園・保育園・認定こども園間の人事異動を引き続き実施するとともに、幼稚園教諭と保育士の合同研修を更に充実し、教育・保育の一体的な提供の推進に向けての体制整備を図ります。

○子育て支援施設としての機能充実

子育てに関する相談活動や親子の集いの場を引き続き設けるなど、地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実を図ります。

②施設整備

既存の認定こども園の運営状況を検証するなか、地域の実情や既存施設の状況、教育・保育の量の見込みや財政状況等を考慮するとともに、地域の理解を十分得たうえで、令和元年度に策定した「半田市保育園等公民連携更新計画」に基づき、こども園化、民営化の推進を図ります。また、現状・課題に対する施設更新、改修や保全修繕等の対策も併せて検討していきます。

なお、幼保一体型施設である認定こども園の運営形態については、地域の実情等を考慮するなか、幼保連携型、保育所型、幼稚園型、地方裁量型のいずれかを選択するものとします。

幼 保 連 携 型	学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有する施設として、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育の必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、保育の必要な子ども以外の子どもの受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

地 方 裁 量 型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ
--------------	---

(3) 認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校との連携の推進

「幼保小中一貫教育HANDAプラン」《資料編：資料 5-2(136～137 ページ)参照》を作成し、キャリア教育を推進しています。キャリア教育とは、子どもたち一人ひとりが「夢」やその先にある「幸せ」を追い求めて努力する尊さに気づき、社会的・職業的な自立に向け、目的意識をもって自分らしい生き方をするために必要な力を身に付けていくことを支援するものです。子どもたちがよりよく生きるために必要な4つの力（「課題解決に向けて行動する力」、「自分のよさを信じる力」、「人間関係を形成する力」、「夢を育む力」）を成長に合わせ、地域とともに連携・協働して育みます。

具体的な取組みとしては、中学校区ごとに「キャリア教育推進委員会」を設置し、継続して関係者の共通理解を図り、一貫した指導を推進するほか、教員の交流事業などを通じて、認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校との連携を進めています。

(参考) 半田市のキャリア教育では・・・

子どもたちが、よりよく生きるために必要な4能力「キャリアA・B・C・D」を育みます。

Action：アクション

「課題解決に向けて行動する力」を身に付けよう。（課題対応能力）

Believe：ビリーブ

「自分のよさを信じる力」を身に付けよう。（自己理解・自己管理能力）

Communication：コミュニケーション

「人間関係を形成する力」を身に付けよう。（人間関係形成・社会形成能力）

Dream：ドリーム

「夢を育む力」を身に付けよう。（キャリアプランニング能力）

(4) 教育・保育の質の向上及び国際化等に伴う体制整備の推進

質の高い教育・保育を提供するため、個々の職員の資質向上及び職員全体の専門性の向上を図る必要があります。このため、園内研修の充実や外部研修の積極的な活用に加え、知識・経験が豊富な職員による巡回指導を引き続き実施します。

また、国際化の進展や特別支援児の増加といった、多様化する保育ニーズに対応するため、通訳派遣による外国人園児への日本語指導や保護者への相談事業の実施、窓口対応でのコミュニケーションツールの活用に加え、取り出し療育の積極的な実施に取り組んでいますが、今後も関係機関と連携し、体制整備を推進します。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

【子ども・子育て支援法第61条第2項第4号関係】

令和元年10月から始まった「幼児教育・保育の無償化」に伴う「子育てのための施設等利用給付制度」について、本市では、過誤請求・過払いの防止等を考慮し、各利用施設に取りまとめを依頼するとともに、保護者の経済的負担を軽減するため、支払いは年4回実施し、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保を図っています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、国や県に対し、施設等の所在、運営や監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、国・県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組みを進めていきます。

7. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

【子ども・子育て支援法第61条第3項第1号関係】

近年の経済状況や女性の社会進出への意識の変化などにより、共働き家庭が増加しています。また、子育てに専念することを希望して退職する方がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う就労継続も依然として厳しい状況にあるといえます。

このような社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化を鑑み、産後の休業や育児休業から仕事への復帰の際に円滑に保育サービスを提供できるよう、特にニーズの高い低年齢児の受入れ枠の拡大に取り組む必要があります。

（1）教育・保育施設等の情報提供

保護者が産後の休業や育児休業明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行います。

（2）教育・保育施設等の環境整備

育児休業期間満了時（原則1歳到達時）から教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、質の高い保育を利用できるよう、保育所や幼稚園等の既存の社会資源を活用するなど、計画的な教育・保育施設の整備や地域型保育事業を推進します。

8. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策

【子ども・子育て支援法第61条第3項第2号関係】

(1) 児童虐待防止対策の充実

近年、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世代がこれまで以上に顕在化してきています。

児童福祉法第2条に規定される「全ての国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」《資料編：資料9(148ページ)参照》ことを絶えず原点としつつ、子どもが虐待を受けずに健やかに成長できるよう、子どもに携わる様々な機関や関係者が、連携を深めながら支援していくことがますます重要になってきています。

①関係機関との連携及び本市における相談支援体制の強化

子ども・子育て支援に携わる本市関係機関をはじめ、知多児相愛知県の専門機関、また、児童委員や地域の様々な子育て支援団体等の地域住民が、それぞれの立場や役割のもとで、日ごろから子どもや家庭の様子などの状況の把握に努めています。これらの機関が、日常的に情報を共有することにより、子どもを見守る環境づくりを行う必要があります。そのため、医師会や警察等も交え、要保護児童対策地域協議会（要対協）《資料編：資料8(140ページ)参照》を設置し、互いの機関の顔の見える関係をつくり、支援の必要な子どもや家庭にきめ細やかに対応するためのネットワークを構築しています。

また、相談支援機能の強化も、虐待防止の環境をつくるうえで重要です。そのためには、子どもや家庭への支援に必要な専門性を有した職員の配置や専門の相談窓口の開設が、有効な手段となります。

本市ではこれまでの相談支援体制に加え、令和4年4月より子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とした「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、「子育て世代包括支援センター」と一体的に支援するため、子育て支援課と保健センターの組織を改編して子育て相談課を設置しました。さらに、子どもの発達段階や家庭状況等も含めた総合的な支援を実施するため、発達支援に関する業務についても一元化を図り、子どもに関する相談窓口の統合を図り、妊娠期から出産、子育て期に至る過程をスムーズに切れ目なく支援しています。

また、子育て世帯に対する包括的な支援の体制強化等を図るため、市町村は、全ての妊産婦・子育て世帯、子どもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」《資料編：資料8(140ページ)参照》の設置に努めることとされ、本市は、令和4年4月に子育て相談課に同センター機能を位置づけ、連携強化の推進を図っています。

一方で、一時保護等の実施が適当と判断した場合など児童相談所の専門性や権限を要する場合には、遅滞なく知多児相への事案送致や必要な助言を求めています。

②発生予防（未然防止）、早期発見、早期対応等

児童虐待の防止には、妊娠期からの関わりや支援等により未然防止につなげていくことが必要です。そして、何よりも虐待を受けている子どもの早期発見、関係機関が連携した早期対応が重要です。

妊娠・出産期における定期的な健康診査や、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）（参照：92 ページ）は、支援を必要とするシグナルをキャッチする有効な機会となるため、子どもや親とのコミュニケーションを通じて、注意深く支援の必要性を見定めていきます。特に、支援の必要性が高いと判断する場合には、養育支援訪問事業（参照 93 ページ）や子育て世帯訪問支援事業（参照：94 ページ）等により、手厚い支援を速やかにかつ適切に行います。

また、関係機関が密に連携し、支援の必要な子どもや家庭の情報を適切に共有することが重要です。そこで、地域での子どもの見守りや各種行政サービスを通じた早期発見、早期対応そして未然防止の取組みを継続的に進め、子ども一人ひとりの安心、安全な育ちを支えます。

児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）では、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、誰もが通告することが義務づけられています。子どもの権利を一番に考えた支援が展開されるよう、要対協事務局の子育て相談課が関係機関の協力を得ながら、子どもに関わる機関等に意識啓発を繰り返し行います。

更に、体罰によらない子育てを推進するため、保護者向け子育て支援講座を開催するなど、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合えるよう支援をしていきます。

③社会的養護施策との連携

社会的養護施策の推進にあたっては、子育て短期支援事業の受け皿を確保するとともに、本事業を実施する児童養護施設等との連携、家庭児童相談室の活用等が必要です。

一方、里親や児童養護施設等で子どもが健やかに成長するためには、行政、学校、民間団体等の理解と協力のほか、里親の育成や支援につながる広報・啓発等、愛知県との連携により、地域で社会的養護が行えるような支援体制を整備していく必要があります。

また、母子生活支援施設では、母子が一緒に生活しながら親子の関係に着目した支援を受けることができることから、福祉事務所、知多児相、愛知県女性相談センター等の関係機関と連携し、母子の自立に向けた必要な支援を行います。

（2）障がい児施策の充実等

次代を担う子どもたちの健やかな成長を促していくためには、障がいや発達の課題の有無に関わらず、子ども一人ひとりに適切な支援を行う必要があります。また、子どもの年齢や発達の程度に応じて、心身ともに健やかに育成されるよう、必要な支援を行う必要があります。

そのためには、子どもや家庭の特徴を早期に把握し、速やかに支援につなげることが不可欠です。特別に支援が必要な子どもが、地域で安心して生活できるよう、ライフステージに応じ

た切れ目のない支援や、保健、医療、福祉、教育、就労等の分野と連携した支援を行うことにより、在宅支援の充実や就学支援を含めた教育支援体制の整備を図るなど、総合的な地域のインクルージョンの推進に取り組みます。

児童発達支援センター（つくし学園）では、子どもの成長、発達や障がいに関する様々な相談に対応するほか、子どもが集団生活へ適応するための専門的な支援を行う保育所等訪問支援事業、巡回療育支援といった「地域支援事業」を実施し、関係機関との連携を推進しています。そのほか、専門職チームの定期的な巡回による園、障がい児通所支援事業所、放課後児童健全育成事業への助言・指導や、支援者向けの研修会の開催等を行っており、児童発達支援センターがより一層、地域の核としての機能を果たせるよう、支援の充実に努めます。

小中学校、特別支援学校、幼稚園、保育園などにおいては、保護者の障がい受容やその後の円滑な支援につながるよう、子どもを直接支援する教諭や保育士に障がいに関する知識や各種支援施策の理解を深めてもらう機会を提供しています。また、行政、教育委員会、学校、園等が、本人及び保護者と教育や保育など必要な支援等について合意形成を図るほか、家族が適切な子育てを行うことができるよう支援を行っています。

更に、人工呼吸器を装着しているなど日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が病院を退院した時点から地域で必要な支援が受けられるよう、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、総合的な支援体制を推進しています。

これら障がい児施策の充実等に関する内容は、障害者総合支援法に基づく第4期半田市障がい者保健福祉計画（計画期間：令和6年4月から令和9年3月まで）及び児童福祉法に基づく第3期半田市障がい児福祉計画（計画期間：令和6年4月から令和9年3月まで）において策定し、推進しています。

9. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

【子ども・子育て支援法第61条第3項第3号関係】

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

①ワーク・ライフ・バランスを促進する意識啓発

市内のファミリー・フレンドリー登録企業等の取組紹介や、市内事業所を対象にワーク・ライフ・バランス推進セミナーを開催するなどにより、啓発活動に努めます。

※ファミリー・フレンドリー企業

社員が仕事と生活の調和を図ることができるよう積極的に取り組んでいる企業です。愛知県ではワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む企業を奨励し、その取組を広く紹介するため、登録制度を設けています。

②男性の育児参加の促進に資する取組

ニーズ調査結果において、育児休業については、取得した（取得中）と回答した母親 44.1%に対して、父親 12.5%であり、現状では母親に偏っています。一方で、父親の育児休業の取得率は低いものの、前回調査（3.0%）に比べて約4倍になり、父親の子育てへの意識の変化がみられます。産後パパ育休やパパ・ママ育休プラス等の育児休業制度の周知に努め、男性の子育てへの関わりを支援します。

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

①多様な働き方に対応した保育サービスの充実等多様な子育て支援の展開

近年、女性の社会進出が進んでおり、本市においても、ニーズ調査結果では、母親の就労状況について、「パート・アルバイト」（就学前児童：36.3%、小学生児童：46.1%）が最も高く、次いで「フルタイム」（就学前児童：27.2%、小学生児童：30.5%）となっています。前回調査と比べると「フルタイム」（就学前児童：22.0%、小学生児童：27.5%）が増加しており、今後も増加傾向が予想されます。このため、働く保護者のニーズに対応した保育、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業等の多様な預かり事業の整備・推進を実施します。

②就学後のこどもの居場所と保護者の就労支援

放課後児童クラブの登録児童数は、増加傾向が続いており、令和5年には1,066人と平成26年（558人）の2倍程度に増えています。今後もニーズが高まることが予想されるなか、必要とする全てのこどもたちが利用できる体制を整備します。

10. こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律関係】

平成 26 年に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、社会情勢の変化等に合わせ、令和 6 年に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正され、こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの“現在”の貧困を解消するとともに、こどもの“将来”の貧困を防ぐことを旨として推進していくことが求められています。

さらには、「こども大綱」や「こどもまんなか実行計画」等においても、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの将来の自立を後押しするための支援をすることを推進・加速していく方針が示されています。

(1) こどもに関する支援

①本市の取組

貧困によって将来が閉ざされることがないように、こどもの将来の自立を後押しするため、支援の必要性の高いこどもへの学習支援、居場所づくり等を行います。

ア 学習・生活支援事業

こどもが自らの能力を伸ばし、社会で自立して生きていく力を身につけていくことができる環境を提供するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯や児童扶養手当受給世帯等の中学生を対象に「学習・生活支援事業」を継続して実施しています。

こども一人ひとりに寄り添った学習機会の提供に加え、様々な事情を抱えるこどもにしっかりと向き合い、信頼できる大人との出会いや生活全般の相談、課外活動等を通して、将来への意欲を高められるよう継続して支援していくことで、貧困の連鎖解消につなげていきます。

さらには、対象を高校生まで拡大していくことにより、大学進学や高校中退防止が推進され、将来の生き方の選択肢が広がることにつながり、貧困の連鎖解消の加速化が期待できると考えています。

イ 関係部門との連携

学習・生活支援事業を始めとする取り組みを通じて把握したこどもの特性に応じ、関係部門や、教育委員会のスクールソーシャルワーカーや相談員等につなぐことで、学校生活や進路のサポート等を適切に受けられるようになること等を推進しています。

また、学校をプラットフォームとした総合的な対策の展開を目指し、スクールソーシャルワーカーを窓口として関係機関等との連携を図っています。

②地域・社会全体の取り組み

こどもたちが地域とのつながりを持って、安心して成長していくためには、地域資源も十分に活用することが不可欠です。

ア 子ども食堂等の居場所づくり

子ども食堂をはじめとした、地域の居場所づくりの輪が広がりつつあります。食事の提供のほか、学習支援や遊びの場の提供など地域ならではの多種多様な取り組みが行われてい

ます。これらの実施団体の活動情報を集約し、市民や関係機関へ周知する等の広報支援や、食材提供等の仲介を行っています。

地域と行政が調和をとりながら連携し、こどもたちを支えていくことを目指し、今後も更なる連携強化を図ります。

イ こどもの貧困に関する啓発活動

社会全体が「こどもの貧困」に対する理解を深め、身近なこととして受け止め、地域のこどもや、こどもを取り巻く環境に関心を寄せてもらうことを目的とした情報発信を、引き続き推進していきます。

(2) 家庭に関する支援

①ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭は、子育て、生計等の家庭における役割の全てを一人で担う、いわゆるワンオペレーションの中で、社会的に孤立しやすく、日々の生活において様々な困難を抱えやすい状況にあります。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応し、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組む必要があります。

また、児童扶養手当の現況届の受付の際にアンケート調査を実施し、各家庭の実態及びニーズの把握を図っています。

ア 母子・父子自立支援員の配置

母子・父子自立支援員が総合的な窓口となり、その家庭の抱える課題を把握し、それらの課題に応じた様々な支援を組み合わせるほか、必要に応じて関係部門や他の支援機関につながります。さらには、必要に応じて個別の自立支援計画を策定したうえで、目標達成のために継続して支援を行っています。

イ 「ひとり親家庭生活ガイドブック」の作成・配布

ひとり親家庭等が適切にサービスを知り、利用できるよう、半田市や愛知県内で利用が可能な支援をまとめた「ひとり親家庭生活ガイドブック」の作成・配布を行っています。併せて、児童扶養手当等の各種通知に案内を同封するなど、制度の周知や利用促進を図ります。

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進にあたって

計画の推進にあたっては、行政職員や幼稚園・保育園等の事業運営者による推進に加え、地域住民や民間企業など様々な主体と連携した上での計画の推進が必要となります。そのため、子ども・子育て支援に関する情報発信や情報提供を積極的に行い、社会全体、地域ぐるみで子ども・子育て支援が推進されるよう、子ども、子育て支援の環境向上やそうした環境整備に向けた意識の醸成を図ります。

また、子ども・子育て支援は、保健師や相談員などの様々な専門職により支援が行われています。本市で行われる子ども・子育て支援が質の高いものとなるよう、職員の資質や専門性の向上に資する取組みも併せて実施し、人材の育成に努めつつ、計画の推進を図ります。

2. 推進体制

計画の推進体制は、計画策定に携わる行政関係部課を中心に庁内関係各課と連携して取り組みます。

また、幼稚園や保育園等の教育・保育施設の運営事業者の方や地域において子ども・子育て支援に携わっている関係者、関係機関と十分な連携を図りながら、計画の着実な実施や推進を図ります。

3. 計画の達成状況の点検及び評価

計画の進捗状況等については、施策の実施状況や実施にかかる費用の使途や実績等を年度ごとに点検、評価します。その際、子育て当事者等の意見の反映をはじめ、子ども・子育て支援に関わる関係者の意見も参考にしながら評価を実施することとし、子ども・子育て会議の審査を経て、点検及び評価の結果はホームページ等で公表します。

4. 計画の見直し

今回策定する計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間として策定していますが、計画に定める量の見込みや確保の方策の計画値を変更する必要がある場合や、新たな施策を反映させる必要が生じた場合などには、社会情勢や利用者の動向などを見ながら、計画期間内に計画の一部見直しを行います。

資料編

1. 計画検討体制

(1) 半田市子ども・子育て会議

- ①委員名簿 資料1のとおり
- ②会議設置要綱 資料2のとおり

(2) ニーズ調査集計・分析業務の実施期間

株式会社都市研究所スパーシア

- ①委託内容：市で実施の「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の集計・分析業務
- ②委託期間：令和5年10月21日から令和6年3月29日まで
- ③集計・分析業務の報告図書「第3期半田市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査等業務委託 報告書」は別冊

2. 計画策定までの経過

(1) 子ども・子育て会議開催日程・内容等

日 時	内 容
令和5年11月13日	1 第3期半田市子ども・子育て支援事業計画策定に向けてのニーズ調査について 2 ニーズ調査の調査項目について
令和6年3月18日	1 ニーズ調査集計結果について 2 特定教育・保育施設等の利用定員の設定について 3 令和6年度の主要事業について
令和6年6月5日	1 今年度のスケジュールについて 2 第3期半田市子ども・子育て支援事業計画 各事業の「量の見込み」・「確保の方策」について
令和6年8月6日	1 第3期半田市子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和6年10月2日	1 第3期半田市子ども・子育て支援事業計画（案）最終確認について 2 パブリックコメント手続きの実施について
令和7年2月25日	1 パブリックコメント手続きの実施結果について 2 第3期半田市子ども・子育て支援事業計画の承認について

(2) 子ども・子育て会議検討部会開催日程・内容

日 時	内 容
令和5年10月23日	1 第3期子ども・子育て支援事業計画及び策定スケジュールについて 2 ニーズ調査の調査項目について
令和5年11月2日	1 ニーズ調査の調査項目について
令和6年1月15日	1 ニーズ調査速報と分析報告書の作成までの工程について 2 こども大綱を勘案した自治体こども計画について 3 第3期子ども・子育て支援事業計画基本構想について
令和6年2月13日	1 ニーズ調査集計結果、分析等について ① ニーズ調査集計結果（単純集計）について（就学前児童の保護者対象分） ②分析報告書構成（案）について ③「量の見込み」の算出作業について（スケジュール等）
令和6年4月11日	1 今年度のスケジュールについて 2 各事業の量の見込み・確保の方策について
令和6年5月10日	1 各事業の量の見込み・確保の方策について
令和6年6月14日	1 第3期半田市子ども・子育て支援事業計画骨子案の作成について 2 新規事業の量の見込み・確保の方策について
令和6年7月16日	1 第3期半田市子ども・子育て支援事業計画骨子案について ①施策の体系について ②重点的に進める取組について
令和6年8月23日	1 今後のスケジュールについて 2 第3期半田市子ども・子育て支援事業計画（案）修正について 3 教育・保育の確保の方策について 4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する確保の内容等について
令和6年9月13日	1 第3期半田市子ども・子育て支援事業計画（案）修正について 2 パブリックコメント手続きについて

3. ニーズ調査実施概要

(1) ニーズ調査の概要

①調査の目的

第3期半田市子ども・子育て支援事業計画策定のために市内に居住する就学前のこどものいる世帯、幼稚園、保育園等に通っているこどものいる世帯、小学生のこどものいる世帯を対象に子育て支援に関する施設やサービスの利用状況、今後の利用希望等の子育て支援サービスに関するニーズを把握するために実施

②調査の対象

○就学前児童のいる世帯：1,000 世帯

うち、幼稚園、保育園等に通っているこどものいない世帯：361 世帯

幼稚園、保育園等に通っているこどものいる世帯：639 世帯

○小学生のこどものいる世帯：1,000 世帯

③調査の方法

市内に居住する就学前児童のいる世帯は、郵送配布・郵送回収

幼稚園、保育園等に通っているこどものいる世帯、小学生のこどものいる世帯は、幼稚園、保育園等、学校での直接配布、直接回収

※直接配布、郵送配布ともに QR コードを読み取ることにより Web で回答することもできるよう、回答フォームを用意

④調査期間

令和5年12月5日（火）から12月19日（火）まで

⑤回収状況

区分	配布数（世帯）	有効回収数（世帯）	有効回収率
就学前児童	1,000	639 ※うち Web 回答 222	63.9%
小学生	1,000	748 ※うち Web 回答 219	74.8%

(2) ニーズ調査実施内容

別冊「第3期半田市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査等業務委託 報告書」
参照

（株式会社都市研究所スペース／令和6年3月）

○半田市子ども・子育て会議 委員 (順不同 敬称略)

委 員 構 成	所 属	役 職	氏 名
子どもの保護者	岩滑北保育園	父母の会会長	大隈 美紀(R5)
	葵保育園	父母の会会長	林田 佑佳(R6)
	半田幼稚園	育友会会長	田中 由加里(R5)
	成岩幼稚園	愛育会会長	原口 博子(R6)
事業主	知多信用金庫	人事教育部 人事教育課課長代理	大崎 裕美子(R5)
	株式会社沢田工務店	監査役	澤田 恵子(R6)
労働者	JFE スチール知多労働組合	執行委員長	福田 昌寛(R5, R6)
子ども・子育て 支援事業関係者	かとう助産院		加藤 朋子(R5)
	社会福祉法人半田同胞園	理事長	北村 正信(R5, R6)
	つばさ幼稚園	園長	山田 晶美(R5)
	長根幼稚園	園長	竹内 あつ子(R6)
	半田市教育委員会	教育委員	正村 日登美(R5, R6)
	社会福祉法人太陽	理事長	榊原 千恵美(R5)
	特定非営利活動法人 どりーむハウス	理事	天野 真弓(R6)
	一般社団法人 にじいろえがお	理事 館長	都築 佳子(R6)
	半田市民生委員 児童委員協議会	主任児童委員	立松 増美(R5)
	半田市民生委員 児童委員協議会	主任児童委員	小島 典子(R6)
学識経験者	日本福祉大学 社会福祉学部	教授	末盛 慶(R5, R6) [会長]
市職員	半田市教育部	部長	森田 知幸(R5, R6)
	半田市子ども未来部	部長	伊藤 奈美(R5) [副会長]
	半田市子ども未来部	部長	間瀬 恒幸(R6) [副会長]

※名簿中の()表示は、委員の在任年度

○半田市子ども・子育て検討部会員

所属部	所 属	課 等
教育部	学校教育課長 内藤 誠 (R5, R6)	総務担当主査 羽根 広(R5, R6)
子ども 未来部	子育て相談課長 三輪 象太郎 (R5, R6)	家庭相談担当主査 佐藤 章貴(R5, R6) 母子保健担当主査 和田 恭子(R5, R6)
	幼児保育課長 前田 成久 (R5, R6)	保育担当副主幹 冨塚 直樹(R5) 保育担当主査 岩田 幸士(R6)
	子ども育成課長 小林 徹 (R5, R6)	児童福祉担当副主幹 内田 由比子(R5) 健全育成担当副主幹 森本 総一郎(R6) 健全育成担当主査 瀧田 裕樹(R5) 児童福祉担当主査 大木 あゆみ(R6) 子育て支援センター担当主査 山田 陽子(R5, R6) 健全育成担当主事 服部 晃良(R5, R6)

※名簿中の（ ）表示は、部会員の在任年度

半田市子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、半田市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事項に関すること。
- (2) 半田市次世代育成支援対策に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主及び労働者
- (3) 子ども・子育て支援事業関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 市の職員

2 委員の定数は15名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 会議には会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(傍聴の取扱い)

第7条 会議は、議長の許可を得た者が傍聴することができる。

(検討部会の設置)

第8条 会議の検討部会として、子ども・子育て検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

2 検討部会は、第2条に定める事項について協議及び検討するものとする。

3 検討部会は、部会長を子ども育成課長とし、部会員は、別表に掲げる課の職員をもって充てる。

4 検討部会は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

5 部会長は、必要があると認めるときは、検討部会に関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 会議及び検討部会の庶務は、子ども未来部子ども育成課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議及び検討部会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 半田市次世代育成支援行動計画策定推進委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月12日から施行する。

別表

子ども育成課、子育て相談課、幼児保育課、学校教育課、生涯学習課

○子ども・子育て支援法に定める地域子ども・子育て支援事業解説

No.	事業名 (法律上の名称)	概要
1	利用者支援事業	こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
2	妊婦等包括相談支援事業	妊婦及びその配偶者等に対して、面談等により、心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業
3	妊婦健診	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
4	産後ケア事業	出産後1年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助（以下この項において「産後ケア」という。）を必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児につき、次のいずれかに掲げる事業 - 一 病院、診療所、助産所その他内閣府令で定める施設であって、産後ケアを行うもの（「産後ケアセンター」という。）に産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児を短期間入所させ、産後ケアを行う事業 - 二 産後ケアセンターその他の内閣府令で定める施設に産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児を通わせ、産後ケアを行う事業 - 三 産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児の居宅を訪問し、産後ケアを行う事業
5	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
6	養育支援訪問事業、要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業 ※要保護児童対策協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業
7	子育て世帯訪問支援事業	要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業
8	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））
9	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
10	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
11	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
12	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

No.	事業名 (法律上の名称)	概要
13	病児保育事業 (病児・病後児保育)	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業
14	放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童について、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業
15	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
16	多様な事業者の参入を促進する事業	特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
17	児童育成支援拠点事業	養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業
18	親子関係形成支援事業	親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業
19	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保育所等に入所していない三歳未満の乳児又は幼児に、保育所等の施設において、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況や養育環境を把握するための面談、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業

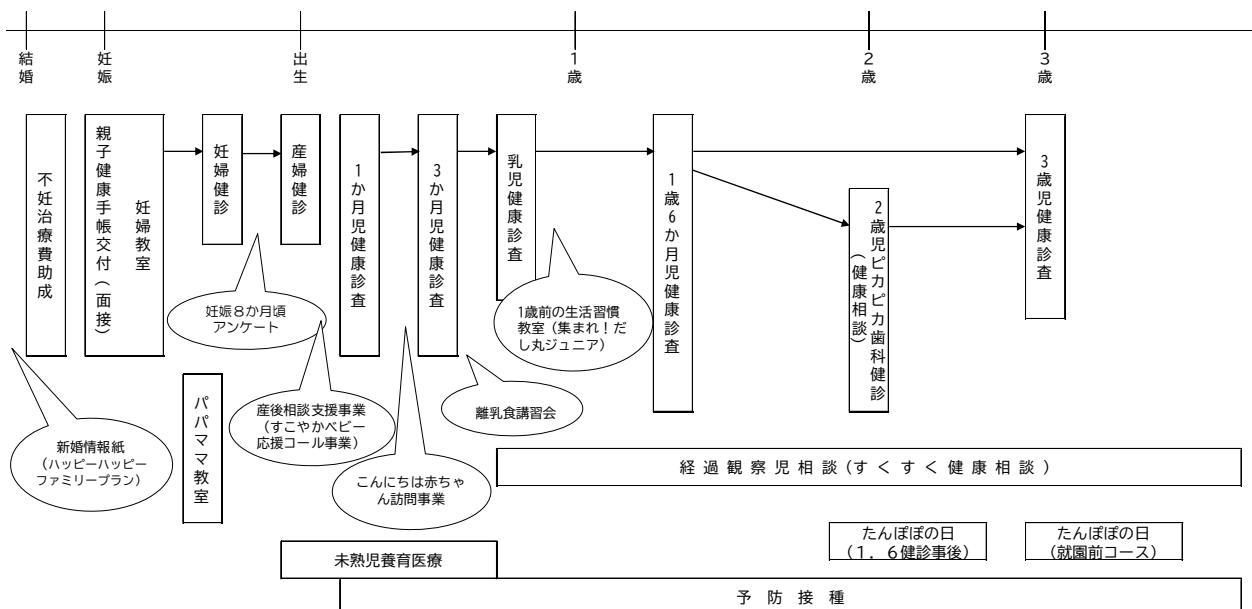
○母子保健法に基づく事業について

母子保健法に基づき、妊婦・乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母親並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査を実施しています。

妊娠期から切れ目ない支援をするために、親子（母子）健康手帳交付時に保健師が面談を行い、セルフケアプランを作成し、妊娠期から各家庭の生活状況や不安に合わせた支援を実施しています。産後の支援については、産後2週間頃に助産師や保健師が電話で母子の体調確認や育児相談等を行い安心して子育てができるよう伴走型相談支援を通じた必要な支援を行っています。

その他、母子手帳アプリ等を活用した情報の提供や子どもの年齢に応じた教室等を実施しています。

半田市における母子保健法等の事業



※母子保健法については、資料編・資料9(146～147ページ)を参照

○学校教育H A N D A プラン（概要）

－第2次学校教育H A N D A プラン（概要）－

半田市教育委員会教育部学校教育課

策定のねらい

学校・家庭・地域及び行政の連携の基、半田市の将来を担う子どもたちが、郷土を愛し、確かな学力を身に付け、豊かな心や健やかな体を育むための理念、施策を策定するものです。

計画の範囲

幼稚園、小学校、中学校を中心として、子どもたちを取り巻く家庭、地域及びこれらを支える行政を含めた学校教育に関わる取り組みを範囲とします。

本計画は、基本理念及び施策で構成し、より具体的な取り組みについては、各年度の教育目標、学校経営案等に盛り込み、より効果的な実施を図ります。

計画の理念

ふるさと半田を愛する心を育み、
自分らしさと夢を育む学校教育の推進

計画の期間

令和5年度から令和12年度
までの8年間

計画の取り組み

①ふるさと半田のよさを知り、愛し、誇れる人を育成します

- ・コミュニティ・スクール制度の推進
- ・ふるさと教育の推進

②かけがえのない「命」を大切にし、人の役に立とうとする人を育成します

- ・いじめへの対応の充実
- ・不登校児童生徒への対応の充実
- ・人権教育、多様性理解の推進
- ・道德教育の充実

③確かな学力を身に付け、夢や目標に向かって自らを高めようとする人を育成します

- ・キャリア教育の推進
- ・SDGs の理念を踏まえた教育の推進
- ・主体的・対話的で深い学びの推進ときめ細かな指導の充実
- ・情報活用能力の育成と ICT 活用教育の推進
- ・特別支援教育の充実
- ・グローバル社会への対応の推進

④望ましい生活習慣を身に付け、健康と体力の向上を図ろうとする人を育成します

- ・学校体育・生涯スポーツの充実

⑤教育環境の整備と充実を進めます

- ・学校における働き方改革
- ・学校施設・設備の充実
- ・大規模災害や感染症拡大等の緊急時における学びの保障
- ・学校安全・防災教育の推進

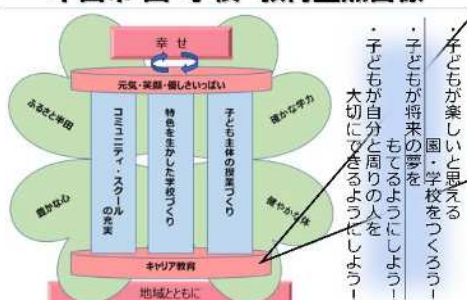
あいさつ「ごんごん運動」イメージキャラクター



○幼保小中一貫教育HANDAプラン（概要）

半田市のキャリア教育**半田市教育委員会**

半田市では、キャリア教育を「生き方教育」と捉え、すべての教育活動のベースに位置付けています。子どもたちが「夢」やその先にある「幸せ」を追い求めて努力することの尊さに気づき、社会的・職業的な自立に向け、目的意識をもって自分らしい生き方をするために、必要な力を身に付けていくことを支援する教育と考えています。

半田市 園・学校 教育重点目標**A**ction:アクション

「課題解決に向けて行動する力」
を身に付けよう
(課題対応能力)

**B**elieve:ビリーブ

「自分のよさを信じる力」
を身に付けよう
(自己理解・自己管理能力)

半田市のキャリア教育では…、
子どもたちが、よりよく生きるために必要な4能力「キャリアA・B・C・D」を育みます。

Communication:コミュニケーション

「人間関係を形成する力」
を身に付けよう
(人間関係形成・社会形成能力)

**D**ream:ドリーム

「夢を育む力」
を身に付けよう
(キャリアプランニング能力)



さらなる充実を目指して、地域とともに連携・協働して育みます。

「キャリア教育」を推進します。

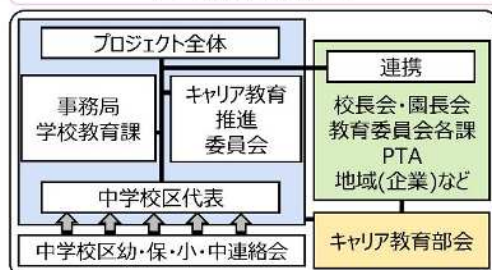
義務教育課程修了までの一貫したプログラムにしたがって、幼稚園・保育園・こども園・小学校・中学校で連携し、キャリア教育を推進します。

「中学校区幼・保・小・中連絡会」を開催します。

幼・保・小・中で滑らかな接続ができるよう、中学校区ごとに連絡会等を設置し、生活習慣、園児・児童・生徒や教員の交流などについて共通理解を図り、一貫した指導を推進します。

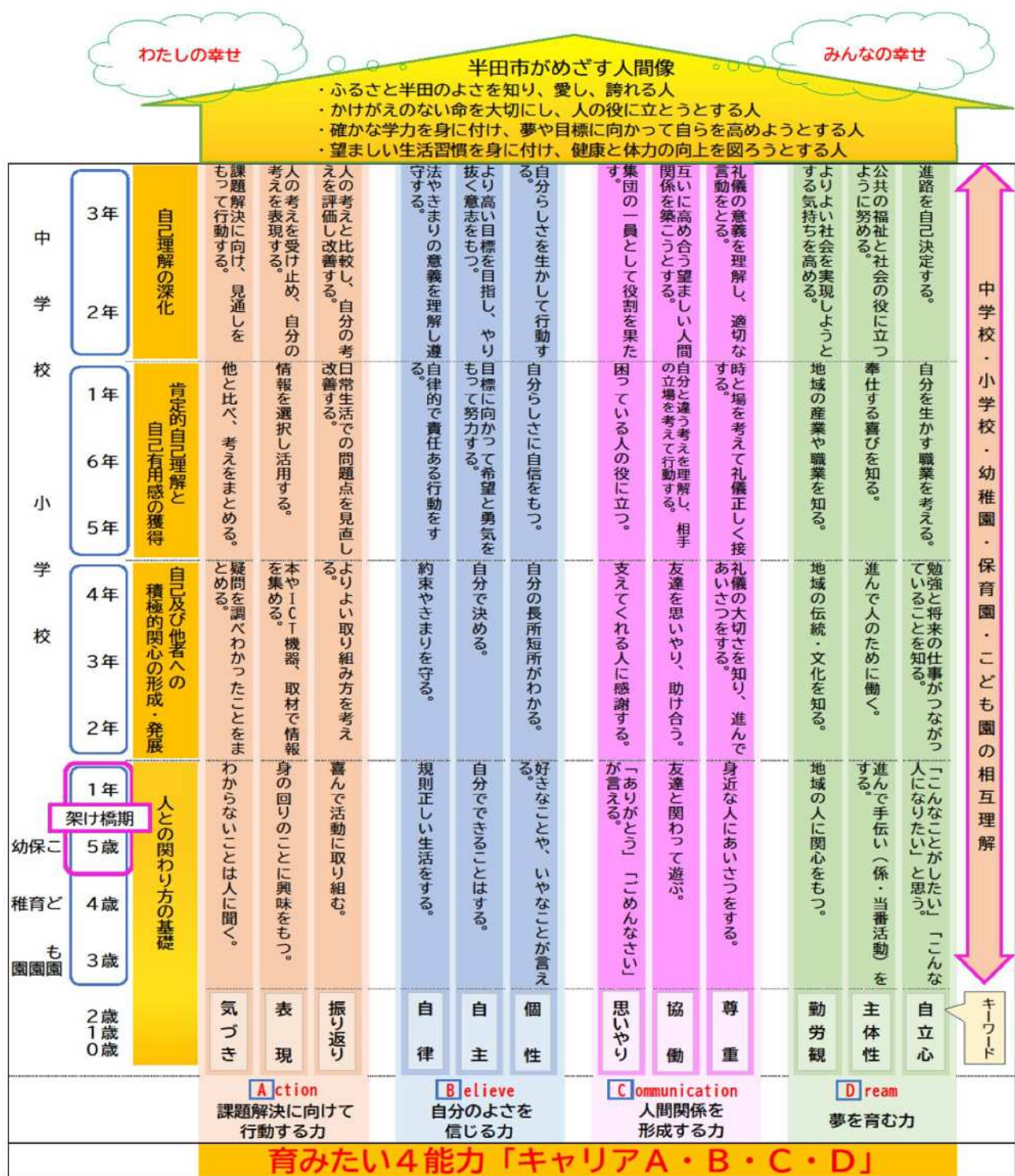
「キャリアパスポート」を活用します。

子どもたち一人一人が、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりできるように、小中学校では、キャリア教育活動の取り組みを「キャリアパスポート」に記録し、蓄積します。

全体組織図**半田市教育委員会**

〒475-8666
愛知県半田市東洋町2丁目1番地
TEL (0569)21-3111
FAX (0569)24-0511
E-mail: gkkyoiku@city.handa.lg.jp





○第3期半田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（抜粋）

「第3期半田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、「半田市人口ビジョン」を踏まえ、人口減少への対応や地域経済の活性化に向けた今後5か年（2025年度～2029年度）の基本目標と本市の特色や地域資源を活かした施策を定め、本市が将来にわたって「住みたいまち」、「訪れたいまち」とされるために策定したもの。

1. 基本目標と基本的方向

基本目標① 産業を振興し安定して働く場のある「まち」をつくる
（省略）

基本目標② 市内外から人々が集い活発な交流のある「まち」をつくる
（省略）

基本目標③ 若い世代に選ばれる「まち」をつくる
○妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援により父母の不安や負担の軽減を図るとともに、仕事と子育ての両立を支援します。
○子どもたちが、まちの歴史や文化を理解し、ふるさとに愛着と誇りを持ち続けられるとともに、確かな学力を身につけ、豊かな心や健やかな体を育むための教育を推進します。
○まちのイメージ向上につながる取組や居住に関する環境の整備等により、若い世代の定住を促進します。

基本目標④ 安全で快適な環境のもとで安心して暮らせる「まち」をつくる
（省略）

2. 基本目標ごとの施策

基本目標① （省略）

基本目標② （省略）

基本目標③ 若い世代に選ばれる「まち」をつくる
■出産・子育てのしやすい環境の整備
○出産・子育てへの経済的支援
○子どもを産み育てるサポート体制の充実
○仕事と子育ての両立支援
■健やかな育ちと学びにより子どもの確かな成長の支援
○子どもの健康の維持・増進
○地域とともにふるさと半田を大切にする子どもの育成
○子どもたちが幸せを実現するための教育の推進
キャリア教育の推進と知徳体のバランス豊かな子どもの育成
■若い世代の定住を促進
○居住しやすい環境の整備
○まちのイメージの向上とまちへの愛着醸成

基本目標④ （省略）

○第3期半田市障がい児福祉計画（概要）

1. 計画の概要

（1）計画の趣旨

児童福祉法第33条の20に基づき、子どもの年齢や発達に応じて、子どもと家族の意見が尊重される中で、その最善の利益が考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、必要な福祉サービスの給付やその他の支援に関して数値目標を設定し、実現していく計画です。

（2）計画期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

2. 基本理念

「すべての子どもが心身ともに健やかに成長できるまち・はんだ」

3. 基本目標

（1）子どもと家族に合わせた切れ目のない支援を提供します。

（2）子ども自身が目指す将来像をみんなで共有し、その実現に向けて支援します。

4. 重点施策

特に重点的に取り組む施策を次のとおり定めます。

（1）ライフステージに応じた切れ目のない支援

子どもの成長に応じて、次のライフステージにおける様々な関係機関が連携を強化し、子どもや家族が安心して必要な支援を受け続けられるよう、情報提供を丁寧に行い、その中で自己選択ができる体制を整備します。

（2）保健・医療・福祉・保育・教育・就労等と連携した支援

一人の子どもを同時期に支援する機関が子どもの将来を共にイメージし、目標を共有して支援を行います。

（3）児童発達支援センターの機能の充実

障がいのある子どもとその家族に対し、関係機関が連携して支援できるよう児童発達支援センターの機能を強化します。

（4）特別な支援が必要な児童への支援体制の整備

どのような障がい（重症心身障がい、医療的ケア、強度行動障がい、高次脳機能障がい等）にあっても、住み慣れた半田で暮らし続けられるよう支援体制を整備します。

（5）家族支援の重視

障がいのある子どもはもちろんのこと、家族も安心して暮らし続けることができるよう、共に学ぶ機会や交流の場を設けるとともに、家族支援の体制を整備します。

（6）地域社会への参加包容の推進と合理的配慮障がいのある子どもと家族のふだんの暮らしの中にある社会的障壁を取り払うとともに、合理的配慮があたり前に行われるよう事業者や地域住民に働きかけます。

○半田市要保護児童対策地域協議会（概要）

要保護児童等に対し、関係する複数の機関で支援を行うため、児童福祉法に定められている「子どもを守る地域ネットワーク」です。

<協議会の対象となる児童、妊婦>

（１）要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童であり、虐待を受けた児童に限らず、非行児童、不登校児童、発達支援を必要とする児童などが含まれます。

（２）要支援児童

保護者の養育を支援することが特に必要な児童をいいます。

（３）特定妊婦

出産後の養育について、出産前において支援が必要な妊婦をいいます。

○こども家庭センター（概要）



児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置や、身近な子育て支援の場における相談機関（地域子育て相談機関）の整備に努めることされました。

「こども家庭センター」は、従来の「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応することを目指しています。

＜半田市の現状＞

令和4年4月から子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とした「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、「子育て世代包括支援センター」と一体的に支援することが求められるなか、子育て支援課と保健センターの組織を改編して子育て相談課を設置しました。

一つの課で一体的に支援を実施したことで、母子保健と児童福祉双方に十分な知識を有する統括支援員を配置して、マネジメント体制を構築し、連携強化の推進を図っています。また、子どもの発達段階や家庭状況等も含めた総合的な支援を実施するため、発達支援に関する業務についても一元化を図り、子どもに関する相談窓口を統合したことで、妊娠期から出産、子育て期に至る過程をスムーズに切れ目のない支援を実施しています。



参考法令・関係条文

1. 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第 3 条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第59条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

・・・＜資料3に掲げる事業を法定＞・・・

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

・・・＜同条第5項～第6項 略＞・・・

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

・・・＜同条第9項～第10項 略＞・・・

（市町村等における合議制の機関）

第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

・・・＜以下略＞・・・

2. 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（基本理念）

第 3 条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 4 条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（市町村行動計画）

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を 1 期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

・・・＜同条第 3 項～第 8 項 略＞・・・

3. 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もつて国民保健の向上に寄与することを目的とする。

（国及び地方公共団体の責務）

第 5 条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たっては、当該施策が乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意するとともに、その施策を通じて、前三条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。

（保健指導）

第 10 条 市町村は、妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は医師、歯科医師、助産師若しくは保健師について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

（健康診査）

第 12 条 市町村は、次に掲げる者に対し、内閣府令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 一 満 1 歳 6 か月を超え満 2 歳に達しない幼児
- 二 満 3 歳を超え満 4 歳に達しない幼児

2 前項の内閣府令は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 9 条第 1 項に規定する健康診査等指針（第 16 条第 4 項において単に「健康診査等指針」という。）と調和が保たれたものでなければならない。

第 13 条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

（母子健康手帳）

第 16 条 市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

2 妊産婦は、医師、歯科医師、助産師又は保健師について、健康診査又は保健指導を受けたときは、その都度、母子健康手帳に必要な事項の記載を受けなければならない。乳児又は幼児の健康診査又は保健指導を受けた当該乳児又は幼児の保護者についても、同様とする。

- 3 母子健康手帳の様式は、内閣府令で定める。
- 4 前項の内閣府令は、健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

（産後ケア事業）

第17条の2 市町村は、出産後一年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助（以下この項において「産後ケア」という。）を必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児につき、次の各号のいずれかに掲げる事業（以下この条及び第十九条の二第一項において「産後ケア事業」という。）を行うよう努めなければならない。

- 一 病院、診療所、助産所その他内閣府令で定める施設であつて、産後ケアを行うもの（次号において「産後ケアセンター」という。）に産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児を短期間入所させ、産後ケアを行う事業
 - 二 産後ケアセンターその他の内閣府令で定める施設に産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児を通わせ、産後ケアを行う事業
 - 三 産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児の居宅を訪問し、産後ケアを行う事業
- 2 市町村は、産後ケア事業を行うに当たっては、産後ケア事業の人員、設備及び運営に関する基準として内閣府令で定める基準に従つて行わなければならない。
- 3 市町村は、産後ケア事業の実施に当たっては、妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、児童福祉法第十条の二第一項のこども家庭センター（次章において単に「こども家庭センター」という。）その他の関係機関との必要な連絡調整並びにこの法律に基づく母子保健に関する他の事業並びに児童福祉法その他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（養育医療）

第20条 市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療（以下「養育医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

・・・＜同条第2項～第7項 略＞・・・

4. 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第 1 条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第 2 条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第 3 条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

・・・＜以下略＞・・・





半田市
子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行：半田市子ども未来部子ども育成課

〒475-8666

愛知県半田市東洋町2-1

TEL：0569-84-0658

FAX：0569-84-0610